

令和7年度
(2025年度)

学 生 便 覧



独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校詫間キャンパス

目 次

1. 沿革の概要	1
2. 学則・学生準則	
(1) 学 則	7
(2) 学生準則	4 5
(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項	5 0
3. 教務関係	
(1) 学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程	5 3
(2) 単位追認試験実施申し合わせ	5 7
(3) 香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程	5 8
(4) 他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する規程	6 1
(5) 校外実習（インターンシップ）について	6 3
4. 学生支援関係	
(1) 職業紹介業務運営規程	6 5
(2) 専攻科入学及び大学編入学に関する推薦要項	6 6
(3) 学生表彰規程	6 7
(4) 香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程	6 9
(5) 図書館規程	7 2
(6) 図書館利用細則	7 4
5. 学生寮関係	
(1) 学生寮管理運営規則	7 7
(2) 学生寮管理運営細則	7 8
6. 学生心得	
(1) 生活一般について	8 5
(2) 校内生活について	8 5
(3) 自然災害(台風等)による休校について	8 7
(4) 服装について	8 8
(5) 頭髪等みだしなみについて	8 8
(6) 不要物品の校内持ち込みについて	8 8
(7) 飲酒・喫煙について	8 8
(8) 賭博行為について	8 9
(9) 校外生活について	8 9
(10) アルバイトについて	8 9
(11) 下宿について	8 9
(12) 通学方法等について	8 9
(13) バイク通学許可基準	9 0
(14) 運転免許取得について	9 0
(15) 諸手続一覧について	9 1
(16) 諸納金一覧について	9 3
(17) 無線従事者国家試験について	9 3
(18) 工事担任者国家試験について	9 5
7. 福利厚生	
(1) 奨学金制度	9 7
(2) 高等学校等就学支援金制度	9 9

(3) 授業料等の減免	100
(4) 各種相談制度	101
(5) 日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)	101
(6) 学校学生生徒旅客運賃割引証	102
(7) 通学定期券	103
(8) 福利施設の利用	103
8. 学生会関係	
(1) 学生会準則	105
(2) 学生会規約	106
(3) 学生会選挙細則	112
9. 施設等の利用関係	
(1) 情報基盤センター規程	115
(2) 情報基盤センター利用細則	118
(3) 体育施設使用心得	120
(4) 合宿研修所運営規程	121
(5) 合宿研修所使用細則	122
(6) 福利センター運営規程	123
(7) 福利センター使用細則	124
(8) 職員集会所使用内規	126
(9) 夕風荘使用者心得	128
(10) 舟艇使用心得	129
10. その他	
(1) 学生歌・応援歌・寮歌	131
(2) 建物配置図	137

年間行事予定表

校 章 の 由 来

旧高松高専、旧詫間電波高専の伝統を守りつつ、新しいイメージになるよう考案され、中央の「K」は、古の良さと新しき時代を融合させた書体で力強さを表し、「K」から生え実った2つのオリーブの実は、高松キャンパスと詫間キャンパスを表している。

本 校 の 使 命

本高専は、「豊かな人間性を有し創造力に富む実践的な技術者の育成」と「地域における知の拠点としての社会貢献」を使命として掲げ、教育研究基盤並びに管理運営基盤の強化を図り、創造力に富む実践的な技術者を育成するとともに香川県の産業界や行政と連携を深めて地域の活性化に貢献する。

本校の育成する人財像

本高専では育成する人財像を次のように設定しています。

1. 広い視野を持ち、自然との調和を図り、人類の幸福に寄与できる技術者（倫理）
2. 科学技術の基礎知識と応用力を身につけ、時代の変遷に対応できる技術者（知識）
3. 課題解決の実行力と創造力を身につけ、社会に有益なシステムを構築できる技術者（実行力）
4. 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者
(コミュニケーション能力)

香川高等専門学校校歌

作詞:藤本友美

作曲:永町一樹



1. き のめほころぶとき だ い ちの いき づ かい さ
2. の びるわかばのとき し ろ いは な が さく た
3. め ぐみゆたかなとき か た くみ を む すぶ な

ぬ き の み ど り に は か ぜ す み わ た る た
か く は る か な そ ら の そ む た い よ う お
が め る せ と の う み あ お い さ ざ な み

く ま し く み な ぎ る お も い み
お き な あ す そ の て に ひ め て う
た い も ゆ じ ゆ う な ひ と み い

ら い こ め そ う ぞ う は ぐ く み ゆ こ う
け つ が ん で ん と う む す び て ゆ こ う こ
ざ つ ど い こ う が く ひ ら い て ゆ こ う

こ ろ ひ と つ な ぎ か が わ こ う せ ん

- 1 木の芽ほころぶ時 大地の息づかい 讃岐のみどりには 風澄み渡る
遅しく みなぎる想い 未来こめ 創造 育みゆこう
心ひとつなぎ 香川高専
- 2 伸びる若葉の時 白い花が咲く 高く遙かな空 臨む太陽
大きな明日 その手に秘めて 受け継がん 伝統 結びてゆこう
心ひとつなぎ 香川高専
- 3 恵み豊かな時 固く実を結ぶ 眺める瀬戸の海 青いさざ波
期待萌ゆ 自由な瞳 いざ集い 工学 拓いてゆこう
心ひとつなぎ 香川高専

1. 沿 革 の 概 要

沿 革 の 概 要

平成21年10月	1日	高松工業高等専門学校と詫間電波工業高等専門学校を高度化・再編し、独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校を設置 創造基礎工学系（機械工学科，電気情報工学科，機械電子工学科，建設環境工学科），電子情報通信工学系（通信ネットワーク工学科，電子システム工学科，情報工学科）を設置 専攻科（創造工学専攻，電子情報通信工学専攻）を設置 初代校長に嘉門雅史（高松工業高等専門学校長）就任
平成21年10月	14日	開校記念式典 举行
平成22年	3月18日	第1回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（高松キャンパス）
平成22年	3月19日	第1回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（詫間キャンパス）
平成22年	4月 6日	第1回入学式举行（香川高専第1期生入学式）
平成25年	1月26日	香川高等専門学校創基70周年・高専創立50周年記念式典举行
平成26年	3月18日	第5回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（高松キャンパス）
平成26年	3月19日	第5回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（詫間キャンパス）
平成26年	4月 1日	第2代校長に八尾健（京都大学大学院エネルギー科学研究科教授・工学博士）就任
平成27年	3月19日	第6回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（香川高専第1期生卒業式）
平成30年	4月 1日	第3代校長に安蘇芳雄（大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター教授・理学博士）就任
令和 元年	9月19日	香川高等専門学校開校10周年記念式典举行
令和 3年	4月 1日	第4代校長に田中正夫（大阪大学大学院基礎工学研究科教授・学術博士）就任
令和 6年	4月 1日	第5代校長に荒木信夫（一関工業高等専門学校長・博士（工学））就任
令和 6年	4月 5日	令和6年度入学式举行
令和 7年	3月19日	令和6年度卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行

旧高松工業高等専門学校沿革

昭和36年5月高松工業高等専門学校設置期成同盟会が結成され、次いで昭和37年1月高松工業高等専門学校設置準備会及び同校設置準備委員会が構成され、昭和37年3月29日国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和37年法律第36号）が公布されるにおよび本校の設置が正式に決定した。

昭和37年	4月 1日	初代校長に増山義雄（大阪府立大学教授）が就任 香川県立高松工業高等学校並びに高松市立二番丁小学校の一部を仮校舎として発足した。
	4月20日	開校式並びに第1回入学式挙行（機械・電気） この日を開校記念日とする。
昭和38年	3月30日	校舎、寄宿舍の第1期工事完工
	4月 1日	仮校舎から新校舎に移転
昭和39年	3月10日	校舎、寄宿舍の第2期工事完工
昭和40年	3月30日	校舎、寄宿舍の第3期工事完工
	4月 1日	事務部制施行（会計・庶務の2課）
昭和41年	3月30日	寄宿舍の第4期工事完工 水泳プール工事完工
	4月 1日	土木工学科設置
	4月11日	第5回入学式挙行（機械・電気・土木）
昭和42年	3月21日	第1回卒業証書授与式挙行（機械・電気）
	3月25日	校舎の第5期工事完工
昭和45年	4月 1日	事務部に学生課設置
	12月18日	サーキットトレーニングセンター工事完工
昭和46年	3月18日	第5回卒業証書授与式挙行（機械・電気・土木）
	3月20日	図書館工事完工
昭和48年	3月16日	機械工学棟、同実習工場増築工事完工
	11月10日	創立10周年記念碑除幕式挙行
昭和49年	3月22日	電子計算センター工事完工
	4月 1日	校長 増山義雄が退官
	4月 1日	校長に立松秋雄（文部省大学学術局科学官）が就任
昭和52年	4月 1日	編入生受入れ開始
昭和53年	2月28日	第二運動場テニスコート工事完工
	11月30日	第二運動場野球場工事完工
昭和55年	3月14日	第二体育館工事完工
昭和56年	3月30日	普通教室増築工事完工
昭和57年	3月 8日	風洞実験室工事完工
	4月 1日	校長 立松秋雄が退官
	4月 1日	校長に國松治男（文部省初等中等教育局審議官）が就任
	4月 1日	公開講座、聴講生・研究生受入れ開始
	4月30日	福利施設（自彊会館）工事完工
	10月 8日	創立20周年記念式典挙行
昭和58年	3月28日	合宿研修施設（和敬館）工事完工
昭和59年	3月 7日	職員集会所工事完工
	3月26日	レンガの広場工事完工
昭和61年	6月16日	校長 國松治男が退官
	6月16日	校長に河西三省（京都大学名誉教授）が就任
昭和62年	3月31日	高機能化技術教育研究センター工事完工
	8月31日	高機能化技術教育研究センター竣工記念式典挙行
昭和63年	4月 1日	外国人留学生受入れ開始

平成 2 年	4 月 1 日	制御情報工学科設置
	4 月 9 日	第 2 9 回入学式举行 (機械・電気・制御情報・土木)
平成 3 年	3 月 3 1 日	校長 河西三省が退官
	4 月 1 日	校長に山本 清 (日本国際教育協会専務理事) が就任
平成 4 年	10 月 7 日	創立 3 0 周年記念式典举行
平成 5 年	3 月 1 9 日	制御情報工学科棟工事完工
平成 6 年	4 月 1 日	土木工学科を建設環境工学科に改組
	4 月 8 日	第 3 3 回入学式举行 (機械・電気・制御情報・建設環境)
	5 月 1 8 日	制御情報工学科棟竣工式及び創立 3 0 周年記念植樹
	9 月 3 0 日	高機能化技術教育研究センター増築工事完工
平成 7 年	3 月 1 4 日	第 2 9 回卒業証書授与式举行 (機械・電気・制御情報・土木)
平成 8 年	6 月 3 0 日	校長 山本 清が退官
	7 月 1 日	校長に平川忠男 (大学入試センター副所長) が就任
平成 1 1 年	3 月 1 2 日	第 3 3 回卒業証書授与式举行 (機械・電気・制御情報・建築環境)
	4 月 1 日	専攻科 (機械電気システム工学専攻・建設工学専攻) 設置
	4 月 8 日	第 3 8 回入学式及び第 1 回専攻科入学式举行
	8 月 3 1 日	太陽光発電設備工事完工
	9 月 3 日	太陽光発電設備竣工式举行
平成 1 3 年	1 月 3 1 日	専攻科棟工事完工
	3 月 8 日	第 3 5 回卒業証書授与式及び第 1 回専攻科修了式举行
	3 月 1 6 日	専攻科設置及び専攻科棟竣工記念式典举行
	3 月 3 1 日	校長 平川忠男が退官
	4 月 1 日	校長に早野 浩 (文部科学省大臣官房文教施設部長) が就任
	4 月 1 日	電気工学科を電気情報工学科に名称変更
	4 月 9 日	第 4 0 回入学式 (機械・電気情報・制御情報・建設環境) 及び第 3 回専攻科入学式举行
平成 1 4 年	1 1 月 1 5 日	創立 4 0 周年記念祝賀会举行
	1 2 月 2 5 日	女子学生寄宿舎工事完工
平成 1 5 年	4 月 8 日	女子寮竣工式举行
平成 1 6 年	4 月 1 日	独立行政法人国立高等専門学校機構法 (平成 1 5 年法律第 1 1 3 号) に基づく高松工業高等専門学校に移行した。
		事務部に施設課を設置
平成 1 7 年	3 月 3 1 日	校長 早野 浩が退任
	4 月 1 日	校長に塩谷幾雄 (広島大学理事・副学長) が就任
平成 1 8 年	3 月 1 8 日	第 4 0 回卒業証書授与式 (機械・電気情報・制御情報・建設環境) 及び第 6 回専攻科修了式举行
	4 月 1 日	事務部を 3 課 (総務課・学生課・施設課) に再編
平成 2 0 年	4 月 1 日	本校事務部と詫間電波高専事務部を再編して、香川地区事務部を設置
	8 月 3 1 日	校長 塩谷幾雄が退任
	9 月 1 日	校長事務取扱に河野伊一郎 (独立行政法人国立高等専門学校機構理事長) が併任
	1 0 月 1 日	校長に嘉門雅史 (京都大学大学院地球環境学堂長) が就任
平成 2 1 年	3 月 1 8 日	第 4 3 回卒業証書授与式及び第 9 回専攻科修了式举行
	4 月 6 日	第 4 8 回入学式及び第 1 1 回専攻科入学式举行
平成 2 1 年	1 0 月 1 日	独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部が改正され、詫間電波工業高等専門学校と高度化再編し、香川高等専門学校として発足

旧詫間電波工業高等専門学校沿革

昭和18年10月	官立無線電信講習所（東京都目黒区所在）の大阪支所として、逓信省所管の下に大阪府中河内郡矢田村に設立
昭和20年 4月	官制改正により独立し、官立大阪無線電信講習所と改称
昭和23年 8月	逓信省から文部省に移管
昭和24年 4月	香川県三豊郡詫間町に移転し、本科・第一別科及び第二別科の3科を設置
5月	国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の施行により詫間電波高等学校と改称
昭和26年 4月	専攻科設置
昭和28年 3月	詫間電波高等学校第二別科廃止
昭和41年 3月	学生寄宿舍新営工事が完成し、七宝寮と命名
昭和42年 1月	体育館新営工事完成
8月	水泳プール新営工事完成
昭和45年 3月	校舎、管理館新営工事完成
昭和46年 4月	国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和46年法律第23号）の施行により、詫間電波工業高等専門学校設置 初代校長に石黒美種（徳島大学工学部教授工学博士）就任 第1回入学式举行
10月	詫間電波工業高等専門学校開校記念式典举行
昭和47年 3月	詫間電波高等学校第一別科廃止 運動場整備工事完成
昭和48年 3月	詫間電波高等学校本科廃止
昭和49年 2月	第二校舎、高学年用寄宿舍、寄宿舍浴室、寄宿舍食堂増築、図書館等の新営工事完成
3月	詫間電波高等学校専攻科廃止 武道館新営工事完成
4月	校舎等落成記念式典举行
6月	国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和49年法律第81号）の施行により詫間電波高等学校廃止
昭和50年 3月	校舎用地として隣接地買収
4月	第5回入学式举行
昭和51年 3月	第1回卒業式举行
4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年文部省令第12号）の施行により電波通信学科2学級・電子工学科1学級に改組
昭和52年 3月	第二校舎増築
昭和54年 4月	第二代校長に田中哲郎（京都大学工学部教授工学博士）就任
昭和55年 3月	第5回卒業式举行 合宿研修所新営工事完成
4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和55年文部省令第5号）の施行により電波通信学科2学級を電波通信学科1学級・情報工学科1学級に改組 第10回入学式举行
昭和56年 6月	情報工学科棟新営工事完成
昭和57年 4月	福利施設棟新営工事完成
昭和59年 2月	第二体育館、第二体育館付属倉庫新営工事完成
3月	屋外便所新営工事完成
昭和60年 3月	第10回卒業式举行
4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年文部省令第9号）の施行により電子制御工学科1学級を増設 第15回入学式を举行

昭和61年	8月	記念館新営工事完成
	11月	創立40周年記念式典挙行
昭和62年	3月	第3学科棟・第2講義棟・学生寄宿舍3棟新営工事完成
	4月	第3代校長に浅井健次郎（京都大学理学部教授理学博士）就任
昭和63年	3月	学生寄宿舍4棟新営工事完成
平成元年	4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第12号）の施行により電波通信学科が情報通信工学科に名称変更
平成2年	3月	第15回卒業式挙行
	4月	第20回入学式挙行
平成3年	4月	第4代校長に片山健一（京都大学化学研究所教授理学博士）就任
平成5年	9月	学生寄宿舍を一部女子寮に転用し、紫雲寮と命名
	11月	創立50周年記念式典挙行
平成7年	3月	第20回卒業式挙行
	4月	第25回入学式挙行
平成8年	4月	第5代校長に布川昊（京都大学工学部教授工学博士）就任
平成12年	3月	第25回卒業式挙行
	4月	第30回入学式挙行
平成13年	4月	第6代校長に竹内賢一（京都大学大学院工学研究科教授Ph.D.）就任
平成14年	3月	共用棟新営工事完成
平成16年	4月	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）の施行により、独立行政法人国立高等専門学校機構管内電波工業高等専門学校設置 専攻科（電子通信システム工学専攻、情報制御システム工学専攻）設置 第1回専攻科入学式挙行
平成17年	3月	第30回卒業式挙行
	4月	第35回入学式挙行
平成18年	3月	第1回専攻科修了式挙行 専攻科棟新営工事完成
	4月	第7代校長に高畑秀行（高松工業高等専門学校機械工学科教授）就任
	7月	専攻科棟竣工記念式典挙行
平成20年	4月	第5回専攻科入学式挙行
平成21年	3月	第34回卒業式及び第4回専攻科修了式挙行
平成21年	4月	第39回入学式及び第6回専攻科入学式挙行
平成21年	10月	独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部が改正され、高松工業高等専門学校と高度化再編し、香川高等専門学校として発足

2. 学則・学生準則

(1) 学 則

(2) 学生準則

(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

香川高等専門学校学則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 本校の目的

(目的)

- 第 1 条 本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本校は、その教育研究水準の向上に資するため、定期的に、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

- 第 2 条 修業年限は、5 年とする。
- 2 在学期間は、前項に規定する修業年限（第 2 学年以上に入学した者は修業年限から入学した 1 学年前の学年数を減じた数）の 2 倍を超えることはできない。
- 3 停学の期間は、第 1 項に規定する修業年限に算入する。

(学年)

- 第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 4 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。
- 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第 1 学期、後半を第 2 学期、後期の前半を第 3 学期、後半を第 4 学期とし、各学期の始期及び終期については別に定める。

(休業日)

- 第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 春季休業
 - 四 夏季休業
 - 五 冬季休業
 - 六 学年末休業
- 2 前項第三号から第六号の休業日は、校長が年度毎に定める。
- 3 第 1 項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

- 第 6 条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第 3 章 系、学科、学級数、入学定員、教育の目的及び教職員組織

(系、学科、学級数、入学定員、収容定員及び教育の目的)

第7条 本校に学科を大括りする系として、創造基礎工学系及び電子情報通信工学系を置く。

2 各系を構成する学科、学級数、入学定員、収容定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

系	学科	学級数	入学定員	収容定員	教育の目的
創造基礎工学系	機械工学科	1	40人	200人	力学を中心とした機械工学の知識とそれを応用した設計力を柱として、コンピュータ支援工学や電気工学などの周辺技術を身につけた、幅広い産業分野において創造力を発揮できる機械技術者を育成する。
	電気情報工学科	1	40人	200人	電気電子・情報通信工学の基礎を学習させ、各種応用分野に進むために必要な知識と技術を涵養し、組込み技術等に携わる電気電子技術者、情報通信技術者を育成する。
	機械電子工学科	1	40人	200人	機械技術、電子技術を組合せコンピュータ制御技術により付加価値を高めた機械電子複合システムの設計・開発、生産・製造、運用・保守、検査・修理等に携わる技術者を育成する。
	建設環境工学科	1	40人	200人	土木工学を中心に、公共の建設構造物の設計・施工・計画の基礎技術を身につけた建設技術者を育成する。 環境保全や防災・減災などの知識を応用して、市民の安全・安心・快適な生活を支える豊かな創造性と実行力を有する建設技術者を育成する。
電子情報通信工学系	通信ネットワーク工学科	1	40人	200人	通信工学、情報工学の基礎から、情報通信分野やコンピュータネットワーク分野の幅広い知識と技術並びに実践的応用力を身につけたコミュニケーションシステム技術者、コンピュータネットワーク技術者を育成する。
	電子システム工学科	1	40人	200人	電子回路や半導体工学など電子工学の基礎から電子材料や集積回路技術などの応用までの知識と技術を身につけたデバイスエンジニアを育成する。 制御工学、ロボット工学に代表されるシステム工学の基礎から応用までの知識と技術を身につけたロボットエンジニアを育成する。
	情報工学科	1	40人	200人	画像処理や人工知能などコンピュータに関する幅広い知識とコンピュータのさまざまな技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。 ネットワークを利用したソフトウェア開発の基礎から応用までの技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、各系において異なる学科の学生をもつて学級を編成することができる。

(職員)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、本校に副校長を置く。
3 第1項の職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
4 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐し、校長が不在のときは、その職務を代行する。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、その事務を処理するため事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第13条 教育課程は授業科目及び特別活動により編成するものとする。

- 2 授業科目及びその履修単位数は、創造基礎工学系の一般科目は別表1、専門科目は別表2、電子情報通信工学系の一般科目は別表3、専門科目は別表4のとおりとする。
3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。
4 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年 30 単位時間、計 90 単位時間実施する。

(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、第28条の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数を合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(成績)

第16条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、各履修科目の成績及び特別活動の履修状況等を総合して行うものとする。

2 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第17条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者の再履修については、別に定めるところによる。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第18条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に

より、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
七 その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

第 19 条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に定めるもののほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、総合的に判定する方法により入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前 2 項の選抜の結果に基づき、第 32 条に規定する入学料を納付した者、又は入学料の免除若しくは徴収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

(学年の途中の入学及び編入学)

第 20 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

(入学手続)

第 21 条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第 22 条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、相当学年に転科を許可することがある。

(休学)

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3 か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 2 条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第 24 条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第 25 条 学生に感染症その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第 26 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ相当学年に入学を許可することがある。

(転学)

第 27 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第 28 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。
- 2 校長は、第 15 条第 3 項の規定により単位の修得を認定された学生については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 3 前 2 項について、必要な事項は別に定める。

(卒業及び称号)

- 第 29 条 全学年の課程を修了し、167 単位以上修得した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 13 条の 2 の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。
- 3 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び納付方法等)

- 第 30 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）に定めるところによる。

(検定料の納付)

- 第 31 条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(入学料の納付)

- 第 32 条 入学料は、入学を許可されるときに納付するものとする。

(授業料の納付)

- 第 33 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあつては 5 月に、後期にあつては 10 月に納付するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(学年の途中で復学等する場合の授業料)

- 第 34 条 学年の途中で入学、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で卒業又は課程を修了する場合の授業料)

- 第 35 条 学年の途中で卒業又は課程を修了する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に在学する月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

(学年の途中で退学する場合の授業料)

- 第 36 条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるとき

は、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料の納付)

第 37 条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第 38 条 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この項において「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。又、これに準じて学校長が相当と認める事由がある場合、上記免除をおこなうことがある。

経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、入学料の徴収を猶予することがある。又、その他やむを得ない事由があると認められる場合にも、猶予することがある。

- 2 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 死亡又は行方不明及び授業料未納により除籍された場合並びに風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 4 前 3 項に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料等)

第 39 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず第 33 条第 3 項の規定により前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、当該年度の後期分授業料納付時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第 7 章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第 40 条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第 41 条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第 42 条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 前項の規定のほか、学生の懲戒について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍することがある。

- 一 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 二 第 2 条第 2 項に規定する在学期間を超える者
- 三 第 23 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第 19 条第 3 項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者、並びに入学料徴収猶予の申請書を受理された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第 8 章 専攻科

(設置)

第 44 条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第 45 条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識と技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻、入学定員、収容定員及び教育の目的)

第 46 条 専攻科の専攻、入学定員、収容定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員	教育の目的
創造工学専攻 機械工学コース 電気情報工学コース 機械電子工学コース 建設環境工学コース	24 人	48 人	機械工学，電気・電子工学，情報工学及びその融合分野を基礎としたものづくり，並びに建設・環境工学を基礎とした都市づくり分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。
電子情報通信工学専攻	18 人	36 人	自律できる能力，実践的で独創的な開発能力及びコミュニケーション能力を身につけ，複合領域にも対応できる幅広い視野を持つ，通信工学，電子工学，情報工学及びその関連分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。

(連携教育プログラム)

第 46 条の 2 各専攻において、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）を置く。

2 前項に規定する連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学資格)

第 47 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 短期大学を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者

五 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者

七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第 48 条 校長は、専攻科の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第 32 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可する。

（修業年限及び在学期間）

第 49 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。

2 在学期間は、4 年を超えることはできない。

（休学）

第 50 条 専攻科学生の休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、前条第 2 項に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（教育課程）

第 51 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、創造工学専攻については別表 5、電子情報通信工学専攻については別表 6 のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 52 条 社会人特別選抜を経て入学した専攻科学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し出た時は、4 年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。ただし、6 年を超えて在学することはできない。

2 前項により計画的な履修を認められた学生が特別の理由により履修期間の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を得なければならない。

（長期にわたる教育課程の履修を認められた者に係る授業料及び納入方法の特例）

第 53 条 前条第 1 項により、専攻科の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修することを認められた者が納入する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条に規定する授業料の年額に第 49 条第 1 項に規定する修業年限を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合は、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の

総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められたときに納付するものとする。

(修了)

第 54 条 校長は、専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

2 修了を認定した者には、所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第 55 条 削除

(準用規定)

第 56 条 専攻科学生については、第 3 条から第 6 条、第 12 条、第 13 条の 2 第 1 項及び同条 2 項、第 15 条第 1 項及び同条第 4 項、第 21 条、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 27 条、第 28 条第 1 項、第 30 条から第 43 条の規定を準用する。この場合において、第 28 条第 1 項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」と、第 43 条第 3 号中「第 23 条」とあるのは「第 50 条」と、第 43 条第 5 号中「第 19 条第 3 項」とあるのは、「第 48 条第 2 項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第 57 条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学生寮

(学生寮)

第 58 条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第 59 条 本校の専門分野における特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 60 条 本校が開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 61 条 大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）間相互単位互換協定に基づき、本校の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

3 独立行政法人国立高等専門学校機構における国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和 4 年 1 月 28 日理事長裁定）により受け入れた単位互換履修生は、特別聴講学生とみなし、本校特別聴講生規程（平成 21 年 10 月 1 日制定）第 7 条及び第 8 条を適用する。

4 前項の単位互換履修生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 62 条 本校が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない

と認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 63 条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生は、入学定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 64 条 本校に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(教育課程の履修に関する経過措置)

第 2 条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成 21 年法律第 18 号）附則第 10 条の規定に基づき、平成 21 年 9 月 30 日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）別表に規定する高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

- 2 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ高松工業高等専門学校又は詫間電波工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 3 第 7 条第 2 項及び第 46 条の規定にかかわらず、第 1 項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

- 一 機械工学科
- 二 電気情報工学科
- 三 制御情報工学科
- 四 建設環境工学科
- 五 情報通信工学科
- 六 電子工学科
- 七 電子制御工学科
- 八 情報工学科
- 九 専攻科機械電気システム工学専攻
- 十 専攻科建設工学専攻
- 十一 専攻科電子通信システム工学専攻
- 十二 専攻科情報制御システム工学専攻

- 4 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 5 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第 5 学年に在学している者に係る平成29年度の一般科目の教育課程は、学則別表 3 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表 3－1	(省略)

- 3 この学則施行の際、第 5 学年に在学している者に係る平成29年度の通信ネットワーク工学科の教育課程は、学則別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表 4－1	(省略)

- 4 この学則施行の際、第 5 学年に在学している者に係る平成29年度の電子システム工学科の教育課程は、学則別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表 4－2	(省略)

- 5 この学則施行の際、第 4 学年以上に在学している者に係る平成29年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表 4－3	(省略)
平成26年度入学者	附則別表 4－4	(省略)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第 2 学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の電子システム工学科の教育課程は、学則別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程
平成26～29年度入学者	附則別表 4－5

- 3 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程
平成27～29年度入学者	附則別表 4－6

附 則

この学則は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前の入学者にかかる教育課程については、第13条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造基礎工学系	一般科目		附則別表 1－1
	専門科目	機械工学科	附則別表 2－1
		電気情報工学科	附則別表 2－2
		機械電子工学科	附則別表 2－3
		建設環境工学科	附則別表 2－4
電子情報通信工学系	一般科目		附則別表 3－2
	専門科目	通信ネットワーク工学科	附則別表 4－7
		電子システム工学科	附則別表 4－5
			附則別表 4－8
		情報工学科	附則別表 4－6 附則別表 4－9

附 則

この学則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年1月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学者にかかる創造基礎工学系の専門科目の教育課程については、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造 基礎 工学 系	専門科目	機械工学科	附則別表 2－5
		電気情報工学科	附則別表 2－6
		機械電子工学科	附則別表 2－7
		建設環境工学科	附則別表 2－8

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

各学科共通

区分	授業科目			単位数	学年別配当					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語Ⅰ	I	2	2					
		国語Ⅱ	Ⅱ	2		2				
		国語Ⅲ	Ⅲ	2			2			留学生対象外 留学生対象
	日本語									
	社会	社会Ⅰ	I	2	2					
		社会Ⅱ	Ⅱ	2		2				
	数学	数学ⅠA	A	2	2					
		数学ⅠB	B	2	2					
		数学ⅠC	C	2	2					
		数学ⅠD	D	2	2					
		数学ⅡA	A	2		2				
		数学ⅡB	B	2		2				
		数学ⅡC	C	2		2				
		数学ⅡD	D	2		2				
		数学ⅢA	A	2			2			
		数学ⅢB	B	2			2			
	理科	物理学Ⅰ	I	2		2				
		物理学Ⅱ	Ⅱ	2			2			
		化学Ⅰ	I	2	2					
		化学Ⅱ	Ⅱ	2		2				
	保健・体育	保健・体育Ⅰ	I	2	2					
		保健・体育Ⅱ	Ⅱ	2		2				
		保健・体育Ⅲ	Ⅲ	2			2			
	外国語	英語ⅠA	A	2	2					
		英語ⅠB	B	2	2					
		英語ⅡA	A	2		2				
		英語ⅡB	B	2		2				
		英語ⅢA	A	2			2			
		英語ⅢB	B	2			2			
	表現コミュニケーションⅠ		I	2	2					
	表現コミュニケーションⅡ		Ⅱ	2		2				
	芸術		術	2	2					
	小計		計	62	24	24	14	0	0	
選択科目	文学特論Ⅰ	I	2					2	※	
	人文科学Ⅰ	I	2					2	※	
	人文科学Ⅱ	Ⅱ	2					2	※	
	人文科学Ⅲ	Ⅲ	2					2	※	
	社会科学Ⅰ	I	2					2	※	
	社会科学Ⅱ	Ⅱ	2					2	※	
	社会科学Ⅲ	Ⅲ	2					2	※	
	化学概論Ⅰ	I	2					2	※	
	化学概論Ⅱ	Ⅱ	2					2	※	
	体育Ⅰ	I	1				1			
	体育Ⅱ	Ⅱ	1					1		
	英語ⅣA	A	2				2		※	
	英語ⅣB	B	2				2		※	
	英語ⅤA	A	2					2	※	
	英語ⅤB	B	2					2	※	
	語学特講Ⅰ	I	2				2		※	
	語学特講Ⅱ	Ⅱ	2				2		※	
	語学特講Ⅲ	Ⅲ	2				2		※	
	語学特講Ⅳ	Ⅳ	2				2		※	
	海外英語演習		習	1			1			
	小計		計	37	0	0	(1)	5(27)	5(27)	
開設単位合計		計	99	24	24	14(1)	5(27)	5(27)		

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。
計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	機 械 工 学 演 習 I	1	1					
	機 械 工 学 演 習 II	1		1				
	工 業 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	振 動 工 学	2					2	
	加 工 工 学	2			2			
	機 械 要 素 設 計 I	1			1			
	機 械 要 素 設 計 II	2				2		
	材 料 学	2			2			
	電 気 工 学	1				1		
	制 御 工 学 I	1					1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 基 礎	2		2				
	数 値 計 算 法	2			2			
	機 械 設 計 製 図 I	2	2					◎
	機 械 設 計 製 図 II	2		2				◎
	C A D I	3			3			
	創 造 基 礎 工 作 実 習 I	3	3					◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 II	3		3				◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 III	2			2			◎
	機 械 工 学 実 験 I	3				3		◎
	機 械 工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	応 用 数 学 III	2				2		※
	工 業 力 学 II	2				2		※
	材 料 力 学 III	2					2	※
	弾 性 力 学	2					2	※
	伝 熱 工 学	2				2		※
	流 体 力 学 I	2					2	※
	電 子 工 学	2				2		※
	コ ン ピ ュ ー タ 工 学	2				2		※
	機 構 学	2				2		※
	計 算 力 学	2					2	※
	C A D II	4				4		
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	熱 機 関	2					2	※
	制 御 工 学 II	2					2	※
	流 体 力 学 II	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	52	1	1	5	4(23)	18(23)	
	開 設 単 位 合 計	116	9	9	23	18(23)	34(23)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 気 情 報 基 礎 I	4	4					
	電 気 情 報 基 礎 II	4		4				
	電 気 基 礎	4			4			
	電 子 工 学 基 礎	4			4			
	電 磁 気 学 I	2				2		
	電 気 回 路 I	2				2		
	論 理 回 路	2				2		
	情 報 処 理 基 礎	4			4			
	電 子 回 路 I	1				1		
	情 報 数 学	1				1		
	創 造 工 学 実 験 実 習 I	2	2					◎
	創 造 工 学 実 験 実 習 II	4		4				◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 I	4			4			◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 II	4				4		◎
	電 気 情 報 工 学 応 用 実 験	4					4	
選択科目	卒 業 研 究	8					8	
	回 路 設 計	2					2	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
	半 導 体 物 理	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	電 気 回 路 II	2				2		※
	計 測 工 学	2				2		※
	電 気 電 子 材 料	2				2		※
	電 子 回 路 II	2				2		※
	電 子 回 路 III	2				2		※
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2				2		※
	制 御 工 学	2				2		※
	電 子 デ バ イ ス	2				2		※
	通 信 工 学	2				2		※
	情 報 通 信 ネットワーク	2				2		※
	ア ル ゴ リ ズ ム	2				2		※
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ	2				2		※
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム	2				2		※
	信 号 処 理	2				2		※
	情 報 ・ 符 号 理 論	2				2		※
	知 能 情 報 処 理	2				2		※
	数 値 解 析	2				2		※
	統 計 デ ー タ 処 理	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	62	1	1	5	4(45)	6(45)	
	開 設 単 位 合 計	126	9	9	23	18(45)	22(45)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2					2	
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 磁 気 学 I	2			2			
	加 工 学 基 礎	2		2				
	工 業 力 学	2			2			
	材 料 力 学 基 礎 I	2			2			
	機 械 設 計 工 学	2				2		
	機 械 材 料 学 I	2				2		
	熱 工 学 I	1				1		
	流 体 工 学 I	1				1		
	電 気 電 子 回 路 I	2			2			
	情 報 処 理 基 礎	2			2			
	メカトロニクス基礎 I	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎 II	3		3				
	メカトロニクス基礎 III	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	2				2		
	システム制御工学 I	2				2		
	技 術 科 学 表 現 演 習	1			1			
	創造機械電子基礎実験実習 I	3	3					◎
	創造機械電子基礎実験実習 II	3		3				◎
	創造機械電子基礎実験実習 III	2			2			◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 I	4				4		◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	材 料 力 学 基 礎 II	2				2		※
	機 械 材 料 学 II	2					2	※
	熱 工 学 II	2					2	※
	流 体 工 学 II	2					2	※
	電 気 電 子 回 路 II	2				2		※
	情 報 処 理 A	2				2		※
	情 報 処 理 B	2				2		※
	システム制御工学 II	2					2	※
	機 械 力 学	2					2	※
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	※
	機 械 計 測	2				2		※
	統 計 解 析	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	半 導 体 工 学 基 礎	2				2		※
	電 子 計 測	2				2		※
	セ ン サ 工 学	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソフトウェア特別実習 I	4			4			
	ソフトウェア特別実習 II	4				4		
	ソフトウェア特別実習 III	4					4	
	小 計	54	1	1	5	4(27)	16(27)	
	開 設 単 位 合 計	118	9	9	23	18(27)	32(27)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	1				1		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	構 造 力 学 I	2		2				
	構 造 力 学 II	2			2			
	構 造 力 学 III	1				1		
	建 設 構 造 設 計 学 I	2				2		
	建 設 材 料 学 I	2			2			
	土 質 力 学 I	1			1			
	土 質 力 学 II	1				1		
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	1					1	
	水 理 学 I	1			1			
	水 理 学 II	1				1		
	河 川 ・ 海 岸 工 学 I	1			1			
	環 境 工 学 I	2			2			
	環 境 工 学 II	1				1		
	建 設 情 報 処 理 学 I	2		2				
	建 設 情 報 処 理 学 II	2			2			
	測 量 学 I	2		2				
	計 画 学 I	1				1		
	計 画 学 II	1					1	
	建 設 設 計 製 図 I	1				1		
	建 設 設 計 製 図 II	1					1	
	建 設 環 境 実 験 実 習 I	4	4					◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 II	2		2				◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 III	4			4			◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 IV	4				4		◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 V	3					3	
	土 木 工 学 基 礎	2	2					
	土 木 工 学 概 論	1			1			◎
	創 成 工 学	1				1		◎
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	建 設 構 造 設 計 学 II	2					2	※
	土 質 力 学 III	2				2		※
	河 川 ・ 海 岸 工 学 II	2				2		※
	応 用 力 学	2				2		※
	環 境 工 学 III	2				2		※
	環 境 ア セ ス メ ン ト	2				2		※
	建 設 情 報 処 理 学 III	2				2		※
	測 量 学 II	2				2		※
	防 災 工 学	2				2		※
	応 用 数 学 III	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	ブ レ 研 究 I	1	1					
	ブ レ 研 究 II	1		1				
	ブ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	42	1	1	5	4(25)	6(25)	
	開 設 単 位 合 計	106	9	9	23	18(25)	22(25)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表3 電子情報通信工学系 一般科目

(平成31年度以降入学者)

各学科共通

区分	授業科目			単位数	学 年 別 配 当					備考	
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	国語	国語Ⅰ	Ⅰ	2	2						
		国語Ⅱ	Ⅱ	2		2					
		国語Ⅲ	Ⅲ	2			2			留学生対象外	
		日本語	語	2			2			留学生対象	
	社会	社会Ⅰ	Ⅰ	2	2						
		社会Ⅱ	Ⅱ	2		2					
	数学	数学Ⅰ	A	2	2						
		数学Ⅰ	B	2	2						
		数学Ⅰ	C	2	2						
		数学Ⅰ	D	2	2						
		数学Ⅱ	A	2		2					
		数学Ⅱ	B	2		2					
		数学Ⅱ	C	2		2					
		数学Ⅱ	D	2		2					
		数学Ⅲ	A	2			2				
		数学Ⅲ	B	2			2				
	理科	物理学Ⅰ	Ⅰ	2		2					
		物理学Ⅱ	Ⅱ	2			2				
		化学Ⅰ	Ⅰ	2	2						
		化学Ⅱ	Ⅱ	2		2					
	保健・体育	保健・体育Ⅰ	Ⅰ	2	2						
		保健・体育Ⅱ	Ⅱ	2		2					
		保健・体育Ⅲ	Ⅲ	2			2				
	外国語	英語Ⅰ	A	2	2						
		英語Ⅰ	B	2	2						
		英語Ⅱ	A	2		2					
		英語Ⅱ	B	2		2					
		英語Ⅲ	A	2			2				
		英語Ⅲ	B	2			2				
	表現コミュニケーションⅠ			Ⅰ	2	2					
	表現コミュニケーションⅡ			Ⅱ	2		2				
	芸術			術	2	2				音楽・美術・書道から選択	
	小 計				62	24	24	14	0	0	
選択科目	人文科学Ⅰ	Ⅰ	2				2		※		
	人文科学Ⅱ	Ⅱ	2				2		※		
	人文科学Ⅲ	Ⅲ	2					2	※		
	人文科学Ⅳ	Ⅳ	2					2	※		
	社会科学Ⅰ	Ⅰ	2				2		※		
	社会科学Ⅱ	Ⅱ	2				2		※		
	社会科学Ⅲ	Ⅲ	2					2	※		
	社会科学Ⅳ	Ⅳ	2					2	※		
	自然特論	論	2					2	※		
	体育Ⅰ	Ⅰ	2				2				
	体育Ⅱ	Ⅱ	2					2			
	英語特論Ⅰ	Ⅰ	2				2		※		
	英語特論Ⅱ	Ⅱ	2					2	※		
	中国語Ⅰ	Ⅰ	2				2		※		
	中国語Ⅱ	Ⅱ	2					2	※		
	海外英語演習	習	1				1				
	教育支援活動	動	1	1							
	小 計				32	(1)	(1)	(2)	14(2)	16(2)	
開設単位合計				94	24(1)	24(1)	14(2)	14(2)	16(2)		

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。
計欄の()数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

通信ネットワーク工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2			2			
	応 用 物 理 I	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	情 報 処 理 I	2		2				
	情 報 処 理 II	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 II	2			2			留学生対象外
	電 気 回 路 A	2			2			留学生対象
	電 気 磁 気 学 I	2			2			
	電 気 磁 気 学 II	2				2		
	電 子 回 路 I	2			2			
	電 子 回 路 II	2				2		
	電 気 電 子 計 測 I	2			2			
	電 子 工 学	2			2			
	無 線 通 信 工 学 I	2				2		
	通 信 工 学 セ ミ ナ	4				4		◎
	基 礎 工 学 演 習	2	2					
	工 学 演 習	2			2			
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					◎
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				◎
	基 礎 工 学 実 験	2			2			◎
	通 信 工 学 実 験 I	4				4		◎
	通 信 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	18	12	
選択科目	応 用 物 理 II	2					2	※
	情 報 処 理 III	2				2		※
	電 気 電 子 計 測 II	2					2	
	無 線 通 信 工 学 II	2					2	※
	電 波 伝 送 学 I	2				2		
	電 波 伝 送 学 II	2					2	※
	電 気 通 信 シ ス テ ム A	2				2		※
	電 気 通 信 シ ス テ ム B	2					2	※
	通 信 法 I	2				2		※
	通 信 法 II	2				2		※
	コンピュータネットワーク I	2				2		※
	コンピュータネットワーク II	2					2	※
	情 報 理 論	2					2	※
	無 線 工 学 演 習	2				2		
	デ ー タ 通 信	2					2	※
	オプトエレクトロニクス	2					2	※
	情 報 数 学	2					2	※
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	※
	ネットワークプログラミング	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	小 計	51	2(4)	2(4)	2(4)	15(5)	25(5)	
開 設 単 位 合 計		115	10(4)	10(4)	20(4)	33(5)	37(5)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

電子システム工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2			2			
	応用物理Ⅰ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅱ	2			2			留学生対象外
	基礎電気回路	4			4			留学生対象
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2		
	電子工学	2			2			
	電子回路Ⅰ	2			2			
	電子回路Ⅱ	2				2		
	半導体工学	2				2		
	半導体デバイス工学	2					2	
	ディジタル回路Ⅰ	2		2				
	ディジタル回路Ⅱ	2			2			
	電子計測	2					2	
	制御工学Ⅰ	2				2		
	情報処理Ⅰ	2		2				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	電子システムセミナー	4				4		◎
	基礎工学演習	2	2					
	創造実験・実習	4	4					◎
	基礎工学実験・実習	2		2				◎
	基礎工学実験	4			4			◎
	工学実験Ⅰ	4				4		◎
	工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	8					8	
	小 計	70	8	8	18	20	16	
	小 計(留学生)	72	8	8	20	20	16	
選択科目	応用物理Ⅱ	2					2	※
	電気回路	2				2		※
	電子物性工学	2					2	※
	オプトエレクトロニクス	2					2	※
	電子材料工学	2					2	※
	制御工学Ⅱ	2					2	※
	ロボット工学	2					2	※
	センサ工学	2					2	※
	電子システム特講	2				2		※
	情報システム	2				2		※
	電気通信システムA	2				2		※
	情報処理Ⅲ	2				2		※
	データ通信	2					2	※
	画像工学	2					2	※
	システム工学	2					2	※
	校外実習	1					1	
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠⅠ	1			1			集中講義
	AⅠⅡ	1			1			集中講義
	AⅠⅢ	1			1			集中講義
	AⅠⅣ	1			1			集中講義
	小 計	43	2(4)	2(4)	2(4)	11(5)	21(5)	
開設単位合計		113	10(4)	10(4)	20(4)	31(5)	37(5)	
開設単位合計(留学生)		115	10(4)	10(4)	22(4)	31(5)	37(5)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

情報工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2			2			
	応用物理Ⅰ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電子回路Ⅰ	2			2			
	ディジタル回路Ⅰ	2		2				
	ディジタル回路Ⅱ	2			2			
	基礎情報工学	2			2			
	計算機アーキテクチャ	2			2			
	情報処理Ⅰ	2		2				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	ソフトウェア設計論	4			4			
	通信理論	2				2		
	情報構造論	2				2		
	コンパイル	2				2		
	情報工学セミナー	6				6		◎
	基礎工学演習	2	2					
	情報工学演習	2			2			留学生対象
	創造実験・実習	4	4					◎
	基礎工学実験・実習	2		2				◎
	基礎工学実験	2			2			◎
	工学実験Ⅰ	4				4		◎
	工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	8					8	
	小計	66	8	8	18	20	12	
	小計(留学生)	68	8	8	20	20	12	
選択科目	応用物理Ⅱ	2					2	※
	情報数学	2					2	※
	数値解析	2				2		※
	電気磁気学	2				2		※
	半導体工学	2					2	※
	システム工学	2					2	※
	システムプログラミング	2				2		※
	システムソフトウェア	2					2	※
	情報システム	2				2		※
	人工知能Ⅰ	2				2		※
	人工知能Ⅱ	2					2	※
	画像工学	2					2	※
	データベース	2					2	※
	コンピュータネットワークⅠ	2				2		※
	コンピュータネットワークⅡ	2					2	※
	情報セキュリティ	2					2	※
	校外実習	1					1	
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	ブレイン研究Ⅰ	1	1					
	ブレイン研究Ⅱ	1		1				
	ブレイン研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠⅠ	1			1			集中講義
	AⅠⅡ	1			1			集中講義
	AⅠⅢ	1			1			集中講義
	AⅠⅣ	1			1			集中講義
	小計	45	2(4)	2(4)	2(4)	13(5)	21(5)	
開設単位合計		111	10(4)	10(4)	20(4)	33(5)	33(5)	
開設単位合計(留学生)		113	10(4)	10(4)	22(4)	33(5)	33(5)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表5 創造工学専攻

区 分		授業科目	授業形態	単位数	学年別配当				備 考
					1 年		2 年		
					前期	後期	前期	後期	
教養科目	必修	実践英語	講義	2	2				
	選択	経営学入門	講義	2	2				
		心理学概論	講義	2		2			
		文学作品講読	講義	2			2		
		金融工学入門	講義	2			2		
工学基礎科目	必修	技術者倫理	講義	2	2				
	選択	数学特論	講義	2	2				
		現代物理学	講義	2		2			
		工業英語	講義	2		2			
		物理化学	講義	2		2			
		分析化学	講義	2			2		
		応用物理	講義	2	2				
海外語学研修	実習	1			1				
教養・工学基礎科目開設単位数計				25	11	8	6	0	
教養・工学基礎科目修得単位数計				16単位以上					
専門科目	必修	工学実験・実習Ⅰ	実験	2	2				
		工学実験・実習Ⅱ	実験	2		2			
		工学実験・実習A	実験	1		1			イノベーション創造型連携教育プログラム専用開講科目
		工学実験・実習B	実験	1		1			イノベーション創造型連携教育プログラム専用開講科目
		特別研究Ⅰ	実験	8	8				
		特別研究Ⅱ	実験	8			8		
		輪講Ⅰ	演習	2		2			
		輪講Ⅱ	演習	2			2		
		特別講義	講義	2		2			
		インターンシップⅠ	実習	1		1			
	選択	インターンシップⅡ	実習	2		2			
		インターンシップⅢ	実習	4		4			
		インターンシップⅣ	実習	6		6			
		内燃機工学	講義	2	2				機械工学コース科目
		計算力学特論	講義	2		2			〃
		弾性力学特論	講義	2			2		〃
		材料強度学特論	講義	2		2			〃
		振動工学特論	講義	2	2				〃
		信頼性工学	講義	2			2		〃
		数値解析特論	講義	2	2				〃
		環境電磁工学	講義	2	2				電気情報工学コース科目
		現代制御理論	講義	2	2				〃
		プロジェクト管理	講義	2		2			〃
		電子物性学	講義	2		2			〃
		集積回路学	講義	2		2			〃
		半導体工学	講義	2			2		〃
		パワーエレクトロニクス	講義	2			2		〃
		情報通信工学	講義	2	2				〃
		マイクログロ波工学	講義	2			2		〃
		デジタル信号処理	講義	2	2				〃
		知識工学	講義	2		2			〃
		画像処理工学	講義	2		2			〃
		伝熱工学特論	講義	2	2				機械電子工学コース科目
		最適化論	講義	2		2			〃
		最先端接合工学	講義	2		2			〃
		エネルギー工学特論	講義	2	2				〃
		制御工学特論Ⅰ	講義	2		2			〃
		制御工学特論Ⅱ	講義	2			2		〃
		生体工学	講義	2	2				〃
		光工学	講義	2		2			〃
		耐震設計学	講義	2	2				建設環境工学コース科目
		維持管理工学	講義	2			2		〃
		構造解析学	講義	2			2		〃
		交通計画	講義	2		2			〃
		都市デザイン	講義	2	2				〃
環境防災工学Ⅰ		講義	2	2				〃	
環境防災工学Ⅱ		講義	2			2		〃	
流体力学特論		講義	2	2				〃	
建設数理計画		講義	2	2				〃	
社会基盤計画		講義	2		2			〃	
情報システム	講義	2		2			〃		
環境倫理・マネージメント	講義	2			2		〃		
専門科目開設単位数計				119	57	32	30	0	
専門科目修得単位数計				46単位以上					
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計				144	68	40	36	0	
修得単位数合計				62単位以上					

別表6 電子情報通信工学専攻

(令和6年度以降入学者)

区 分		授 業 科 目	授業形態	単 位 数	学年別配当				備 考	
					1 年		2 年			
					前期	後期	前期	後期		
教養科目	必修	コミュニケーション英語Ⅰ	講義	2	2					
		コミュニケーション英語Ⅱ	講義	2		2				
	選択	文 学 特 論	講義	2			2			
工学基礎科目	必修	技 術 者 倫 理	講義	2	2					
	選択	物 理 科 学 特 論	講義	2		2				
		応 用 数 学 特 論	講義	2	2					
		知 的 財 産 権	講義	2		2				
		工 業 英 語	講義	2	2					
	工 業 数 学	講義	2		2					
教 養 ・ 工 学 基 礎 科 目 開 設 単 位 数 計				18	8	8	2	0		
修 得 単 位 計				必修6単位を含む14単位以上						
専 門 科 目	必修	特 別 研 究 Ⅰ	実験	6	6					
		特 別 研 究 Ⅱ	実験	8			8			
		特 別 実 験 ・ 演 習 Ⅰ	実験	4	4					
		特 別 実 験 ・ 演 習 Ⅱ	実験	2			2			
	選択	量 子 力 学	講義	2				2		
		情 報 工 学 概 論	講義	2	2					
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2			
		応 用 電 磁 気 学	講義	2	2					
		グ ラ フ 理 論	講義	2	2					
		情 報 ネットワーク論	講義	2		2				
		電 子 回 路 特 論	講義	2		2				
		計 測 工 学 特 論	講義	2				2		
		シ ス テ ム 制 御 工 学	講義	2			2			
		アルゴリズムとデータ構造	講義	2	2					
		マ ル チ メ デ ィ ア 工 学	講義	2			2			
		画 像 処 理 工 学	講義	2				2		
		通 信 工 学	講義	2		2				
		電 磁 波 ・ 光 波 工 学	講義	2			2			
		通 信 工 学 特 論	講義	2				2		
		応 用 電 子 物 性 工 学	講義	2		2				
		機 械 学 習	講義	2			2			
		ディジタル制御工学	講義	2				2		
		オブジェクト指向プログラミング	講義	2		2				
		応用ネットワークプログラミング	講義	2			2			
		デ ー タ ベ ー ス 設 計	講義	2				2		
		特 別 講 義	講義	2		2				
		インターンシップⅠ	実習	1		1				
		インターンシップⅡ	実習	2		2				
		インターンシップⅢ	実習	4		4				
		インターンシップⅣ	実習	6		6				
専 門 科 目 開 設 単 位 数 計				77	28	15	17	17		
修 得 単 位 計				必修20単位を含む48単位以上						
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計				95	36	23	19	17		
修 得 単 位 数 合 計				必修26単位を含む62単位以上						

各学科共通

区分	授業科目		単位数	学年別配当					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	I	3	3					
	国語	II	2		2				
	国語	III	2			2			留学生対象外
	日本語								留学生対象
	地理		2	2					
	歴史	I	2	2					
	歴史	II	2		2				
	公民	I	2		2				
	公民	II	2			2			留学生対象外
	日本事情		2						留学生対象
	基礎数学	I	3	3					
	基礎数学	II	3	3					
	微分積分	I	4		4				
	基礎数学	III	2		2				
	微分積分	II	3			3			
	数学解析		3			3			
	数理解習		1		1				
	物理	I	2	2					
	物理	II	3		3				
	化学	I	3	3					
	化学	II	2		2				
	保健・体育	I	3	3					
	保健・体育	II	2		2				
	保健・体育	III	2			2			
	保健・体育	IV	2				2		
	英語	I A	4	4					
	英語	I B	2	2					
	英語	II A	3		3				
	英語	II B	2		2				
	英語	III A	2			2			
	英語	III B	2			2			
	英語学演習		2			2			
	芸術	I	1	1					
	芸術	II	1		1				
	キャリア概論		1			1			1～3年で履修
	小計		75	28	26	19	2	0	
選択科目	文学特論	I	2				2		※
	英語	IV A	2				2		※
	英語	IV B	2				2		※
	語学特講	I	2				2		※
	語学特講	II	2				2		※
	語学特講	III	2				2		※
	語学特講	IV	2				2		※
	環境化学		2				2		※
	物理化学基礎		2				2		※
	人文科学	I	2				2		※
	人文科学	II	2				2		※
	人文科学	III	2				2		※
	保健・体育	V	1					1	
	社会科学	I	2					2	※
	社会科学	II	2					2	※
	社会科学	III	2					2	※
	英語	V A	2					2	※
	英語	V B	2					2	※
	海外英語演習		1			1			
	小計		36			(1)	24(1)	11(1)	
開設単位合計			111	28	26	19(1)	26(1)	11(1)	

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	工業物理Ⅰ	2			2			
	機械工学入門	1	1					
	基礎機械力学	1		1				
	材料力学Ⅰ	2			2			
	材料力学Ⅱ	2				2		
	加工工学	2			2			
	機械要素設計Ⅰ	1			1			
	機械要素設計Ⅱ	2				2		
	材料工学Ⅰ	2				2		
	振動工学	2					2	
	熱力学	2				2		
	水力学	2				2		
	電気工学	2			2			
	制御工学	2					2	
	プログラミング基礎	2		2				
	数値計算法Ⅰ	2			2			
	機械設計製図Ⅰ	2	2					
	機械設計製図Ⅱ	2		2				
	C A DⅠ	3			3			
	創造基礎工作実習Ⅰ	3	3					
	創造基礎工作実習Ⅱ	3		3				
	創造基礎工作実習Ⅲ	2			2			
	機械工学実験Ⅰ	3				3		
	機械工学実験Ⅱ	3					3	
	卒業研究	8					8	
	小計	60	6	8	16	15	15	
選択科目	機械数学	2					2	
	工業物理Ⅱ	2				2		
	材料力学Ⅲ	1					1	
	弾性力学	1					1	
	材料工学Ⅱ	1					1	
	伝熱工学	1					1	
	流体力学Ⅰ	1					1	
	電子工学	2				2		
	コンピュータ工学	2				2		
	メカトロニクス機構学	1					1	
	システム工学Ⅰ	1					1	
	数値計算法Ⅱ	2				2		
	計算力学	2					2	
	C A DⅡ	4				4		
	技術科学英語Ⅰ	1					1	
	技術科学英語Ⅱ	1					1	
	材料強度学	1					1	
	熱機関	1					1	
	システム工学Ⅱ	1					1	
	流体力学Ⅱ	1					1	
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1					1	
	特別講義Ⅱ	1					1	
	特別講義Ⅲ	1				1		
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	49	1	1	5	16(3)	23(3)	
開設単位合計		109	7	9	21	31(3)	38(3)	

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工業数学Ⅰ	2			2			
	工業数学Ⅱ	2				2		※
	物理学基礎	2			2			
	電気基礎数学	2	2					
	電気基礎Ⅰ	2		2				
	電気基礎Ⅱ	2			2			
	電磁気学Ⅰ・同演習	3				3		※
	電気回路Ⅰ・同演習	3				3		※
	電気物理	1		1				
	電子工学基礎	2			2			
	計測工学基礎	2			2			
	情報数学基礎	1		1				
	論理回路	1			1			
	情報処理基礎Ⅰ	2	2					
	情報処理基礎Ⅱ	2		2				
	情報処理基礎Ⅲ	2			2			
	オペレーティングシステム	2				2		※
	情報通信ネットワーク	2				2		※
	計算機ハードウェア	2				2		※
	エネルギー環境工学	2					2	※
	電子情報創造工学実験実習Ⅰ	2	2					
	電子情報創造工学実験実習Ⅱ	2		2				
	電子情報工学実験Ⅰ	3			3			
	電子情報工学実験Ⅱ	3				3		
	電子情報工学応用実験	3					3	
	卒業研究	6					6	
	特別実習	1					1	※4, 5年通年科目
	回路設計	2					2	※
	小計	61	6	8	16	17	14	
選択科目	工業数学Ⅲ	2				2		※
	物理学	2				2		※
	電磁気学Ⅱ・同演習	3				3		※
	電気回路Ⅱ・同演習	3				3		※
	電子回路Ⅰ・同演習	4				4		※
	半導体物理	2				2		※
	アルゴリズム	2				2		※
	科学技術英語	2					2	※
	通信工学	2					2	※
	制御理論	2					2	※
	デジタル計測制御	2					2	※
	情報・符号理論	2					2	※
	統計データ処理	2					2	※
	信号処理	2					2	※
	電気電子材料	2					2	※
	インターフェース	2					2	※
	電子回路Ⅱ・同演習	2					2	※
	マルチメディア工学	2					2	※
	電子デバイス	2					2	※
	コンピュータシミュレーション	2					2	※
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		※
	特別講義Ⅱ	1				1		※
	特別講義Ⅲ	1				1		
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	64	1	1	5	22(5)	30(5)	
開設単位合計		125	7	9	21	39(5)	44(5)	

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	機械電子数学	2				2		
	基礎物理学Ⅰ	2			2			
	基礎物理学Ⅱ	2					2	
	加工学基礎	2		2				
	工業力学	2			2			
	材料力学基礎Ⅰ	2			2			
	機械材料学Ⅰ	2				2		
	熱工学Ⅰ	1				1		
	流体工学Ⅰ	1				1		
	電気回路	2			2			
	電子回路	2				2		
	情報処理Ⅰ	2			2			
	メカトロニクス基礎Ⅰ	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎Ⅱ	3		3				
	メカトロニクス基礎Ⅲ	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	1				1		
	システム制御工学Ⅰ	2				2		
	技術科学表現演習Ⅰ	1			1			
	技術科学表現演習Ⅱ	1				1		
	創造機械電子基礎実験実習Ⅰ	3	3					
	創造機械電子基礎実験実習Ⅱ	3		3				
	創造機械電子基礎実験実習Ⅲ	2			2			
	機械電子工学実験Ⅰ	5				5		
	機械電子工学実験Ⅱ	3					3	
	卒業研究	6					6	
	小計	60	6	8	16	19	11	
選択科目	機械設計工学	2				2		
	材料力学基礎Ⅱ	2				2		
	機械材料学Ⅱ	1					1	
	熱工学Ⅱ	1					1	
	流体工学Ⅱ	1					1	
	半導体工学基礎	2					2	
	情報処理Ⅱ	2				2		
	情報処理Ⅲ	2					2	
	システム制御工学Ⅱ	2					2	
	機械力学	2					2	
	ロボット工学	2					2	
	機械計測	1					1	
	統計解析	2					2	
	工業技術英語	2					2	※
	情報ネットワーク	2					2	※
	接合工学	2					2	※
	レザ工学	2					2	※
	電気学	2					2	※
	電子計測	2					2	※
	センサ工学	2					2	※
	計画法論	2					2	※
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		
	特別講義Ⅱ	1				1		
	特別講義Ⅲ	1				1		
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	58	1	1	5	10(5)	36(5)	
開設単位合計		118	7	9	21	29(5)	47(5)	

備考欄に※印のある科目の単位数は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	物理学基礎Ⅰ	2			2			
	建設応用数学Ⅰ	2				2		
	工学基礎Ⅰ	2	2					
	図学基礎Ⅰ	1	1					
	基礎力学Ⅰ	2		2				
	基礎力学Ⅱ	2			2			
	構造力学Ⅰ	3			3			
	建設材料学	2			2			
	建設構造設計学	3				3		
	防災工学基礎	2				2		
	地域防災学	1					1	
	環境原論	1		1				
	環境工学Ⅰ	2			2			
	地域環境学	1					1	
	基礎情報処理Ⅰ	2		2				
	応用情報処理Ⅰ	2			2			
	測量学Ⅰ	1	1					
	測量学Ⅱ	1		1				
	計画学基礎Ⅰ	2				2		
	地域整備学Ⅰ	1					1	
	建設環境工学演習Ⅰ	1			1			
	建設環境工学演習Ⅱ	1				1		
	建設環境工学演習Ⅲ	1					1	
	創成工学Ⅰ	2				2		
	建設創造基礎実験実習Ⅰ	2	2					
	建設創造基礎実験実習Ⅱ	2		2				
	建設環境工学実験実習Ⅰ	2			2			
	建設環境工学実験実習Ⅱ	2				2		
	建設環境工学実験実習Ⅲ	2					2	
	建設環境工学設計製図Ⅰ	2				2		
	建設環境工学設計製図Ⅱ	2					2	
	卒業研究	6					6	
	小計	60	6	8	16	16	14	
選択科目	物理学基礎Ⅱ	1				1		
	建設応用数学Ⅱ	2					2	
	電気工学概論Ⅰ	1					1	
	構造力学Ⅱ	2				2		
	土の力学Ⅰ	2				2		
	水理学Ⅰ	2				2		
	建設工法学Ⅰ	2				2		
	河川水文学Ⅰ	1					1	
	海岸工学Ⅰ	1					1	
	環境工学Ⅱ	2				2		
	環境アセスメントⅠ	2					2	
	応用データ処理Ⅰ	2					2	
	測量学Ⅲ	2					2	
	構造工学Ⅱ	2					2	※
	地盤工学Ⅱ	2					2	※
	情報処理Ⅱ	2					2	※
	建築構造Ⅱ	2					2	※
	環境工学特論Ⅰ	2					2	※
	校外実習Ⅰ	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		※
	特別講義Ⅱ	1					1	
	特別講義Ⅲ	1				1		
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論Ⅰ	1				1		集中講義
	小計	52	1	1	5	16(3)	26(3)	
開設単位合計		112	7	9	21	32(3)	40(3)	

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	機 械 工 学 演 習 I	1	1					
	機 械 工 学 演 習 II	1		1				
	工 業 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	振 動 工 学	2					2	
	加 工 工 学	2			2			
	機 械 要 素 設 計 I	1			1			
	機 械 要 素 設 計 II	2				2		
	材 料 学	2			2			
	電 気 工 学	1				1		
	制 御 工 学 I	1					1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 基 礎	2		2				
	数 値 計 算 法	2			2			
	機 械 設 計 製 図 I	2	2					◎
	機 械 設 計 製 図 II	2		2				◎
選択科目	C A D I	3			3			
	創 造 基 礎 工 作 実 習 I	3	3					◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 II	3		3				◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 III	2			2			◎
	機 械 工 学 実 験 I	3				3		◎
	機 械 工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
	応 用 数 学 III	2				2		※
	工 業 力 学 II	2				2		※
	材 料 力 学 III	2					2	※
	弾 性 力 学	2					2	※
	伝 熱 工 学	2				2		※
	流 体 力 学 I	2					2	※
	電 子 工 学	2				2		※
	コ ン ピ ュ ー タ 工 学	2				2		※
	機 構 学	2				2		※
	計 算 力 学	2					2	※
	C A D II	4				4		
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	熱 機 関	2					2	※
	制 御 工 学 II	2					2	※
	流 体 力 学 II	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	52	1	1	5	4(23)	18(23)	
開 設 単 位 合 計		116	9	9	23	18(23)	34(23)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 気 情 報 基 礎 I	4	4					
	電 気 情 報 基 礎 II	4		4				
	電 気 基 礎	4			4			
	電 子 工 学 基 礎	4			4			
	電 磁 気 学 I	2				2		
	電 気 回 路 I	2				2		
	論 理 回 路	2				2		
	情 報 処 理 基 礎	4			4			
	電 子 回 路 I	1				1		
	情 報 数 学	1				1		
	創 造 工 学 実 験 実 習 I	2	2					◎
	創 造 工 学 実 験 実 習 II	4		4				◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 I	4			4			◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 II	4				4		◎
選択科目	電 気 情 報 工 学 応 用 実 験	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	回 路 設 計	2					2	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
	半 導 体 物 理	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	電 気 回 路 II	2				2		※
	計 測 工 学	2				2		※
	電 気 電 子 材 料	2				2		※
	電 子 回 路 II	2				2		※
	電 子 回 路 III	2				2		※
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2				2		※
	制 御 工 学	2				2		※
	電 子 デ バ イ ス	2				2		※
	通 信 工 学	2				2		※
	情 報 通 信 ネットワーク	2				2		※
	ア ル ゴ リ ズ ム	2				2		※
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ	2				2		※
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム	2				2		※
	信 号 処 理	2				2		※
	情 報 ・ 符 号 理 論	2				2		※
	知 能 情 報 処 理	2				2		※
	数 値 解 析	2				2		※
	統 計 デ ー タ 処 理	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	62	1	1	5	4(45)	6(45)	
開 設 単 位 合 計		126	9	9	23	18(45)	22(45)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2					2	
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 磁 気 学 I	2			2			
	加 工 学 基 礎	2		2				
	工 業 力 学	2			2			
	材 料 力 学 基 礎 I	2			2			
	機 械 設 計 工 学	2				2		
	機 械 材 料 学 I	2				2		
	熱 工 学 I	1				1		
	流 体 工 学 I	1				1		
	電 気 電 子 回 路 I	2			2			
	情 報 処 理 基 礎	2			2			
	メカトロニクス基礎 I	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎 II	3		3				
	メカトロニクス基礎 III	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	2				2		
	システム制御工学 I	2				2		
	技 術 科 学 表 現 演 習	1			1			
	創造機械電子基礎実験実習 I	3	3					◎
	創造機械電子基礎実験実習 II	3		3				◎
	創造機械電子基礎実験実習 III	2			2			◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 I	4				4		◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	材 料 力 学 基 礎 II	2				2		※
	機 械 材 料 学 II	2					2	※
	熱 工 学 II	2					2	※
	流 体 工 学 II	2					2	※
	電 気 電 子 回 路 II	2				2		※
	情 報 処 理 A	2				2		※
	情 報 処 理 B	2				2		※
	システム制御工学 II	2					2	※
	機 械 力 学	2					2	※
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	※
	機 械 計 測	2				2		※
	統 計 解 析	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	半 導 体 工 学 基 礎	2				2		※
	電 子 計 測	2				2		※
	セ ン サ 工 学	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	ブ レ 研 究 I	1	1					
	ブ レ 研 究 II	1		1				
	ブ レ 研 究 III	1			1			
	ソフトウェア特別実習 I	4			4			
	ソフトウェア特別実習 II	4				4		
	ソフトウェア特別実習 III	4					4	
	小 計	54	1	1	5	4(27)	16(27)	
開 設 単 位 合 計		118	9	9	23	18(27)	32(27)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	1				1		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	構 造 力 学 I	2		2				
	構 造 力 学 II	2			2			
	構 造 力 学 III	1				1		
	建 設 構 造 設 計 学 I	2				2		
	建 設 材 料 学	2			2			
	土 質 力 学 I	1			1			
	土 質 力 学 II	1				1		
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	1					1	
	水 理 学 I	1			1			
	水 理 学 II	1				1		
	河 川 ・ 海 岸 工 学 I	1			1			
	環 境 工 学 I	2			2			
	環 境 工 学 II	1				1		
	建 設 情 報 処 理 I	2		2				
	建 設 情 報 処 理 II	2			2			
	測 量 学 I	2		2				
	計 画 学 I	1				1		
	計 画 学 II	1					1	
	建 設 設 計 製 図 I	1				1		
	建 設 設 計 製 図 II	1					1	
	建 設 環 境 実 験 実 習 I	4	4					◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 II	2		2				◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 III	4			4			◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 IV	4				4		◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 V	3					3	
	土 木 工 学 基 礎	2	2					
	土 木 工 学 概 論	1			1			◎
	創 成 工 学	1				1		◎
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	建 設 構 造 設 計 学 II	2					2	※
	土 質 力 学 III	2				2		※
	河 川 ・ 海 岸 工 学 II	2				2		※
	応 用 力 学	2				2		※
	環 境 工 学 III	2				2		※
	環 境 ア セ ス メ ン ト	2				2		※
	建 設 情 報 処 理 III	2				2		※
	測 量 学 II	2				2		※
	防 災 工 学	2				2		※
	応 用 数 学 III	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	ブ レ 研 究 I	1	1					
	ブ レ 研 究 II	1		1				
	ブ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	42	1	1	5	4(25)	6(25)	
開 設 単 位 合 計		106	9	9	23	18(25)	22(25)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

附則別表3-2 電子情報通信工学系 一般科目

(平成26～30年度入学者)

各学科共通

区分	授業科目			単位数	学 年 別 配 当					備考		
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
必修科目	国語Ⅰ		Ⅰ	3	3							
	国語Ⅱ		Ⅱ	2		2						
	国語Ⅲ		Ⅲ	2			2			留学生対象外		
	日本語		語	2			2			留学生対象		
	社会	地理		理	2	2						
		歴史Ⅰ		Ⅰ	2	2						
		歴史Ⅱ		Ⅱ	2		2					
		公民Ⅰ		Ⅰ	2		2					
		公民Ⅱ		Ⅱ	2			2			留学生対象外	
		数学	基礎数学Ⅰ		Ⅰ	3	3					
	基礎数学Ⅱ			Ⅱ	3	3						
	基礎数学Ⅲ			Ⅲ	2		2					
	微積分学Ⅰ			Ⅰ	4		4					
	微積分学Ⅱ			Ⅱ	3			3				
	数学解析				3			3				
	数理解演習				1		1					
	理科		物理Ⅰ		Ⅰ	2	2					
			物理Ⅱ		Ⅱ	3		3				
			化学Ⅰ		Ⅰ	3	3					
		化学Ⅱ		Ⅱ	2		2					
	保健・体育	保健・体育Ⅰ		Ⅰ	3	3						
		保健・体育Ⅱ		Ⅱ	2		2					
		保健・体育Ⅲ		Ⅲ	2			2				
		保健・体育Ⅳ		Ⅳ	2				2			
	外国語	英語ⅠA		Ⅰ A	4	4						
		英語ⅠB		Ⅰ B	2	2						
		英語ⅡA		Ⅱ A	3		3					
		英語ⅡB		Ⅱ B	2		2					
		英語ⅢA		Ⅲ A	2			2				
		英語ⅢB		Ⅲ B	2			2				
		英語学演習			2			2				
	芸術Ⅰ		Ⅰ	1	1					音楽・美術・書道から選択		
	芸術Ⅱ		Ⅱ	1		1				音楽・美術・書道から選択		
	キャリア概論			1			1			1～3年で履修		
	小計			75	28	26	19	2	0			
	小計(留学生)			73	28	26	17	2	0			
選択科目	文学特論Ⅱ		Ⅱ	2				2		※		
	自然特論			1					1	※		
	数学概論Ⅰ		Ⅰ	1				1		※		
	数学概論Ⅱ		Ⅱ	1				1		※		
	数学概論Ⅲ		Ⅲ	1					1	※		
	英語特論Ⅰ		Ⅰ	2				2		※		
	英語特論Ⅱ		Ⅱ	2					2	※		
	中国語Ⅰ		Ⅰ	2				2		※		
	中国語Ⅱ		Ⅱ	2					2	※		
	社会特論			2				2		※		
	グローバル・スタディーズ			2					2	※		
	保健・体育Ⅴ		Ⅴ	1					1			
	海外英語演習			1			1					
	教育支援活動			1	1							
	小計			21	(1)	(1)	(2)	10(2)	9(2)			
開設単位合計			96	28(1)	26(1)	19(2)	12(2)	9(2)				
開設単位合計(留学生)			94	28(1)	26(1)	17(2)	12(2)	9(2)				

※印は、学則第13条第4項により定める、45時間の学修をもって1単位とする科目である。
計欄の()数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

附則別表4-7 電子情報通信工学系 専門科目

(平成26～30年度入学者)

通信ネットワーク工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2				2		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理Ⅱ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	情報処理Ⅰ	2		2				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	ディジタル回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅱ	2			2			留学生対象外
	電気回路Ⅲ	2			2			留学生対象
	電気回路Ⅳ	2			2			留学生対象
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2		
	電子回路Ⅰ	2			2			
	電子回路Ⅱ	2				2		
	電気電子計測Ⅰ	2			2			
	電子工学Ⅰ	2			2			
	通信工学セミナー	4				4		
	創造実験・実習Ⅰ	4	4					
	基礎工学実験・実習Ⅰ	2		2				
	基礎工学実験Ⅱ	2			2			
	通信工学実験Ⅰ	3				3		
	通信工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	12					12	
	小計	63	6	8	16	17	16	
	小計(留学生)	65	6	8	18	17	16	
選択科目	情報処理Ⅲ	2				2		
	電気電子計測Ⅱ	2					2	
	無線通信工学Ⅰ	2				2		
	無線通信工学Ⅱ	2					2	
	電波伝送学Ⅰ	2				2		
	電波伝送学Ⅱ	2					2	
	電気通信システムⅠ	2				2		
	電気通信システムⅡ	2					2	
	通信法Ⅰ	1				1		
	通信法Ⅱ	1					1	
	コンピュータネットワークⅠ	2				2		
	コンピュータネットワークⅡ	2					2	
	情報理論	2					2	
	無線工学演習Ⅰ	2				2		
	データ通信Ⅰ	2					2	
	半導体工学Ⅰ	2				2		
	オプトエレクトロニクスⅠ	2					2	
	情報数学Ⅰ	2					2	
	情報セキュリティⅠ	2					2	
	ネットワークプログラミングⅠ	2					2	
	校外実習Ⅰ	1					1	
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠⅠ	1			1			集中講義
	AⅠⅡ	1			1			集中講義
	AⅠⅢ	1			1			集中講義
	AⅠⅣ	1			1			集中講義
	技術科学フロンティア概論	1					1	集中講義
	小計	52	2(4)	2(4)	2(4)	16(6)	24(6)	
	開設単位合計	115	8(4)	10(4)	18(4)	33(6)	40(6)	
	開設単位合計(留学生)	117	8(4)	10(4)	20(4)	33(6)	40(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。
計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

附則別表4-8 電子情報通信工学系 専門科目

(平成30年度入学学生)

電子システム工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2				2		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理Ⅱ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅱ	2			2			留学生対象外
	基礎電気回路	4			4			留学生対象
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2		
	電子工学	2			2			
	電子回路Ⅰ	2			2			
	電子回路Ⅱ	2				2		
	半導体工学	2				2		
	半導体デバイス工学	2					2	
	ディジタル回路Ⅰ	2		2				
	ディジタル回路Ⅱ	2			2			
	電子計測	2					2	
	制御工学Ⅰ	2				2		
	情報処理Ⅰ	2		2				
	電子システムセミナー	4				4		
	創造実験・実習	4	4					
	基礎工学実験・実習	2		2				
	基礎工学実験	4			4			
	工学実験Ⅰ	4				4		
	工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	12					12	
	小 計	72	6	8	16	22	20	
	小 計(留学生)	74	6	8	18	22	20	
選択科目	回路理論	2				2		
	電子物性工学	2					2	
	オプトエレクトロニクス	2					2	
	電子材料工学	2					2	
	制御工学Ⅱ	2					2	
	ロボット工学	2					2	
	センサ工学	2					2	
	電子システム特講	2				2		
	情報システムⅠ	2				2		
	電気通信システムA	2				2		
	情報処理Ⅱ	2				2		
	データ通信	2					2	
	画像工学	2					2	
	システム工学	2					2	
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠⅠ	1			1			集中講義
	AⅠⅡ	1			1			集中講義
	AⅠⅢ	1			1			集中講義
	AⅠⅣ	1			1			集中講義
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小 計	42	2(4)	2(4)	2(4)	11(6)	19(6)	
開設単位合計		114	8(4)	10(4)	18(4)	33(6)	39(6)	
開設単位合計(留学生)		116	8(4)	10(4)	20(4)	33(6)	39(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。
計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

情報工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2				2		
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 子 回 路 I	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	デ ィ ジ タ ル 回 路 II	2			2			
	基 礎 情 報 工 学	2			2			
	計 算 機 アーキテクチャ	2			2			
	情 報 処 理 I	2		2				
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計 論	4			4			
	通 信 理 論	2				2		
	情 報 構 造 論	2				2		
	コ ン パ イ ラ	2					2	
	情 報 工 学 セ ミ ナ ー	6				6		
	情 報 工 学 演 習	2			2			留学生対象
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				
	基 礎 工 学 実 験	2			2			
選択科目	工 学 実 験 I	4				4		
	工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	12					12	
	小 計	67	6	8	16	20	17	
	小 計(留学生)	69	6	8	18	20	17	
	情 報 数 学	2					2	
	数 値 解 析	2				2		
	電 気 磁 気 学	2				2		
	半 導 体 工 学	2					2	
	シ ス テ ム 工 学	2					2	
	オ ー ト マ ト ン 理 論	2					2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 言 語	2					2	
	シ ス テ ム プ ロ グ ラ ミ ン グ	2				2		
	シ ス テ ム ソ フ ト ウ ェ ア	2					2	
	情 報 シ ス テ ム I	2				2		
	情 報 シ ス テ ム II	2					2	
	人 工 知 能 基 礎	2				2		
	自 然 言 語 処 理	2					2	
	画 像 工 学	2					2	
	デ ー タ ベ ー ス	2					2	
	コ ン ピ ュ ー タ ネ ッ ト ワ ー ク I	2				2		
	コ ン ピ ュ ー タ ネ ッ ト ワ ー ク II	2					2	
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	
開設単位合計	情 報 特 論 I	1				1		
	情 報 特 論 II	1				1		
	校 外 実 習	1					1	
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I I	1			1			集中講義
	A I II	1			1			集中講義
	A I III	1			1			集中講義
	A I IV	1			1			集中講義
	技 術 科 学 フ ロ ン テ ィ ア 概 論	1					1	集中講義
	小 計	52	2(4)	2(4)	2(4)	15(6)	25(6)	
	開 設 単 位 合 計	119	8(4)	10(4)	18(4)	35(6)	42(6)	
	開 設 単 位 合 計 (留 学 生)	121	8(4)	10(4)	20(4)	35(6)	42(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。

計欄の () 数字は、いずれかの学年で修得できる単位 (外数)

香川高等専門学校学生準則

平成21年10月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この準則は、学則第40条の規定により、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

第2条 学生は学則、学生準則、その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人が連署した「誓約書」(第1号様式)を提出しなければならない。

(保護者等)

第4条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第5条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定め、「保護者等変更届」(第2号様式)を提出しなければならない。

2 その他保護者等に関する必要な事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項(令和3年2月18日理事長裁定)を適用する。

第3章 学生証

(学生証)

第6条 本校の学生は、第1学年及び第4学年の初めに、また、専攻科生は第1学年の初めに、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第8条 学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て、「学生証再交

付願」(第3号様式)を提出して、再交付を受けなければならない。

第4章 休学，退学，欠席等

(休学等)

第9条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3ヶ月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、「休学願」(第4号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生は、休学願を提出する場合は、年度を超えることはできない。年度を超えて休学期間を延長する場合は、改めて休学願の提出が必要となる。

3 学生は、同一学年で、休学年度(休学により年度末の進級判定が、進級若しくは、原級とならなかった年度)は、2年度を超えることはできない。

(復学)

第10条 休学した者が、休学の事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、「復学願」(第5号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第11条 学生が退学しようとするときは、「退学願」(第6号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(身上異動)

第12条 学生は、改名その他一身上の異動があつたときは、直ちに、「身上異動届」(第7号様式)を校長に提出しなければならない。

(住所変更)

第13条 学生、保護者等が住所を変更したときは、直ちに、「住所変更届」(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠席等)

第14条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、所定の用紙を校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後、直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(忌引)

第 15 条 父母近親の喪に服するときは、「忌引願」(第 9 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、曾祖父母 1 日、伯叔父母 1 日とする。

第 5 章 服 装

(服装)

第 16 条 1 年生、2 年生及び 3 年生は、登校時には、制服を着用するものとする。

2 制服については、別に定める。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としてふさわしいものを着用し、体面を失わないよう留意しなければならない。

第 6 章 健康診断

(健康診断)

第 17 条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 18 条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第 7 章 学生会等

(学生会)

第 19 条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会をおく。

第 20 条 学生会について必要な事項は、別に定める。

(団体)

第 21 条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもつて会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約ならびに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上の署名の上、学生主事を経て「学生団体結成願」(第 10 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 22 条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(校外団体参加)

第 23 条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項ならびに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名の上、学生主事を経て「校外団体参加願」(第 11 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 24 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、

許可を取り消すことがある。

第8章 集 会

(集会)

第25条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設・設備の名称、参加者数等を記載した「集会（催物その他の行事）許可願」(第12号様式)を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第26条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第9章 印刷物の配布及び販売

(印刷物等)

第27条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは、「印刷物発行（販売）許可願」(第13号様式)に、当該印刷物2部を添えて、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第10章 掲 示

(掲示)

第28条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、「掲示許可願」(第14号様式)に、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

第29条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した「施設・設備使用許可願」(第15号様式)を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

第12章 雑 則

(施行細則)

第30条 この準則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定

制定 令和 3 年 2 月 18 日

(目的)

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等による入学時の誓約)

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

(保護者等の義務)

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するように学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

(学生の身分異動等)

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舍に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

る。

（寮生の保護者等の義務）

第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

（寮生の保護者等への通知）

第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（寮生の保護者への情報提供）

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年 2月18日 制定）

1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。

3. 教 務 関 係

- (1) 学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程
- (2) 単位追認試験実施申し合わせ
- (3) 香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程
- (4) 他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する規定
- (5) 校外実習（インターンシップ）について

香川高等専門学校学業成績の評価・評定 並びに進級及び卒業の認定に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得、試験、学業成績の評価・評定、進級及び卒業の認定について定める。

第 2 章 履修及び修得

第 2 条 学則別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定める必修科目は全て修得するものとする。

2 履修とは、各科目で実施される授業時間数の 3 分の 2 以上に出席することをいう。

3 修得とは、第 7 条第 2 項、第 7 条第 3 項及び第 11 条に定める「合格」並びに第 10 条に定める評定区分「優」、「良」、「可」をいう。

第 3 条 選択科目については、期日までに履修願を提出するものとする。また年度の途中において履修を取りやめる場合は、期日までに履修辞退届を提出しなければならない。

第 4 条 特別活動は、第 1 学年から第 3 学年まで各学年 30 単位時間、計 90 単位時間履修するものとする。

第 3 章 試験

第 5 条 定期試験は、各学期末に行うものとする。

2 担当教員が必要と認めた科目については、中間試験を行うものとする。

3 平常の成績で評価し得る授業科目並びに実験、実習等については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第 6 条 次の各号に掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、事由を証明する書類を添えて願い出た場合、追試験を行うものとする。なお、故意に願い出を怠り、追試験を受けなかった者については、試験を忌避した者とみなすものとする。

- 一 病気（医師の診断書を要する。）
- 二 忌引（学生準則第 15 条による。）
- 三 その他やむをえないと認められる事由

第 4 章 評価・評定及び修得

第 7 条 学則第 13 条に規定する授業科目の成績評価は、第 2 項に掲げる科目を除き、シラバスに表記する評価方法により、100 点法で行う。

2 キャリア概論、教育支援活動、研究基礎Ⅰ、研究基礎Ⅱ及び研究基礎Ⅲの成績は、「合格」又は「不合格」で評定する。

3 学則第 13 条に規定する特別活動の履修成果は、「合格」又は「不合格」で評定する。

4 病気・けが等により医師から体育等の実技を禁止された場合には、レポート提出等で成績評価を行うことができる。

第 8 条 学生の成績順位は、第 7 条第 1 項において 100 点法で成績評価を行うとされる授業科目の評価に単位数を乗じて得た総得点を、同授業科目の総単位数で除した点数の高得点の順とする。ただし、海外英語演習、校外実習は成績順位算定の対象としない。

また、第 2 条第 2 項の履修の要件を満たさない科目の評価は 0 点とする。

第 9 条 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

第 10 条 学年総合成績の評価(100 点法)と評定及び単位の修得の関連は次のとおりとする。

成績評価	評定区分	単位の修得
80 点以上	優	修得
70～79 点	良	修得
60～69 点	可	修得
0～59 点	不可	—

第11条 本校以外の教育施設等における学修に関する規程第1条の学修（以下「特別学修」という。）について同規程第5条により認定された単位は、本校における当該年度の授業科目を修得したものとみなす。

2 単位認定された特別学修別表に定める科目のうち100点法で提出されるものについてはその点数に応じた第10条における授業科目の評定区分とし、100点法で提出されないものについては当該教育施設等における評価によるものとする。

第11条の2 他の高等専門学校との連携・交流事業に伴う「特別講義」は、教育上有益と認め、学則第14条を適用する。評価・評定については特別学修と同じ取り扱いとする。

第12条 試験中に不正行為をした者は、その時以降の当該試験期間中の受験を停止し、当該試験期間中に実施した全科目の試験の成績を0点とする。

第5章 進級・卒業及び再履修

第13条 進級及び卒業の認定は、それぞれ進級認定会議及び卒業認定会議を経て、校長がこれを行う。

第14条 校長は、次の各号に掲げる条件を全て満たした者について、各学年の課程を修了したものとして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 各学年の必修科目を履修していること。
- 二 学年毎に各学科が指定する科目の単位を修得していること。
- 三 各学年において、下表に示す単位数以上を修得していること。ただし、他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する規程第4条第2項に定める自由科目の単位数を除く。

表 累計単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
一般累計単位数					7 5
専門累計単位数					8 2
累計単位数総数	2 4	5 2	8 8	1 2 8	1 6 7

四 第1学年又は第2学年については、特別活動の履修成果が合格であり、成績評価に30点未満の科目がないこと。

五 第3学年については、第1学年及び第2学年の必修科目を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であること。

六 第4学年については、第3学年の必修科目を全て修得していること。

七 第5学年については、各学年の必修科目を全て修得していること。

2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。

- 一 第1学年については、24単位以上を修得している者
- 二 第2学年については、累計49単位以上を修得している者
- 三 第3学年については、累計74単位以上を修得している者
- 四 第4学年については、累計107単位以上を修得している者

第15条 第13条の認定の結果、留年した場合は当該学年に係る必修科目は再履修しなければならない。

- 2 選択科目は再認定することができる。なお、再認定することができる科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、過年度の成績と再履修の場合の成績を比較して、より上位の成績を以って評価することができるものとする。

第16条 進級前の学年において履修し「不可」とされた科目について、次の時期に単位追認試験を行うことができる。

一 1年次開講科目については、第2学年及び第3学年

二 2年次から4年次開講科目については、当該科目履修学年の直近上位の学年

- 2 前項に定める単位追認試験により、単位の修得を認められた科目の成績の評定は、「可」とし、成績順位に加味しない。

- 3 単位追認試験の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第17条 留学生、編入学生及び転入学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 本校に入学した学年より前の学年の単位数は、本校の定められた教育課程の全単位数を修得したものとみなす。

二 留学生の「日本語」及び「日本事情」の単位は、全て一般科目の単位とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日に高松工業高等専門学校（以下「旧高松高専」という。）又は詫間電波工業高等専門学校（以下「旧詫間電波高専」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者については、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）の附則第10条の規定により、旧高松高専又は旧詫間電波高専を卒業するため及び旧高松高専の専攻科又は旧詫間電波高専の専攻科の課程を修了するために必要とされる教育課程の履修、その他教育上必要な事項は、旧高松高専又は旧詫間電波高専の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者にあつては、第14条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 平成30年度以前の入学者にあつては、第16条第1項の規定にかかわらず、創造基礎工学系の選択科目を単位追認試験の対象とする。

(参考) 平成 30 年度以前入学者の進級及び卒業基準

第 14 条 校長は、次の各号に掲げる条件を満たした者について、各学年の課程を修了したものととして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 学則別表に定める各学科の教育課程において、各学年の必修科目を履修していること。
- 二 第 2 学年、又は第 3 学年への進級基準は、各科で指定する科目の単位を修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 三 第 4 学年への進級基準は、第 1 学年、第 2 学年までの必修科目、各科で指定する科目の単位を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 四 第 5 学年への進級基準は、第 3 学年の必修科目と各科で指定する科目の単位を全て修得し、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 五 卒業基準は、各学年の必修科目を全て修得し、かつ第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。

表 1 累計単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
一般累計単位数			6 5	7 4	7 5
専門累計単位数	3	8	2 3	5 0 【48】	8 2
累計単位数総数	2 7	6 1	9 5	1 3 1 【129】	1 6 7

【 】内の数値は機械電子工学科学生に適用する。

- 2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。
 - 一 第 1 学年については、22 単位以上を修得している者
 - 二 第 2 学年については、累計 54 単位以上を修得している者
 - 三 第 3 学年については、累計 80 単位以上を修得している者
 - 四 第 4 学年については、累計 120 単位以上を修得している者

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

香川高等専門学校単位追認試験実施申し合わせ

平成22年2月24日

教務委員会裁定

1 趣旨

香川高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（以下「規程」という。）第16条第3項に基づき、単位追認試験の実施に関し必要な事項を申し合わせる。

2 受験手続き及び実施方法

単位追認試験の学生連絡及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 学級担任は、該当学生へ単位追認試験を受けるよう指示する。
- (2) 該当学生は単位追認試験願を教務担当係へ提出しなければならない。
- (3) 科目担当教員は、単位追認試験の実施日時・試験範囲等を学生へ連絡し、単位追認試験を実施する。
- (4) 科目担当教員は、単位追認試験の実施結果を教務担当係へ報告する。
- (5) 第1号及び第2号の受験手続きについて、必要に応じ、各キャンパス教務小委員会の判断により適切に運用できるものとする。

3 試験出題・成績の評価

単位追認試験の出題及び合否の判定については、原則として、追認試験を実施する科目について、「不可」と認定した科目担当教員が行うものとする。

ただし、科目担当教員が不在の場合には、一般教育科にあつては教科主任、専門教科にあつては学科長に、その代行措置を委託するものとする。

なお、単位追認試験において不正行為をした場合は、当該科目の試験成績を0点とする。

4 試験の適用外

実験実習などの実践科目、実技の占める割合の高い科目については、原則として単位追認試験を行わないものとする。

附 則

この申し合わせは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成31年4月1日から施行する。

香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、香川高等専門学校（以下「本校」という。）以外の教育施設等における学修（以下「特別学修」という。）に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(特別学修)

第 2 条 学則第 15 条第 1 項に規定する大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の専攻科における学修
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 平成 18 年文部科学省告示第 33 号による国又は民法第 34 条法人等が実施する技能審査で、全国的な規模で行われ適切かつ公正であり一定の条件を満たした知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表に定めるもの

(学修手続)

第 3 条 学生は、前条第一号、第二号又は第三号による学修を行おうとするときは、特別学修許可願（別紙様式 1）に、関係書類を添えて校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項による願い出が教育上有益と認めるときは、これを許可するものとする。

(単位認定申請)

第 4 条 学生は、特別学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ必要書類を添付して、学級担任を経て校長に提出しなければならない。

- 一 第 2 条第一号、第二号又は第三号による学修を履修した者
 - イ 特別学修単位認定願（別紙様式 2）
 - ロ 当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書又は成績証明書
 - ハ その他学校が必要と認める書類
- 二 第 2 条第四号による学修を行った者
 - イ 技能審査による成果等に係る特別学修単位認定願（別紙様式 3）
 - ロ 当該学修を証明する合格証書等

(単位認定)

第 5 条 校長は、前条により学修単位認定申請があつた者については、教務委員会の議を経て、単位を認定する。

2 第 2 条による学修についての単位認定は、2 月末日までに申請のあつた者については、年度内で単位認定するものとする。

3 第 2 条第四号による学修で、別表太枠内において、さらに上位の学修をした場合は、当該上位の単位数を修得単位数とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 3 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 3 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(様式省略)

特別学修 認定単位一覧表

別表

試験の種類	級	一般・専門	認定単位
TOEIC※	730点以上	一 般	6
TOEIC※	600～729点	一 般	4
TOEIC※	450～599点	一 般	2
TOEIC※	400～449点	一 般	1
実用英語技能検定	1 級	一 般	6
実用英語技能検定	準 1 級	一 般	4
実用英語技能検定	2 級	一 般	2
実用英語技能検定	準 2 級	一 般	1
日本漢字能力検定	1級, 準1級, 2級	一 般	2
日本漢字能力検定	準 2 級	一 般	1
日本語検定	1級, 準1級, 2級	一 般	2
日本語検定	準2級, 3級	一 般	1
実用数学技能検定	1 級	一 般	4
実用数学技能検定	準 1 級	一 般	2
実用数学技能検定	2 級	一 般	1
統計検定	1 級	一 般	6
統計検定	準 1 級	一 般	4
統計検定	2 級	一 般	2
統計検定	3 級	一 般	1
技術英語能力検定	プロフェッショナル	専 門	6
技術英語能力検定	準プロフェッショナル	専 門	4
技術英語能力検定	1 級	専 門	3
技術英語能力検定	2 級	専 門	2
プロジェクトマネージャ試験	な し	専 門	6
システムアーキテクト試験	な し	専 門	6
システム監査技術者試験	な し	専 門	6
ネットワークスペシャリスト試験	な し	専 門	6
データベーススペシャリスト試験	な し	専 門	6
ITサービスマネージャ試験	な し	専 門	6
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	な し	専 門	6
情報処理安全確保支援士試験	な し	専 門	6
ITストラテジスト試験	な し	専 門	6
応用情報技術者試験	な し	専 門	4
基本情報技術者試験	な し	専 門	2
情報セキュリティマネジメント試験	な し	専 門	1
ITパスポート試験	な し	専 門	1
CGエンジニア検定	エキスパート	専 門	2
CGエンジニア検定	ベーシック	専 門	1
CGクリエイター検定	エキスパート	専 門	2
CGクリエイター検定	ベーシック	専 門	1
画像処理エンジニア検定	エキスパート	専 門	2
画像処理エンジニア検定	ベーシック	専 門	1
マルチメディア検定	エキスパート	専 門	2
情報システム試験(プログラマ認定)	な し	専 門	2
情報システム試験(システムエンジニア認定)	な し	専 門	2
デジタル技術検定(制御部門・情報部門)	1 級	専 門	2
デジタル技術検定(制御部門・情報部門)	2 級	専 門	1
電気通信主任技術者試験	線 路	専 門	4
電気通信主任技術者試験	伝送交換	専 門	4
電気主任技術者試験	第一種	専 門	6
電気主任技術者試験	第二種	専 門	4
電気主任技術者試験	第三種	専 門	2
工事担任者試験	総合通信	専 門	4
工事担任者試験	第一級アナログ通信	専 門	2
工事担任者試験	第一級デジタル通信	専 門	2
工事担任者試験AI・DD	第2種	専 門	1
陸上特殊無線技士試験	第1級	専 門	1
陸上無線技術士試験	第1級	専 門	4
陸上無線技術士試験	第2級	専 門	2
総合無線通信士試験	第1級	専 門	4
総合無線通信士試験	第2級	専 門	2
総合無線通信士試験	第3級	専 門	1
海上無線通信士試験	第1級	専 門	4
海上無線通信士試験	第2級	専 門	2
海上無線通信士試験	第3級	専 門	1
機械設計技術者試験	3 級	専 門	2
測量士試験	な し	専 門	4
測量士補試験	な し	専 門	2
技術士第一次試験	な し	専 門	4
知的財産管理技能検定	3 級	専 門	2

※TOEIC® Listening & Reading Test IPテスト(オンライン)は除く

他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する規程

令和6年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が定める国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和4年1月28日理事長裁定。以下「要項」という。）及び香川高等専門学校（以下「本校」という。）学則第14条の規定に基づき、他の高等専門学校における授業科目の履修及び本校の授業科目の履修を希望する他の高等専門学校の学生の受入れ等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、本校及び他の高等専門学校における相互の交流と協力を通じ、教育内容の豊富化及び教育指導の質の向上とともに、学生の主体的な学びの促進及び個別最適な学びの支援を図ることを目的とする。

(対象学生)

第3条 他の高等専門学校（以下「科目開設高専」という。）における授業科目の履修者は、本校に在籍する本科の学生（研究生，聴講生，特別聴講学生，科目等履修生を除く。以下「本校学生」という。）を対象とする。

(対象授業科目の決定)

第4条 校長は、要項第4条第2項の規定に基づき、科目開設高専の授業科目について、本校のカリキュラム・ポリシーに準拠した単位として履修可能な科目（以下「対象授業科目」という。）について選定し、以下の各号に掲げる項目を決定するものとする。

一 履修対象学年，履修対象学科

二 一般科目，専門科目の別

2 前項で対象授業科目とならなかった科目（以下「自由科目」という。）についても、履修することができる。

3 対象授業科目及び自由科目の区分については、科目開設高専の授業科目区分に関わらず、選択科目とする。

4 本科5年生が対象授業科目として履修可能な授業科目は原則、前期科目のみとする。ただし、本校の卒業認定会議の審議に間に合う場合に限り、集中講義等の授業科目を対象授業科目とすることができる。

(履修手続)

第5条 本校学生が科目開設高専の授業科目の履修を希望する場合の手続きについて、次の各項に定める。

2 科目開設高専の授業科目の履修を希望する本校学生は、要項別紙様式1により、校長に申請するものとする。

3 前項の申請を受けた校長は、高専機構が別に指定する期日までに、要項別紙様式2により、科目開設高専の校長に履修の受入れを依頼するものとする。

4 校長は、科目開設高専から要項第5条第3項に規定する結果通知を受け、その結果を本校学生に通知するものとする。

(授業実施方法等)

第6条 本校学生が科目開設高専の授業科目を履修するにあたり、授業実施方法，試験実施方法，成績評価方法等について、科目開設高専の定めた実施方法に従うものとする。

(単位認定・成績評価)

第7条 要項第7条第1項に規定する通知に基づき、科目開設高専において認定された単位については本校で修得すべき単位とみなし、原則当該科目が開設された年度の修得単位（以下「修得単位」という。）として認定するものとする。ただし、対象授業科目に限り科目開設高専からの成績が本校の学年総合成績提出期日に間に合わない場合、次年度の修得単位として認定する。

- 2 留年した場合は、前項の修得単位は再認定することができる。
 - 3 第1項により認定した修得単位のうち、自由科目については、本校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程（平成21年10月1日制定）（以下「進級卒業規程」という。）第14条における累計単位に含まないものとする。
 - 4 成績評価は、科目開設高専からの成績評価等の通知に基づき、その点数に応じた進級卒業規程第10条における授業科目の評定区分とする。ただし、科目開設高専で単位認定された科目のうち、成績評価が60点未満の評定区分については「可」とする。
 - 5 前項の成績評価は、平均点及び席次に含めない。
 - 6 成績証明書や単位取得証明書を発行する際は、科目名の後ろに（科目開設高専名）単位互換認定科目と表記する。表記に際して、（工業）高等専門学校を高専と略することができる。
- （受入れ）

第8条 校長は、他の高等専門学校（以下「学生在籍高専」という。）から要項第5条第2項に規定する依頼を受けた場合、本校の授業担当者に履修受入れ可否を確認のうえ、結果を要項別紙様式3により学生在籍高専の校長に通知するものとする。

- 2 前項により受け入れた学生（以下「単位互換履修生」という。）は、本校において特別聴講学生とみなす。

（授業実施方法等）

第9条 単位互換履修生が本校の授業科目を履修するにあたり、授業実施方法、試験実施方法、成績評価方法等については、本校及び授業担当者の定めた方法に従うものとする。

（成績評価・単位認定の通知）

第10条 単位互換履修生に対し、本校で行った成績評価及び修得単位数について、要項別紙様式4により学生在籍高専の校長に通知するものとする。なお、単位互換履修生の成績証明書等の発行は、学生在籍高専が発行する。

- 2 本校が科目開設高専となる場合の成績評価・単位認定については、進級卒業規程に基づき実施する。なお、これにより難しい場合は都度協議のうえ実施するものとする。

（事務）

第11条 他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する事務は、学務課、学生課において処理する。

附 則

この規程は令和6年1月24日から施行する。

校外実習（インターンシップ）について

香川高等専門学校詫間キャンパス

1. 目的

- (1) 校外での就業体験を通して、授業で修得した知識および技術を認識すると共に、視野を広げ、今後必要な知識や技術を把握することを目標とする。
- (2) 社会の一員としてのマナーや責任感、技術者としての倫理観、就労における厳しさを体験することにより、社会人としての自覚や職業観を養うことを目標とする。

2. 実施学年

本科第4,5学年の学生及び専攻科の学生を対象とする。

3. 実施時期

- ・本科 夏季休業中（8月中旬～9月末）
- ・専攻科 通年

4. 実施テーマ

受入先の研修プログラムに従う。

5. 手続き等

事前に校外実習（インターンシップ）願を提出しなければならない。
その他手続きについては、周知会等で説明を行う。

6. 単位認定

校外実習終了後、学生の実施内容（校外実習報告書）、出席状況等、及び受入機関における総合評価（校外実習証明書）を基に単位を認定する。

4. 学 生 支 援 関 係

- (1) 職業紹介業務運営規程
- (2) 専攻科入学及び大学編入に関する推薦要項
- (3) 学生表彰規程
- (4) 香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程
- (5) 図書館規程
- (6) 図書館利用細則

香川高等専門学校詫間キャンパス職業紹介業務運営規程

(趣旨)

第1条 職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条の2の規定に基づく、香川高等専門学校詫間キャンパス(以下「本校」という。)に在学する学生、本校を卒業し、又は退学した者(以下「学生等」という。)に対する無料職業紹介業務については、この規程の定めるところによる。

(無料の職業紹介)

第2条 本校が行う職業紹介は、全て無料とし、いかなる事由又は名目においても費用の徴収は行わない。

(求人者の申込み)

第3条 学生等に対する求人者の申込みは、原則として求人者が求人票に所要事項を記載の上、校長に提出するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、文書又は電話等で申込みを行うことができる。

2 求人者は、前項の申込みを行うに当たっては、求人条件及び労働条件を明示しなければならない。

第4条 前条の規定による求人者の申込みは、全て受理しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、受理しないことができる。

- 一 申込みの内容が、法令等に違反しているとき。
- 二 労働条件が、著しく不適當であると認められるとき。

(求職者の申込み)

第5条 学生等は、職業紹介を希望するときは、求職票に所要事項を記入の上、校長に提出するものとする。

(求職者の受理)

第6条 前条の規定による求職者の申込みは、全て受理しなければならない。ただし、申込みの内容が、法令等に違反しているときは、これを受理しないことができる。

(紹介の原則)

第7条 求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

2 労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟ひ業又は作業所が閉鎖にいたる恐れのある争議の発生している事業所には、紹介を一時中止する。

(秘密の厳守)

第8条 本校の職業紹介業務を行う者は、求人者及び求職者から知り得た個人的な情報は、全て秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(差別取扱いの禁止)

第9条 求職者又は求人者に対しては、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、組合団体の構成員であること等を理由に、職業紹介及び職業指導について、差別的取り扱いをしてはならない。

(採否の報告)

第10条 求入者は、求職者の採否を決定したときは、速やかに本校に通知しなければならない。

(求人票等の保存)

第11条 この規程により使用した求人票、求職票及び紹介状は、各1年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

香川高等専門学校 高等専門学校専攻科入学及び大学編入学に関する推薦要項

(目的)

第1条 この要項は、香川高等専門学校本科生の高等専門学校専攻科入学及び大学編入学に関わる校長推薦（以下「推薦」という。）について定める。

(手順)

第2条 「推薦による選抜」によって卒業後に進学しようとする者は、願い出によってキャリアサポートセンター小委員会（以下「小委員会」という。）での審査を受け、キャリアサポートセンター委員会（以下「委員会」という。）で了承後、推薦を得るものとする。

(成績要件)

第3条 本科の学業成績において、3, 4年生又は1から4年生までの学年末席次(割合)の平均が上位 1/2 以内であることを要件とする。ただし、本校専攻科創造工学専攻への推薦は、3, 4年生の学年末席次(割合)の平均が上位 1/3 以内であることを要件とする。

2 前項を満たさない場合は、小委員会の審議による。

(審査)

第4条 小委員会は、次の各号に基づき審査・選抜するものとする。

- 一 人物が優れていること。(懲戒等処分歴を考慮する。)
- 二 学業成績が優れていること。(学業成績の推薦要件を満足していること。)
- 三 推薦先の出願要件を満たしていること。
- 四 推薦人数が推薦依頼人数を超過しないこと。

(複数出願)

第5条 同時に複数の推薦による出願を認めない。

(見直し)

第6条 この要項は、「推薦による選抜」結果と成績の状況によって見直しを行うものとする。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の入学者から適用する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 17 日から施行し、平成 29 年度の入学者から適用する。

香川高等専門学校学生表彰規程

平成 25 年 4 月 1 日制定
一部改正 令和 4 年 3 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校学則第 41 条の規定に基づく学生の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する者及び団体について行う。

- 一 学業成績が特に優秀で、かつ、人物が優れている者
- 二 体育活動に卓越した技能を発揮し、本校の声価を高めた者及び団体
- 三 文化・学術活動で文化や学術の向上発展に顕著な功績を収めた者及び団体
- 四 学生会活動で顕著な功績のあった者

2 前項各号のほか、表彰に値する行為又は功績等のあった者及び団体

(被表彰者の選考基準)

第 3 条 表彰の選考基準は、別表に定めたところによる。

(被表彰者の決定)

第 4 条 校長は、被表彰者を決定する。

(表彰の期日)

第 5 条 表彰は選考基準に従い、卒業証書授与式の日又は必要に応じ行う。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を授与することができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規程の施行日前に在学している者に係る学生の表彰については、なお従前の例による。

(参考) 令和 3 年度以前入学者の表彰規程第 2 条

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する者及び団体について行う。

- 一 学業成績が特に優秀で、かつ、人物が優れている者
- 二 体育活動に卓越した技能を発揮し、本校の声価を高めた者及び団体
- 三 文化・学術活動で文化や学術の向上発展に顕著な功績を収めた者及び団体
- 四 学生会活動で顕著な功績のあった者
- 五 在学期間中に皆勤の者

(参考) 令和 3 年度以前入学者の表彰基準教育活動

賞名	該当する人物	表彰時期
皆勤賞	在学期間中に皆勤の者	5 年生

香川高専表彰基準

平成25年4月1日制定
一部改正 令和4年3月3日

体育活動

賞名	該当する大会	該当する成績・人物	表彰時期
功労賞	全国高専大会	3位以上の成績を収めたチーム・団体	当該年度
		3位以上の成績を収めたチーム・団体に貢献をした者	5年生
		2位以上の成績を収めた者	5年生
	四国地区高専大会	3年連続優勝したチーム・団体	当該年度
		3年連続優勝したチーム・団体に貢献をした者	5年生
		3回以上優勝した者	5年生
	インターハイ(全国大会)	出場したチーム・団体	当該年度
		出場した選手	5年生
	国体	出場した選手	5年生・専攻科2年生
奨励賞	全国高専大会	3位以上の成績を収めた者	当該年度
	四国地区高専大会	優勝したチーム・団体	当該年度
		優勝した者	当該年度

文化活動

賞名	該当する大会	該当する成績・人物	表彰時期
功労賞	全国大会規模のコンクール	3位相当以上の成績を収めた団体	当該年度
		3位以上の成績を収めた団体に貢献をした者	5年生・専攻科2年生
		3位相当以上の成績を収めた者	5年生・専攻科2年生
	地区大会規模のコンクール	2年連続優勝に相当する成績を収めた団体	当該年度
		2年連続優勝に相当する成績を収めた団体に貢献をした者	5年生・専攻科2年生
		3回又は3作品以上優勝に相当する成績を収めた者	5年生・専攻科2年生
奨励賞	地区大会規模のコンクール	2位相当以上の成績を収めた団体	当該年度
		優秀賞に相当する成績を収めた者	当該年度

自治活動

賞名		該当する成績・人物	表彰時期
功労賞		学生会長を務めた者	5年生
		学生祭実行委員長を務めた者	5年生
奨励賞		学生会運営活動において顕著な功績のある者	5年生
		学生祭運営活動において顕著な功績のある者	5年生

教育活動

賞名		該当する人物	表彰時期
学業成績優秀賞		各学科等において推薦された1名	5年生・専攻科2年生

その他

賞名		該当する成績・人物	表彰時期
特別賞		上記には該当しないが、表彰に値すると認められる者又は団体	その都度検討

<注>表彰を受ける団体又は個人は、担当教員により推薦されることを条件とする。
複数年に及ぶ実績を考慮する必要のない功労賞については、平成25年度からの実績を対象とする。
複数年・複数回に及ぶ実績を考慮する必要のある功労賞については、平成24年度以前に遡り考慮する。
平成24年度まで適用してきた旧規定は廃止する。

香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程

令和7年2月26日制定

(趣旨)

第1条 本規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）、香川高等専門学校学生準則及び学生心得（以下「学生準則等」という。）に違反した学生に対する懲戒・注意（以下「懲戒等」という。）について必要な事項を定める。

(懲戒等の種類)

第2条 学則第42条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学：学生としての身分を喪失させる。
- 二 停学：一定期間の謹慎を通して、反省及び改善を促す。
- 三 訓告：厳重に注意を与え、反省及び改善を促す。
- 2 前項の懲戒は校長が決定し、申し渡す。
- 3 停学の期間は修業年限に算入するものとする。
- 4 学則及び学生準則等に違反するが、懲戒には至らないと認められる場合は、注意を与える。
- 5 前項の注意は、学生主事、学生副主事、学生主事補、学科長（専攻科生においては専攻長）、担任が行う。

(懲戒等の対象行為)

第3条 懲戒等の対象となり得る行為は、次の各号のとおりとする。

- 一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）
- 二 試験・研究における不正行為（カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）
- 三 人の尊厳を侵害する行為（差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など）
- 四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為
- 五 暴力行為・危険行為（危険物の持ち込み、危険な薬物使用・所持など）
- 六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）
- 七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為
- 八 情報倫理に反する行為（プライバシーや著作権の侵害、SNSの不適切な利用など）
- 九 学生準則等に違反する行為（服装・通学方法などの規定違反）
- 十 その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為

(懲戒等の指針)

第4条 前条に掲げた行為に対する懲戒等の処分内容は別表のとおりとする。ただし、具体的な内容の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度

合い、他の学生や社会に与える影響等を含め総合的に勘案する。

- 2 過去に懲戒等を受けた者が、再び懲戒等に相当する行為を行った場合は、必要に応じてより厳格な懲戒等を行うことができる。

(懲戒等の対象となる行為の調査)

第5条 学生主事は、第3条に掲げられた懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長へ報告するとともに、学生小委員会で調査する。

- 2 学生主事は、必要に応じて学生小委員会委員以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、公正かつ十分な調査を行う。
- 4 調査及び事実確認を行うに当たって、対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒等の手続)

第6条 学生に対する懲戒等は、前条の調査結果及び対象行為を行った学生の弁明を踏まえて、原則として第4条に基づき、学生小委員会で審議し校長がこれを決定する。ただし、審議により懲戒に当たらないと判断された場合は、学生主事の判断により注意を与えることができる。なお、懲戒等の対象となる行為を行った学生が専攻科生の場合は、学生小委員会と専攻委員会の合同委員会により審議を行う。

- 2 前項において、停学が相当であると判断された場合は、停学期間についても併せて学生小委員会で審議し、校長がこれを決定する。
- 3 第1・2項において無期停学以上（無期停学・退学等）の処分が必要と判断される場合、企画運営会議を開きこれを審議決定する。
- 4 懲戒等の処分が決定する前であっても、校長が必要と判断した場合は、対象の学生に謹慎を命ずることができる。

(懲戒等と学籍異動)

第7条 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合は、原則これを受理しないものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

香川高等専門学校 学生標準処分基準表（第3条に対応）

懲戒等の対象となる行為	懲戒			注意
	退学	停学	訓告	
一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）	○	○	○	○
二 試験・研究における不正行為 （カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）		○	○	○
三 人の尊厳を侵害する行為 （差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など）	○	○	○	○
四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為		○	○	○
五 暴力行為・危険行為 （危険物の持ち込み，危険な薬物使用・所持など）	○	○	○	○
六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）	○	○	○	○
七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為		○	○	○
八 情報倫理に反する行為 （プライバシーや著作権の侵害，SNS の不適切な利用など）	○	○	○	○
九 学生準則等に違反する行為 （服装・通学方法などの規定違反）			○	○
十 その他，学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為	○	○	○	○

* 規程第4条第2項に当てはまる事例の場合は，この限りではない。

香川高等専門学校図書館規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「内部組織規則」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書及びその他の図書資料（以下「図書」という。）を収集、管理して、教職員・学生及び地域住民の利用に供し、その教育・研究並びに教養の向上に資することを目的とする。

(図書館長)

第 3 条 内部組織規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各キャンパスに置かれる図書館に、それぞれ図書館長を置く。

(任命)

第 4 条 図書館長は、校長が任命する。

(任期)

第 5 条 図書館長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第 6 条 図書館長は、それぞれの図書館業務を掌理するとともに、両図書館間の調整を図る。

(委員会)

第 7 条 図書館の円滑な運営を図るため、内部組織規則第 22 条第 2 項の定めるところにより、香川高等専門学校図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書の管理)

第 8 条 図書館の管理する図書は、図書館に備え付けるもののほか、各学科等に備え付けることができる。

2 前項により各学科等に備え付けるものについては、図書館長の承認を得るものとする。

3 各学科等備え付けの図書の保管責任は、各学科等においてその責を負うものとする。

(利用者)

第9条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 本校の教職員及び学生

二 本校以外の者で本校図書館の利用を希望する者

2 利用者は、この規程及びこの規程に基づく細則等を順守しなければならない。

3 前項の規定に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、又は禁止することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第10条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか図書館の運営及び利用に関し必要な細則は別に定める。

(雑則)

第12条 図書資料を利用者の閲覧に供するため、図書資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

香川高等専門学校図書館利用細則

平成22年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川高等専門学校図書館規程第11条の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 香川高等専門学校学則第5条第3号から第6号に定める休業日（以下、「休業日」という。）の土曜日
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に休館することができるものとする。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日 8時30分から20時まで
 - 二 土曜日 10時から16時30分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、休業日の開館時間は8時30分から17時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は開館時間を変更することができるものとする。

(利用の区分)

第4条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分により図書館を利用することができるものとする。

- 一 図書館の所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）の館内閲覧
- 二 図書館資料の館外貸出
- 三 参考調査
- 四 文献複写
- 五 他の図書館の利用

(利用者手続き)

第5条 学生は学生証、教職員は本校の身分証明書をもつて図書館利用者カードとする。

- 2 一般利用者が図書館を利用する場合は、香川高等専門学校図書館一般利用者利用細則（平成22年10月1日制定）第4条に定める手続きを行うものとする。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、閲覧室又は指定された場所で閲覧するものとする。

- 2 開架図書及び学術雑誌等の閲覧が終わったときは、所定の位置に返却するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 館内においては静粛を旨とし、雑談、飲食、喫煙等館内の秩序を乱し、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 二 図書館資料を無断で館外に持ち出してはならない。
- 三 その他、図書館員の指示に従わなければならない。

(館外貸出)

第8条 図書館資料の館外への貸出しを希望する者は、所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。ただし、次に掲げる図書は、原則として貸出を行わない。

- 一 雑誌の最新号

二 その他、図書館長が指定した図書

(貸出冊数及び貸出期間)

第9条 館外貸出できる冊数及び期間は次のとおりとする。

利用者	貸出区分	図書・雑誌			視聴覚資料	
		図書冊数	雑誌冊数	期 間	点数	期間
教職員	通 常	10冊	5冊	1ヶ月	2点	2週間
学 生	通 常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間
	長期休業	図書館長指定冊数		図書館長指定期間		
	4年次の 専門科目 及び 卒業研究	5冊	5冊	3ヶ月以内		
一般利用者	通 常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間

2 前項の規定にかかわらず、特に図書館長が必要と認めた場合は、冊数および期間を変更することができる。

(貸出図書の予約)

第10条 貸出中の図書について、返却後最初の貸出を希望する者は予約することができる。

(貸出図書の返却及転貸の禁止)

第11条 貸出を受けた図書は、所定の期日までに返却しなければならない。また、他の者に転貸してはならない。

2 次の各号に該当する場合は、貸出中の図書等を直ちに返却しなければならない。

- 一 本校の教職員が、退職、休職、又は転出するとき。
- 二 本校の学生が、卒業、修了、退学、休学、留学、停学又は除籍の場合

3 図書館長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても、点検又は返却を求めることができる。

(研究室備付け図書)

第12条 研究室の予算で購入した図書等は、第9条の規定にかかわらず研究室備付け図書として長期間貸出を行うことができる。

(弁償責任)

第13条 利用者は故意又は過失により施設、設備及び機器を損傷し、又は図書館資料を紛失若しくは損傷した場合は、図書館長の指示に従い、速やかに弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長がやむを得ないと認めたときは、免除することができる。

(利用の停止)

第14条 図書館長は、この細則に違反した者で図書館長の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止することができる。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

5. 学 生 寮 関 係

- (1) 学生寮管理運営規則
- (2) 学生寮管理運営細則

香川高等専門学校学生寮管理運営規則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校学則第58条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、教育施設の一環として、学生の修学に便宜を供与し、共同生活の人間関係を通して、貴重な生活体験を得させるとともに、学生（以下「寮生」という。）の秩序と互助の精神を養うことを目的とする。

(生活規律)

第3条 寮生は、学生寮関係諸規則を遵守し、寮生活の充実に努めなければならない。

(管理責任者)

第4条 学生寮の管理運営責任者は、校長とする。

2 高松キャンパス及び詫間キャンパスの寮務主事は、校長の命を受け、学生寮に関する教育的管理運営の業務を掌理する。

(寮務委員会)

第5条 学生寮の管理運営に関する事項については、寮務委員会において審議する。

(学生寮の名称等)

第6条 学生寮の名称は、高松キャンパスは清雲寮（南寮、北寮、西寮、国際寮）とし、詫間キャンパスは七宝寮及び国際紫雲寮とする。

2 清雲寮の南寮及び北寮には男子学生を入寮させ、西寮には女子学生を入寮させる。

3 七宝寮には男子学生を入寮させる。

(学生寮の指導方針)

第7条 教員は、寮務主事の指揮監督のもとに、寮生の学習、生活の指導及び助言に当たり、学校生活への適応を促進するとともに、規律ある共同生活を行わせることにより、協調精神の養成及び資質の向上を図り、将来にわたっての人格形成に資するための素養を養うよう努めるものとする。

(寄宿料)

第8条 寄宿料については、学則及び別に定める入学科、授業料の免除、徴収猶予及び寄宿料の免除取扱規程に定めるところによる。

(その他の経費)

第9条 寮生は、学生寮における生活上必要な食費及びその他の経費を納付しなければならない。

2 第8条及び第9条の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(注意義務及び損害賠償等)

第10条 寮生は、学生寮の施設、設備を大切に使用しなければならない。

2 寮生が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 寮生は、自己の所持品の管理をするとともに、定められたもの以外を寮内に持ち込んで서는ならない。

(宿日直)

第11条 学生寮宿日直勤務については、学生寮宿日直規程による。

(雑則)

第12条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

香川高等専門学校学生寮管理運営細則

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、香川高等専門学校学生寮管理運営規則第 12 条の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(学生寮での教員の役割)

第 2 条 教員は、次の各号に掲げる事項により寮生の指導に当たるよう努めるものとする。

- 一 学生寮内の秩序維持
- 二 学習相談会
学習会及び自学自習に対する指導助言
- 三 生活指導
学生寮生活日課時間表に基づく規則正しい生活習慣の指導、学生寮関係規則遵守の監督及び指導、身だしなみ並びにマナー向上への指導
- 四 寮生相談
- 五 健康管理
- 六 外泊者・外出者及び面会者の把握
- 七 事故発生時の処理
- 八 学生寮内の環境整備
- 九 その他、寮務主事が定める指導

(入寮・継続在寮・退寮)

第 3 条 入寮を希望する者は、入寮願（第 1 号様式）を、高松キャンパス又は詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 入寮願を提出し、入寮の許可を受けた者は入寮誓約書（第 2 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出する。
- 3 入寮の時期は、学年の初めを原則とする。
- 4 入寮期間は、1 年間（学年末まで）とする。なお、引き続き在寮を希望する者は、継続在寮願（第 3 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 5 入寮者及び継続在寮者の選考は、次の各号の上位に該当する者を優先し、寮及び学校での生活態度、自宅からの通学所要時間及び学年等を考慮し寮務小委員会において行う。
 - 一 自宅からの通学所要時間が片道 1 時間以上の本科新入学生、新留学生、新編入学生及び新キャンパス間転科生
 - 二 自宅からの通学所要時間が片道 1 時間以上であり、過去 1 年間における寮での違反や指導を受けたことが全くなく、寮務小委員会が生活態度良好と認めた者
 - 三 上記に該当しない者
- 6 共同生活に適しないと認められる者は、寮務小委員会の審議を経て、入寮の許可をしないことがある。
- 7 年度途中での入寮は、寮務小委員会の審議を経て、認めることがある。
- 8 退寮を希望する者は、退寮願（第 4 号様式）を、各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休寮・復寮)

第 4 条 寮生は、疾病、その他特別な事情がある場合は、その事由がなくなるまでの期間、休寮願（第 5 号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて休寮することができる。

- 2 休寮の事由がなくなった場合は、復寮願（第 6 号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて復寮することができる。

(寮生への指導)

第 5 条 法律、学則、学生準則及びその他学生寮関係諸規則に違反した者については、注意、主事注意、停寮及び退寮の指導を行う。

- 2 注意、主事注意及び停寮の指導については寮務小委員会、退寮の指導については寮務委員会の

審議を経て行う。

3 指導の基準は、学生寮における処置に定める。

(日課)

第6条 日課時間表は次のとおりとする。

起	床	7 : 2 5
朝	食	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0
登	校	8 : 3 0
昼	食	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 5 0
入	浴	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 5 0
夕	食	1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
自習時間		2 0 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
門	限	2 1 : 5 0
消	灯	2 3 : 0 0 (1 ~ 3 年生)
		2 4 : 0 0 (4 年生以上)

(生活区域)

第7条 寮生は、お互いに異性の生活区域に立ち入ってはならない。なお、生活区域については、各キャンパスの寮務主事が指定する。

(部外者の立入禁止)

第8条 部外者を、学生寮敷地及び学生寮建物内に立ち入らせることは、禁止する。

(寮生役員及び組織)

第9条 学生寮における充実した共同生活を自律的に運営するために、次の各号に掲げる役員を置き、寮生役員会(別表第1)を設ける。

- | | | | | | |
|---|---------|-----|-----------|-----|--------|
| 一 | 寮長 | 1 名 | | | |
| 二 | 副寮長 | 4 名 | (国際寮長を含む) | | |
| 三 | 点呼風紀委員長 | 1 名 | 点呼風紀副委員長 | 1 名 | 委員 若干名 |
| 四 | 厚生文化委員長 | 1 名 | 厚生文化副委員長 | 1 名 | 委員 若干名 |
| 五 | 安全衛生委員長 | 1 名 | 安全衛生副委員長 | 1 名 | 委員 若干名 |

2 委員会等

前項に規定する委員長を議長とする各委員会を設ける。

(役員の選出)

第10条 寮長は、全寮生の選挙によって選任され、各キャンパスの寮務小委員会の審議に基づき、寮務主事が任命する。

2 寮長以外の寮生役員は、寮生の選挙又は互選によって選出し、寮務主事が任命する。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 寮長は各キャンパスの寮生を代表する。
- 二 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 三 点呼風紀委員長は寮内の規律維持向上及び低学年の指導にあたる。
- 四 厚生文化委員長は寮生の親睦を促進し、寮生活を豊かにする諸行事にあたる。
- 五 安全衛生委員長は寮生の保健衛生、環境整備の向上促進、災害の防止にあたる。
- 六 各副委員長は各委員長を補佐し、各委員長に事故あるときは、その任務を代行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1月から12月までとし、再任は妨げない。

2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙管理委員会)

第13条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び選挙管理委員をもつて構成する。

2 選挙管理委員長は選挙の都度、各キャンパスの寮務小委員会が指名する。

3 選挙管理委員長は選挙の都度、選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会を招集する。

4 選挙管理委員会は次の各号を審議し実施する。

- 一 選挙の公告と選挙日程の通知
- 二 投票及び開票

三 開票結果の通知

四 その他選挙に関する事項

(学生寮自衛防災組織)

第 14 条 火災等の災害発生に際して、寮生の安全確保に当たるために、学生寮自衛防災隊（別表第 2）を組織し、学生寮防災避難要領（別表第 3）に基づき、年 1 回は必ず避難訓練を実施する。

(寮生の責務)

第 15 条 寮生は役員のもと各運営に積極的に関わる。

(持込物品について)

第 16 条 自室で使用できる電力量を考慮して電気機器を使用する。ただし、ヒーター類の持ち込みは禁止する。

2 自室以外の持込物品については、各キャンパスで別に定める。

(物品の保管)

第 17 条 所持品で記名可能なものは、全て記入し、常に整頓しておく。

2 貴重品には特に留意し、盗難にあわないように心掛ける。

3 寮施設及び各室備え付けの設備を滅失、汚損又は破壊したり移動させたりしてはならない。これらの場合、事情によっては弁償させることがある。

4 運動用具、その他の使用は所定の手続きを経て大切に扱う。

5 盗難その他の事故が発生した場合は、速やかに各キャンパスの寮務主事に届け出なければならない。

(その他)

第 18 条 この細則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

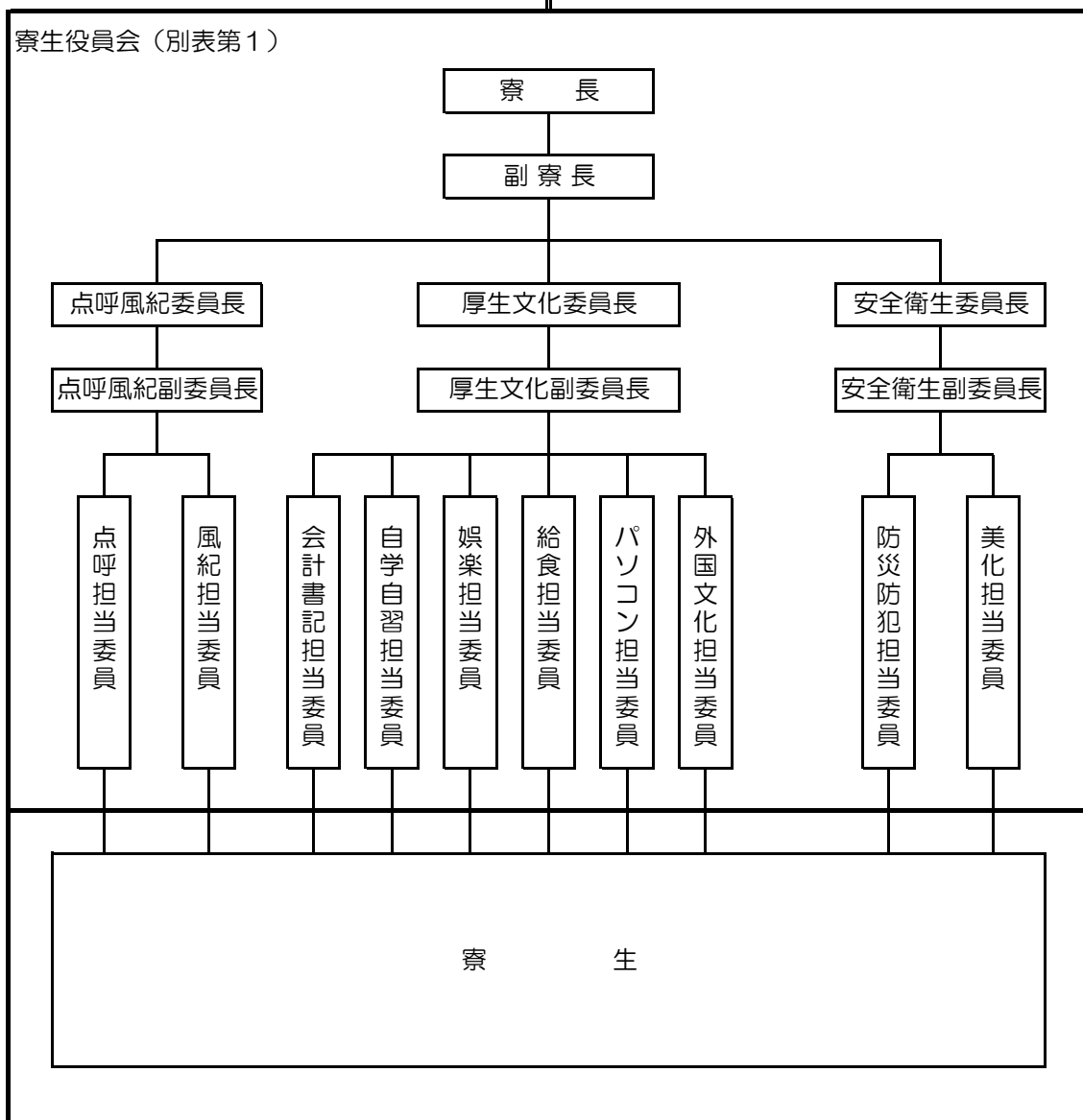
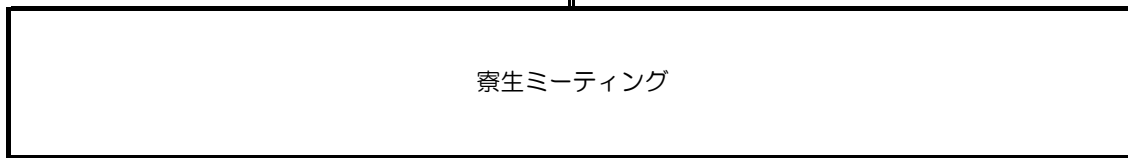
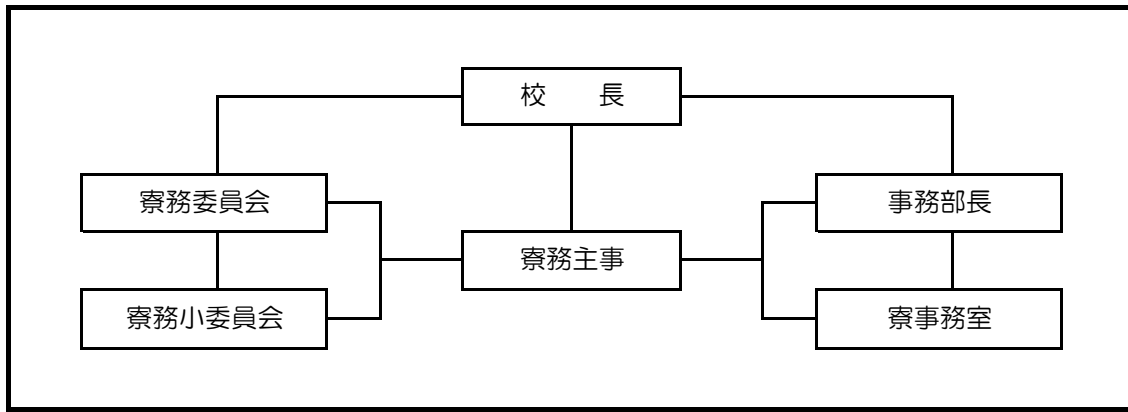
附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

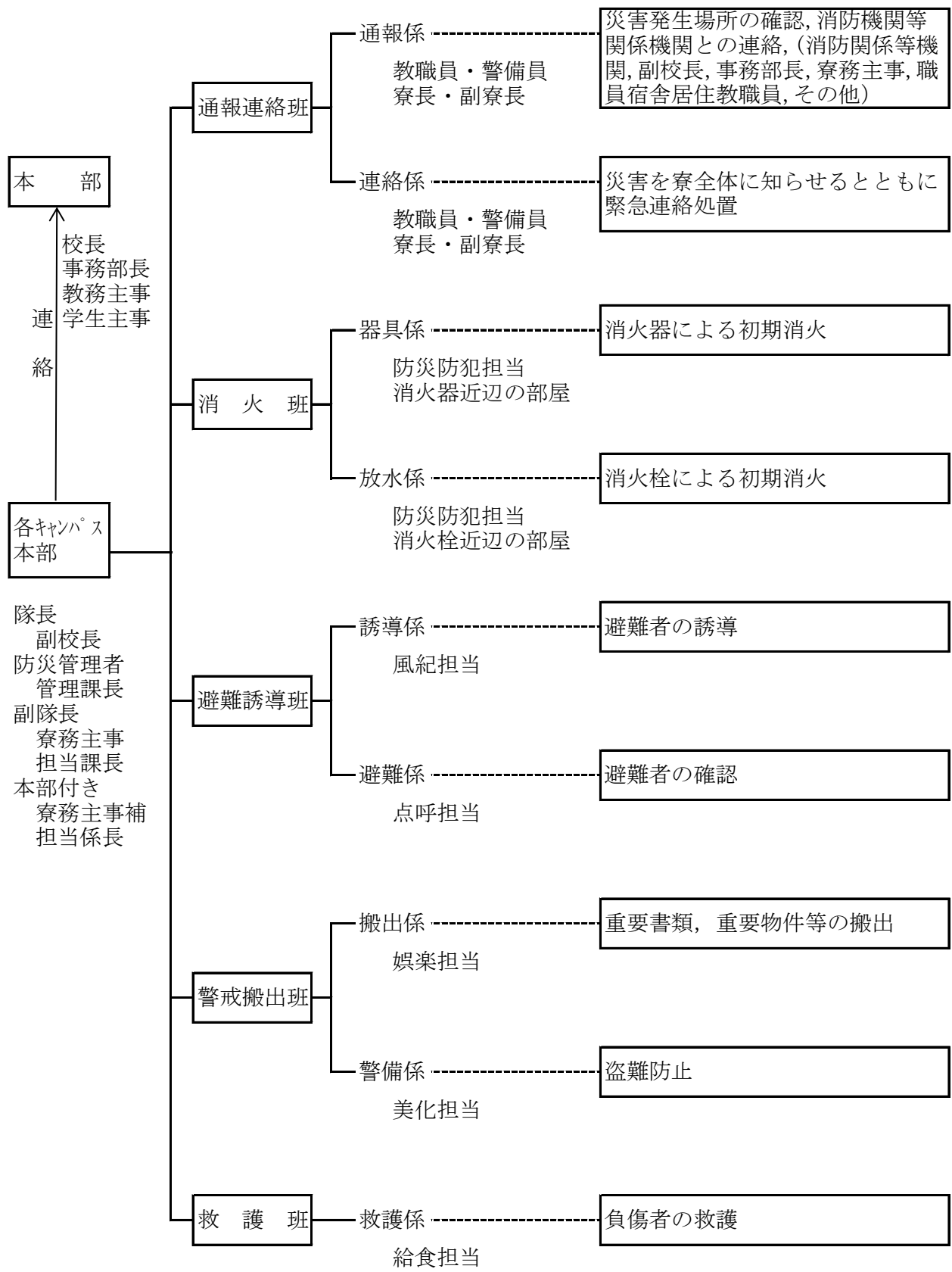
(様式省略)



別表第2

香川高等専門学校学生寮自衛防災隊

(香川高等専門学校防災規程第5条第2項関係)



別表第3

学生寮防災避難要領

<火災の場合>

平成23年 4月 1日制定

	寮 生	教職員等（教職員・警備員）
火災発見	「火事だー」と廻りの人に知らせる。 近くにある火災報知器を押す。	宿日直室(管理棟)の火災報知器 制御盤で確認し急行する。
火災通報	火災発見者は、近くの放送設備 から、出火場所と避難の放送	現場の状況を把握して、近くにある 放送設備又は宿日直室(事務室) の緊急放送設備で、全寮生に 避難場所と避難の放送
避難	冷静に行動し、指示された避難場所へ 避難場所では、各フロアに整列	消防署への通報を校舎地区警備員に指示 (校舎地区警備員は消防署及び緊急連絡先へ連絡)
避難誘導	点呼担当・風紀担当委員は各フロアの 寮生を避難誘導	避難誘導し、避難場所へ
部屋確認	点呼担当委員は各フロアの寮生が 全員避難しているか確認	
点呼	点呼担当委員は各フロアの点呼を行い、 <u>点呼風紀委員長へ報告</u>	避難場所で整列を指示
点呼報告	点呼風紀委員長は全員の安否を確認後 <u>寮長へ報告</u>	
	寮長は教職員等へ報告	点呼の報告を受ける。
待機場所	教職員等の指示に従って待機場所へ	適切な場所へ寮生を誘導

※ 年1回以上避難訓練を行う。

<火災以外の非常時>

寮生は、教職員等の指示に従う。

手順については、<火災の場合>を準用する。

6. 学 生 心 得

- (1) 生活一般について
- (2) 校内生活について
- (3) 自然災害（台風等）による休校について
- (4) 服装について
- (5) 頭髪等みだしなみについて
- (6) 不要物品の校内持ち込みについて
- (7) 飲酒・喫煙について
- (8) 賭博行為について
- (9) 校外生活について
- (10) アルバイトについて
- (11) 下宿について
- (12) 通学方法等について
- (13) バイク通学許可基準
- (14) 運転免許取得について
- (15) 諸手続一覧について
- (16) 諸納金一覧について
- (17) 無線従事者国家試験について
- (18) 工事担任者国家試験について

学 生 心 得

高専の学生は、1年生から5年生までの間に「高等学校と大学とを合わせた一般教科と工業に関する専門教科」を学修します。そのため、中学校時代と比べて、より以上の勉学が必要となります。

さらに、在学中は正課である学業に専念すると同時に、課外活動、クラブ活動等にも積極的に参加し、友達との輪を広げ、より有意義な学生生活が送れるようにしてください。

高専生活は、15歳から20歳までの人生における最も変化に富んだ時期なので、以下の事柄を十分理解し、楽しく有意義な学生生活とする努力をしてください。

1 生活一般について

- (1) 学生は、学則及び学生準則その他諸規程を守るとともに、学校の指導に従わなければならない。
- (2) 学生は、豊かな人間性を養うために勉学に励み、健康に留意し、常に規則正しい生活をする。
- (3) 学生は、教職員及び学生相互間はもちろん外来者に対しても礼を失わないよう心掛けること。

2 校内生活について

- (1) 授業時間等は、次のとおりである。

(予 鈴)	(8 : 40)
1 時限	8 : 50 ~ 9 : 35
2 時限	9 : 35 ~ 10 : 20
3 時限	10 : 30 ~ 11 : 15
4 時限	11 : 15 ~ 12 : 00
昼休み	12 : 00 ~ 12 : 50
(予 鈴)	(12 : 40)
5 時限	12 : 50 ~ 13 : 35
6 時限	13 : 35 ~ 14 : 20
7 時限	14 : 30 ~ 15 : 15
8 時限	15 : 15 ~ 16 : 00

教室の利用は17時までとする。

※17時以降及び休日に教室を利用する場合は、許可を得ること。

各科目で実施される授業時間数の3分の1を超えて欠課した場合は、未履修となり、その科目は履修していないことになる。その場合、必修科目が未履修となると進級要件を満たせず留年となる。

欠席等は勉学に支障があるばかりでなく、将来就職、進学する場合にも影響するので注意すること。

学生は、常に電子出席簿で自分の出欠状況を確認し、誤りがある場合には、速やかに授業担当教員に連絡すること。

- (2) 欠席等

欠席とは、学校が定めた出席すべき日の授業に全く参加しないことをいう。

欠課とは、学校が定めた出席すべき日数の授業に参加しないことをいう。なお、懲戒による出席停止を含む。

遅刻、早退は3回につき1単位時間の欠課と換算する。

欠席・欠課・遅刻・早退について、事前に届出ができない場合は、電話等により学級担任

または教務係に連絡すること。特別な欠席の場合は事前に、やむを得ず事前にできない時は登校後 1 週間以内（土日も含む）に、学級担任に届け出て押印の上、教務係に「欠席届」を提出すること。なお、特別な欠席の場合は、診断書その他証拠書類を添付しなければならない場合がある。忌引の場合は「忌引願」を提出すること。また、学校保健安全法に定める感染症（インフルエンザ等）にかかった場合は、一定の期間、出席停止となる。感染症にかかった場合は、直ちに学校に連絡し、治癒した後、登校初日から 1 週間以内（土日も含む）に、「医師の診断証明書」を添えて「欠席届」を提出すること。インフルエンザ（H5N1 型を除く）、新型コロナウイルス感染症については、「医師の診断証明書」に代えて、「インフルエンザ罹患報告書」を利用することができる。ただし、追試験を受ける場合には、「医師の診断証明書」が必ず必要なので注意すること。学校所定の様式は、次の URL からダウンロード可能。

https://www.kagawa-nct.ac.jp/school_affairs/sick_days/index.html



就職・大学編入学試験、学校が認める国家試験等の受験のための欠席は、受験願を提出することにより特別欠席扱いとする。

3) 試 験

中間・期末等の試験の際は、次の受験心得を守ること。中間・期末・追試験において不正行為をした場合は、「学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程」により当該試験期間中に実施した全科目の試験成績を 0 点とする。

単位追認試験において不正行為をした場合は、「香川高等専門学校単位追認試験実施申し合わせ」により当該科目の試験成績を 0 点とする。

病気その他、やむを得ない理由により欠席した場合は、医師の診断書その他証拠書類を提出すること。

〔受験心得〕

試験中は、下記事項を遵守し、公明正大な態度で受験すること。

- ① 出席番号順に着席すること。
- ② 机の上には、鉛筆、鉛筆削り、シャープペンシル、替え芯、消しゴム、時計以外のものを置かない。定規等の使用は、教員から持ち込みの許可がある場合に限る。
- ③ 携帯電話やメモ等は所持せず、カバンの中に入れる。
- ④ 机の中には物を置かない。カバン等は教室の前か後ろに置く。
- ⑤ ひざかけやコート、オーバー等の防寒用上着については、試験教室内で身に付けない。
- ⑥ 物品の貸借をしないこと。
- ⑦ 脇見、私語をしないこと。
- ⑧ 試験中、用件が生じた場合は、手をあげて監督教員の指示に従うこと。
- ⑨ 遅刻をしないこと。やむを得ない理由で遅刻をした場合は、監督教員の指示に従うこと。
- ⑩ 退室時間については、監督教員の指示に従うこと。

〔不正行為〕

次のいずれかに該当する場合は、原則として試験中の不正行為とみなす。

- ① 「受験心得」に違反した場合
- ② 受験中の机の上に、内容に関係なく書き込みがあった場合
- ③ テスト返却時において、答案の改ざんがあった場合
- ④ その他不審な行為があった場合

(4) 学生証

学生証は、入学時及び有効期限満了後に交付される。これは、本校の学生であることを証明するものであるから常時携帯し、本校教職員の請求があった場合に提示し、証に当てるものである。また、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合、係員から提示を求められることがある。

入学時に交付された学生証は、有効期限満了後に教務係に返納して、新たに交付を受けなければならない。落としたり盗まれたりすると思いがけない迷惑を被ることがあるので大切にし、もし万一紛失したときは、教務係に届け出て再交付を受けなければならない。

卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。

(5) 学級委員等

各学級は、毎学期の始めに次の委員を各2名ずつ選出する。ただし、中央委員、電波祭実行委員、選挙管理委員、監査委員、体育委員、アルバム委員は、前期の始めに選出し、任期は1か年とする。また、進路委員は4年の後期の始めに選出し、任期は1か年とする。

中央委員、学級委員、保健委員、風紀委員、図書委員、交通安全委員、電波祭実行委員、選挙管理委員（1名、3・4年のみ）、監査委員（1名、3・4年のみ）、体育委員、寮委員（男子1名、1・2年のみ）、アルバム委員（5年のみ）、進路委員（4年(後期)及び5年(前期)のみ）

(6) 週番

各学級ごとに2名ずつ毎週輪番で週番に当たる。週番は、学級日誌の記入提出、掲示板、時間割変更及び校内放送などへの注意並びに必要事項の伝達、教室・廊下等の整理、整頓、清掃、ゴミ処理の徹底に当たる。

(7) 連絡方法

学生への連絡は掲示により行うので、登下校の際は必ず所定の掲示板を見ること。また、校内放送、さくら連絡網又はMicrosoft Teams等による場合もあるので、登録した携帯端末をよく確認すること。なお、保護者宛での伝達もさくら連絡網を通じて行うこともあるので、必ず保護者等の連絡先も登録いただきたい。

(8) 施設・設備などについて

学校の施設・設備・機器類は大切に扱い、汚損・破損・亡失などしたときは、直ちに学級担任に届け出て指示を受けなければならない。

この際、ホームルーム備品等の破損について、故意過失にかかわらず、直接破損等に起因した該当者が現状復帰に伴う弁償をする。

(9) 寮内への立入り禁止について

通学生は寮敷地内への立入は禁止されているので、いかなる場合も立入らないこと。

(10) 携帯電話について

常時マナーモードにするか、電源を切ること。授業時間中の使用は原則禁止とする。

(11) 所持品について

自己の所持品には必ず記名し、貴重品の保管に十分注意すること。

なお、各教室及びロッカーの各自の所持品は毎日持ち帰り、放置しないこと。

3 自然災害（台風等）による休校について

- (1) 午前6時の時点で、中讃地区又は西讃地区のいずれかの市・町(注1)に、「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」（以下「警報」という。）のいずれかの警報が発令されていれば休校とし、授業等(注2)は行わない。

ただし、午前9時までに警報が解除された場合は、当日の5限目以降の授業等を行う。

- (2) 午前6時以降（登校中）に上記警報が発令された場合は、休校となるので安全な経路・方法により、速やかに自宅に戻ること。
- (3) 居住地域で警報が発令された場合は、特別欠席扱いとするので、自宅で待機すること。
- (4) 登校に際し安全な通学路が確保できない場合は、学校に連絡し、指示を得ること。

- (5) 登校後、上記の警報が発令された場合、又は、その他の自然災害（大雪・地震等）が発生した場合は、別途指示する。
- (6) 休校、休講の場合は、指示された日に補講を受けること。
- (7) 学生又は保護者の身体や自宅等に被害が生じたときは、速やかに担任又は学生課に連絡すること。
- (注1) 該当する市町名称：(中讃地区)丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、(西讃地区)三豊市、観音寺市をいう。
- (注2) 通常の授業、集中講義、補講、クラブ活動、インターンシップ等の学生が参加する活動をいう。

4 服装について

服装は常に清潔・質素・端正であるよう心掛けること。

4.1 1～3年生

以下に定める制服又は略式制服を着用する。ただし、休日及び学生祭（電波祭）についてはこの限りでないが、高等学校と同一の活動に参加する場合は制服又は略式制服とする。

(1) 制服

規定のブレザータイプの上着、規定のスラックス又はスカート、規定のネクタイを着用する。シャツは白色無地の長袖シャツを着用する。

長袖シャツについては、学校指定以外のものも着用可とする。ただし、丸襟、変形襟、ボタンドウンシャツは不可。

(2) 略式制服

規定のスラックス又はスカートに、(1)のシャツ、または学校指定の半袖シャツを着用する。更衣期間は設けず、各人の判断によって随時着用可とする。ただし、上着を着用する場合は、規定のネクタイを着用すること。

(3) ベスト・セーター

学校指定のものはない。

色は派手でないもので、形がVネック、柄が無地のものであれば、上着を着用する時に限り認める。

(4) 履き物

革靴又は運動靴とする。

(5) 体操服

指定のものとし、当該授業時に着用するものとする。

4.2 4・5年生

華美にならない限り自由な服装を認めるが、常に学生としての自覚の下に品位を損なわないように心掛けること。

5 頭髪等みだしなみについて

(1) 頭髪

短髪・長髪の制限はしていないが、脱色・染髪をすることは禁止する。常に清潔を保ち、学生らしく整えること。

(2) 装飾品

ピアス、イヤリング、指輪等の装飾品は禁止する。

6 不要物品の校内持ち込みについて

学校生活に不要な物品（マンガ、ゲーム類など）の校内への持ち込みを禁止する。

7 飲酒・喫煙について

校内においては、飲酒、喫煙を禁じている。ただし、喫煙は、第4・5学年の20歳以上の者については、「喫煙所使用願」を提出し、校内の指定の場所に限り認めている。

8 賭博行為について

一切の賭博行為を禁止する。

9 校外生活について

- (1) 外出の際は、常に服装を正し、制服以外の服装をするときも、本校学生の品位を失わないよう十分留意して、必ず学生証を所持すること。
- (2) 学校外の行動については、学生としての自覚をもって軽率な行動のないよう注意し、青少年の心身の発達に有害な影響を与えられる場所（例えば、バー、クラブ、スナック、パチンコ店、麻雀店、競輪場、競艇場、競馬場など）へ立ち入ってはならない（本校学生低学年は、児童福祉法、香川県青少年育成条例等による保護の対象となる。）。

10 アルバイトについて

アルバイトは、原則として長期にわたる休業中に限って許可している。アルバイトを選ぶ場合は、労働条件や労働環境について保護者及び学級担任と相談して慎重に検討して決めること。夜間労働・危険な仕事・不健全な仕事については許可しない。

11 下宿について

下宿をする（寮生以外で保護者等と同居しない）場合は、下宿先の周辺環境等を保護者等とともに十分調査した上で、「下宿許可願」により願い出なければならない。また、毎年度初めに許可の更新を願い出なければならない。なお、下宿先からのバイク通学は、原則許可しない。バイクや自動車の下宿先周辺への持ち込みも原則禁止する。

12 通学方法等について

- (1) 学生は、平日、休日共に定められた通学方法（徒歩・自転車・バイク・公共交通機関）を遵守すること。自転車について、電動キックボード・電動バイクは許可しない。電動アシスト自転車の使用は事前の許可が必要である。自転車通学は、防犯登録、保険加入、ヘルメット着用の全てが揃っていないと許可しない。また、13「バイク通学許可基準」に基づいてバイク通学を許可された者は、(2)に掲げる「バイク通学心得」に従わなければならない。
- (2) バイク通学心得
 - ① 交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心掛けること。
 - ② 交付されたステッカーをバイクの見え易い箇所に貼付すること。
 - ③ 校内では、徐行運転（最高速度 20km/h）を厳守すること。
 - ④ 校内での乗り廻し及び寮周辺への乗り入れはしないこと。
 - ⑤ 指定された場所以外には駐車しないこと。
 - ⑥ 二人乗りはしないこと。
 - ⑦ 必ずヘルメットを着用すること。
 - ⑧ 通学には、必ず許可を受けたバイクを使用し、バイクの貸し借りはしないこと。
 - ⑨ 交通事故及び交通違反を起こした者は、直ちに学校に届け出ること。
 - ⑩ 校内で行う車両点検や交通関係の講習会等は、必ず受けること。

13 バイク通学許可基準

バイク通学許可基準	
対象	本科及び専攻科学生
排気量	125cc以下
通学距離	キャンパスから最も遠い最寄りの駅より遠く、路線距離で30km以内 (託間キャンパスの場合、路線距離で6kmを超え、30km以内)
免許取得時期	・原付の免許交付は1年生終了後の春休み以降 ・普通二輪(125cc以下)の自動車学校入校は1年生の冬休み以降で、免許交付は1年生終了後の春休み以降 ・普通二輪(125cc超え400cc以下)及び大型二輪の自動車学校入校は3年生の冬休み以降で、免許交付は3年生終了後の春休み以降 ・定めた期日以前に運転免許を取得しなければならない特別な理由がある場合、学生主事の許可を得れば取得することができる。 ・原級等により進級の遅れた者の運転免許取得については、その者の入学年次の在學生と同じ学年とみなして許可する。
手続き	・免許を取得する場合は、その前に必ず「運転免許取得願」を学生主事に提出してから、入校及び受験をすること。 ・免許を取得した場合は、免許証のコピーを学生主事へ提出すること。 ・バイク通学を希望する者は、「バイク通学許可願」に保護者の承諾及び学級担任の押印を受けた後、学生主事の許可を受けなければならない。 ・許可を受けた車両には、通学許可証(ステッカー)を指定された箇所に貼付すること。 ・通学方法に変更等(新規・変更・取消)のある学生は速やかに「バイク通学許可願」を学生主事へ提出すること。
バイク及びヘルメット	・騒音の出るバイク、ナンバープレートの跳ね上げなど整備不良のバイク、改造したバイクでの通学は許可しない。 ・バイクを使用する者は、ジェット型又はフルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。
保険	使用するバイクは、法律で定める自動車損害賠償責任保険の外に、任意保険(対人賠償無制限)に加入しているものに限る。
交通法規及び学校の規則	・交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心掛けること。 ・学生は、平日、休日共に定められた通学方法を遵守すること。 (※定められた通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センターからの保険による保障は受けられません。) ・許可されたバイクは本人が使用し、他人には貸さないこと。 ・二人乗りはしないこと。 ・校内では徐行運転(最高速度20km/h)を厳守すること。 ・エンジンの始動及び停止は決められた位置で行うこと。
事故・違反	・交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生主事へ「交通事故(違反)届」を提出すること。また、事故発生の際は、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者において一切の責任を負うものとする。 ・過去において、交通事故違反を起こした者は許可しないことがある。 ・通学に関する校則違反や交通違反があった場合、又は本人に過失のある交通事故を起こした場合は、処分対象となる。
通学許可時期	・2年生の前期から(バイク通学許可事務手続き終了後) ・毎年、年度初めには、許可の更新手続きを行わなければならない。
駐輪場	指定された場所以外には駐車しないこと。
その他	校内での乗り廻し及び寮周辺への乗り入れはしないこと。

14 運転免許取得について(バイク通学生に限らず全学生が対象となる。)

- (1) 原動機付自転車(排気量 50cc 以下)の原付講習の受講日及び運転免許証交付日は、1 年生終了後の春休み以降とする。
- (2) 普通自動二輪車(小型限定、排気量 125cc 以下)運転免許取得のための自動車学校入校は 1 年生冬休み以降、運転免許証交付日は 1 年生終了後の春休み以降とする。
- (3) 普通自動二輪車(限定なし、排気量 125cc 超 400cc 以下)運転免許及び大型自動二輪車(排気量 400cc 超)運転免許取得のための自動車学校入校は 3 年生冬休み以降、運転免許証交付日は 3 年生終了後の春休み以降とする。
- (4) 普通自動車運転免許取得のための自動車学校入校は 3 年生冬休み以降、運転免許証交付日は、3 年生終了後の春休み以降とする。

- (5) 原級等により進級が遅れた者の運転免許取得については、その者の入学年次の在学生と同じ学年とみなして許可する。
- (6) 上に定める期日以前に運転免許を取得しなければならない特別の理由がある場合は、運転免許の取得を許可する場合がある。
- (7) 運転免許を取得しようとする者は、事前に「運転免許取得願」を学生主事に提出して許可を得なければならない。また、運転免許を取得した場合は、直ちに免許証を学生主事に提示しなければならない。

15 諸手続一覧（詫間キャンパス）について

学則、学生準則及びその他諸規程による提出書類又は手続用紙は、下記担当係で交付を受け、遅滞なく手続をするよう心掛けること。

教務関係

(1) 交付を受けるもの

種 類	時 期	備 考
学 生 証	第 1 学年及び第 4 学年時	
在 学 証 明 書	必要時	
成 績 証 明 書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。
卒 業 証 明 書	〃	
修 了 証 明 書	〃	
卒 業 見 込 証 明 書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。
修 了 見 込 証 明 書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。
調 査 書	〃	進路受験用は学生係を経由のこと。

(2) 提出又は届出（願出）によるもの

種 類	時 期	備 考
誓 約 書	入学時	学生準則第 1 号様式
身 上 調 書	〃	1 枚
保 護 者 等 変 更 届	その都度	学生準則第 2 号様式
学 生 証 再 交 付 願	〃	学生準則第 3 号様式
休 学 願	〃	学生準則第 4 号様式
復 学 願	〃	学生準則第 5 号様式
退 学 願	〃	学生準則第 6 号様式
身 上 異 動 届	〃	学生準則第 7 号様式
住 所 変 更 届	〃	学生準則第 8 号様式
欠 席 届	〃	
欠 課 ・ 遅 刻 ・ 早 退 届	〃	
忌 引 願	〃	学生準則第 9 号様式
特 別 欠 席 承 認 願	その都度	
校 外 実 習 願	〃	
単 位 追 認 試 験 願	〃	
特 別 学 修 許 可 願	〃	
特 別 学 修 単 位 認 定 願	〃	

学生支援関係

(1) 交付を受けるもの

種 類	時 期	備 考
学生旅客運賃割引証	必要時	申込みの翌日交付
通 学 証 明 書	〃	申込みの翌日交付

(2) 提出又は届出（願出）によるもの

種 類	時 期	備 考
奨 学 生 進 学 届	入学時	
奨 学 生 異 動 届	その都度	
入学科免除願・徴収猶予願	指定期日	家庭調書，所得証明書添付
授業料免除願・徴収猶予願	指定期日	家庭調書，所得証明書添付
学 生 団 体 結 成 願	その都度	学生準則第 10 号様式
校 外 団 体 参 加 願	〃	学生準則第 11 号様式
集会（催物その他行事）許可願	〃	学生準則第 12 号様式
印刷物発行（販売）許可願	〃	学生準則第 13 号様式
掲 示 許 可 願	〃	学生準則第 14 号様式
施設・設備使用許可願	〃	学生準則第 15 号様式
対 外 試 合 参 加 願	〃	
合 宿 願	〃	
受 験 願	〃	
運 転 免 許 取 得 願	〃	
旅行・野外活動許可願	〃	
アルバイト許可願	〃	
下宿（新規・更新）許可願	〃	
バイク通学許可願	〃	
自転車通学許可願	〃	
交通事故（違反）届	〃	
合宿研修所使用許可願	〃	
福利センター使用許可願	〃	
祭礼奉納行事参加願	〃	
喫 煙 所 使 用 願	〃	
借 用 証	〃	
就職・進学等書類交付願	〃	

寮生支援関係

(1) 交付を受けるもの

種 類	時 期	備 考
在 寮 証 明 書	必要時	

(2) 提出又は届出（願出）によるもの

種 類	時 期	備 考
入 寮 願	入寮時	学生寮管理運営細則第 1 号様式
入 寮 誓 約 書	入寮時	学生寮管理運営細則第 2 号様式
継 続 在 寮 願	1 月下旬	学生寮管理運営細則第 3 号様式
退 寮 願	退寮日より 1 ヶ月前	学生寮管理運営細則第 4 号様式
休 寮 願	その都度	学生寮管理運営細則第 5 号様式
復 寮 願	〃	学生寮管理運営細則第 6 号様式

16 諸納金一覧について

種 別	金 額	1 回当たり 納付金	納 期	納付先
入学料	84,600 円	84,600 円	3 月中	会計係 (口座引落)
授業料	年 234,600 円	117,300 円	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで	
日本スポーツ振興 センター共済掛金	年 1,550 円	1,550 円	4 月 30 日まで	
寄宿料	年 9,600 円 (1 人部屋)	4,800 円	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで	
	年 8,400 円 (2 人部屋)	4,200 円		

前期分及び後期分寄宿料を納付した者が退寮した場合は、学生の申し出により退寮日の翌月以降の寄宿料相当額を返還する。

17 無線従事者国家試験について

卒業時に、官庁（総合通信局，航空局，気象庁，海上保安庁，警察庁，外務省等），電気通信事業会社，放送局，地方公共団体等に就職するためには，総務大臣が交付する「無線従事者」の資格を取得している者が有利である。

したがって，上記の官庁等に就職を希望する者は，卒業までに無線従事者国家試験を受験して合格する必要がある。

(1) 無線従事者の資格

資格体系は，陸上，海上，航空及び総合に大別され，更に次のような等級に分かれている。

- ・陸上
 - 陸上無線技術士 第 1 級，第 2 級
 - 陸上特殊無線技士 第 1 級，第 2 級，第 3 級，国内通信級
- ・海上
 - 海上無線通信士 第 1 級，第 2 級，第 3 級，第 4 級
 - 海上特殊無線技士 第 1 級，第 2 級，第 3 級，レーダー級
- ・航空
 - 航空無線通信士

航空特殊無線技士

- ・総合 総合無線通信士 第1級, 第2級, 第3級

以上の資格のうち, 通信ネットワーク工学科の学生は, 『第1級・第2級陸上無線技術士(以下1陸, 2陸), 第1級陸上特殊無線技士(以下1陸特殊)』の資格を, 電子システム工学科の学生は, 『1陸・2陸』の資格を取得目標にできる。

(2) 国家試験の科目

- ・1陸, 2陸は, 無線工学の基礎, 法規, 無線工学A, 無線工学Bの4科目である。
- ・1陸特殊は, 無線工学, 法規の2科目である。

(3) 国家試験の期日

1陸, 2陸は7月と1月, 1陸特殊は6月と10月と2月にそれぞれ行われる。本キャンパスは, 1陸及び2陸の試験実施会場になっている。

(4) 国家試験の免除

ア 科目合格者は3年間, 当該科目の試験を免除される。

イ 定められた科目を修得した通信ネットワーク工学科と電子システム工学科の学生が卒業時以降3か年以内に, 2陸を受験するときは, 「無線工学の基礎」の科目が免除される。

ウ 2陸の資格者が1陸を受験するとき, 卒業後の職種による3年間の業務経歴により, 特定の科目の免除があり取得しやすくなる。

エ 定められた科目を修得した通信ネットワーク工学科の学生が, 1陸特殊を受験するときは, 学校認定により全科目を免除されるので, 卒業後に免許の申請をすれば資格を取得できる。なお, このときに提出する書類は, 無線従事者免許申請書, 住民票, 写真, 長期型養成課程修了証明書, 返信用封筒である。

オ 定められた科目を修得した通信ネットワーク工学科の学生が, 第2級海上特殊無線技士(以下2海特殊)を受験するときは, 学校認定により全科目を免除されるので, 卒業後に免許の申請をすれば資格を取得できる。このときに提出する書類は, 無線従事者免許申請書, 写真, 修得単位証明書, 卒業証明書, 返信用封筒である。

(5) 国家試験の受験手続

ア 受験する者は, 申請期間中に各自で日本無線協会のホームページからインターネットにより申請すること。

イ 受験は, 3年生の1月期技術士試験から特別欠席扱いとなる。受験願を必ず教務係へ提出すること。

ウ 2陸の「無線工学の基礎」を学校認定により免除してもらう場合は, 卒業時以降に「卒業証明書」及び「修得単位証明書」を教務係で発行してもらい, 国家試験受験申請書に添付しなければならない。

エ 国家試験に合格した者は, 合格した日から3か月以内に免許申請をして, 免許証の交付を受けなければ, 無線従事者になれない。

【問い合わせ先】

- ・公益財団法人 日本無線協会 四国支部

〒790-0003 松山市三番町7-13-13 ミツネビルディング TEL 089-946-4431

- ・ホームページ

<https://www.nichimu.or.jp/>

18 工事担任者国家試験について

工事担任者資格制度は、利用者が電気通信事業者のネットワークに自らのネットワークや端末設備等を接続する際に、必要な知識及び技能を持った者が工事を行い、又は実地に監督することにより、全体としての電気通信回線設備を保護し、利用者が安定した良好な電気通信サービスを受けられるようにするために設けられた国家資格制度である。

したがって、この資格を有する者は電気通信事業者と利用者間のネットワーク接続のスペシャリストであると言える。工事担任者試験によって得られる資格者証の種類は、次のとおりである

- ・第一級アナログ通信 ・第一級デジタル通信 ・第二級アナログ通信
- ・第二級デジタル通信 ・総合通信

以上の資格のうち、通信ネットワーク工学科の学生は、全ての資格を取得目標にできる。

(1) 国家試験の科目

いずれの国家試験も、電気通信技術の基礎、端末設備の接続のための技術及び理論、端末設備の接続に関する法規の3科目である。

(2) 国家試験の期日

定期試験は年に2回、5月と11月に実施される。

(3) 国家試験の免除

ア 科目合格者は2年間、当該科目の試験を免除される。

イ 定められた科目を修得した通信ネットワーク工学科の学生が、上記いずれかの国家資格を受験するときは、卒業時以降に学校認定により「電気通信技術の基礎」の科目が免除される。

(4) 国家試験の受験手続

ア 受験する者は、申請期間中に各自で日本データ通信協会のホームページからインターネットにより申請すること。なお、試験手数料を日本データ通信協会に払い込むこと。

イ 「電気通信技術の基礎」を学校認定により免除してもらう場合は、卒業時以降に「修了証明書」（工事担任者規則 別表第六号の二）を教務係で発行してもらい、各期の試験受付締切までに日本データ通信協会に提出しなければならない。

ウ 国家試験に合格した者は、合格した日から3か月以内に免許申請をして、免許証の交付を受けなければならない。

【問い合わせ先】

- ・一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター
〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 ホウライ巣鴨ビル6階
TEL 03-5907-6556

- ・ホームページ

<https://www.dekyo.or.jp/>

7. 福 利 厚 生

- (1) 奨学金制度
- (2) 高等学校等就学支援金制度
- (3) 授業料等の減免
- (4) 各種相談制度
- (5) 日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）
- (6) 学校学生生徒旅客運賃割引証
- (7) 通学定期券
- (8) 福利施設の利用

福 利 厚 生

1 奨学金制度

奨学金制度は、人物、学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学困難な学生に対し、選考の上学資を貸与又は給付する制度です。日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人等いくつかの奨学制度があります。

(1) 日本学生支援機構

【貸与型】人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学が困難であると認められる者に対し、選考により奨学金が貸与されます。

ア 学年別貸与月額

区 分	対象学年	自宅	自宅外
日 本 学 生 支 援 機 構 第 一 種 奨 学 金 (無 利 子)	1 年～3 年	21,000 円	22,500 円
		10,000 円	
	4 年, 5 年	45,000 円	51,000 円
		30,000 円 20,000 円	40,000 円 30,000 円 20,000 円
日 本 学 生 支 援 機 構 第 二 種 奨 学 金 (有 利 子)	4 年, 5 年	20,000 円～120,000 円	

イ 出願の手続き

奨学金の貸与を希望する者は、募集時（年1，2回）の指定された期日までに関係書類を学生課学生係に提出してください。通常の採用の他に、緊急採用、応急採用もあるので、家計急変のため学資負担が困難となり、奨学金の貸与を希望する者はその都度学生課学生係に出願することができます。

ウ 奨学生学業成績等の報告

学校では、奨学生適格確認結果を毎年、日本学生支援機構へ報告することになっています。その結果、成績不振者に対し「廃止」あるいは「停止」等の処置がとられます。

そのほか性行不良あるいは奨学金継続願未提出など、奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないときは、奨学金の交付を「廃止」されることがありますので十分留意してください。

エ 奨学金の返還

奨学金は貸与されるものであるから、卒業後必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、新たな奨学生の貸与資金となるので、督促を受けることなく確実に返還する義務があります。

【給付奨学金】意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対して、返還の必要のない給付奨学金が支給されます。大学(学部)、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)及び専修学校(専門課程)のうち、一定の要件を満たすことが国や地方公共団体等により確認された学校の学生等で、住民税非課税世帯(市町村民税所得割額が0円)及びこれに準ずる世帯の人で、申込日時点の学生と生計維持者の資産額の合計が日本学生支援機構が設定した資産額未満の人を対象とします。高等専門学校本科3年次から4年次に進級する予定の人を対象とした予約採用、本科4年生以上を対象とした在学採用があります。

ア 給付月額

自宅通学生 月額 5,900 円～17,500 円
 自宅外通学生 月額 11,400 円～34,200 円
 給付型奨学金の支給対象者は、併せて授業料の減免も受けることができます。
 ※生活保護世帯で自宅から通学する者及び児童福祉施設等から通学する者は金額が異なります。

イ 出願の手続き

年2回、掲示及びメール等で募集が行われるので、指定された期日までに関係書類を学生課学生係に提出してください。

(2) その他奨学会（日本学生支援機構以外の主な奨学会）

募集については、随時、メール等により周知するので、注意してください。

奨学会名称	月額	備考	返還の有無	募集時期
高松市奨学金	9,000 円	- 高松市に住所を有する者 - 高専進学時には中学校で予約が必要 - 本科1～5年生対象(36か月以内)	無	12月
香川県高等学校等奨学金	自宅通学生 18,000 円まで(選択制) 自宅外通学生 23,000 円まで(選択制)	- 日本学生支援機構貸与奨学金と重複不可 - 香川県に住所を有する者の子弟 - 本科1～5年生対象	有	随時
香川育英会	18,000 円	- その他の奨学金と重複不可 - 本科1～3年生対象	有	6月
岡山県育英会	自宅通学生 18,000 円 自宅外通学生 23,000 円	- 日本学生支援機構奨学金等奨学金と重複不可 - 岡山県に住所を有する者 - 本科1～5年生対象	有	4・9月
倉敷市奨学金	貸付 10,000 円 給付 5,000 円	- 倉敷市に住所を有する者 - 本科1～5年生対象	有・無	3～4・9月
近藤記念財団	30,000 円	- その他の奨学金と重複可能 - 本科1年生対象	無	8～9月
関育英会奨学金	20,000 円	本科2～5年生対象	有	4～5月
大西・アオイ記念財団	30,000 円	- その他の奨学金と重複可能 - 本科2～5年生対象	無	2月
南海育英会	30,000 円	- 香川県内に本籍又は現住所を有する者 - 本科4年生に進級し、専攻科進学予定者	無	12～1月
四国機器木村記念財団	自宅通学生 30,000 円 自宅外通学生 35,000 円	- その他の奨学金と重複不可 - 本科4・5年生対象	無	2～4月
香川県教育弘済会・ 日本教育公務員弘済会	1年につき 25 万円 (最高 100 万円)	- 香川県に住所を有する者の子弟 - 本科4・5年生対象	有	12～3月
香川県大学生等奨学金	日本学生支援機構給付奨 学金第1区分 15,000 円 日本学生支援機構給付奨 学金第1区分以外 自宅通学生 45,000 円まで(選択制) 自宅外通学生 51,000 円まで(選択制)	- 日本学生支援機構奨学金と重複可能 - 保護者等が香川県に居住する者 - 本科4・5年生対象	有	4～5月

天野工業技術研究所	年額 48 万円	・ 学業優秀 ・ 前年度後期授業料免除で全額免除対象者又は修学支援新制度による授業料減免を受けている者 ・ 本科 5 年生対象	無	4 月
あしなが育英会	30,000 円	・ 病気・災害・自死などで保護者が死亡、または障がいを負っている家庭の子ども	無	5・9・12 月
日本教育公務員弘済会	50,000 円(1 回限り)	・ 入学後、家庭状況等の急激な変化により、精神的・経済的に激励援助を必要とする者 ・ 本科 1～3 年生対象	無	6・12 月

2 高等学校等就学支援金制度（本制度は令和 6 年度時点での情報となります。）

制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）の学生で定められた所得判定基準（年収 910 万円程度）未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額 9,900 円（年額 118,800 円）が支給されます。支給期間は、原則として通算 3 6 月です。なお、保護者等（学生の親権者等）の所得に応じ就学支援金の加算又は、支給不可となることがあります。

※授業料は、年間 234,600 円（月額換算 19,550 円（a））です。

【所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額×6％ － 市町村民税の調整控除の額（※） （保護者等合算額）	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)－(b)
30 万 4,200 円以上	月額 0 円（支給なし）	月額 19,550 円
15 万 4,500 円以上～30 万 4,200 円未満	月額 9,900 円（一律支給のみ）	月額 9,650 円
0 円（非課税）～15 万 4,500 円未満	月額 19,550 円（加算額 9,650 円）	月額 0 円

※ 6％は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3／4 を乗じる）が必要）

※調整控除とは、平成 19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※保護者等全員（父母両方（収入が無くても必要））の合算額で判定します。

留意事項

- (1) 就学支援金は、学校が学生本人に代わって受け取り、その授業料に充当するものであり、学生本人（保護者等）が直接受け取るものではありません。したがって、授業料と就学支援金との差額を学生本人（保護者等）が納付することになります。
- (2) 国立高等専門学校の授業料は、前期・後期の年 2 回に分けて納付します。また、就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の終了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、例えば期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学する月の翌月以降の授業料を学生が負担しなければならないときは、退学することによって支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を納付することになりますので、ご注意ください。
- (3) その他申請書等を提出後に申請等の内容に変更があった場合は、学生課学生係まで申し出てください。

3 授業料等の減免

ア 独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する授業料免除制度による「授業料免除」
学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたと認められる場合は授業料免除が受けられます。

授業料の各期の納付期限前 6 月以内において当該事由が発生したとき、当該事由の発生した日に属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除、又は徴収の猶予（月割分納等）を受けることができます。

なお、授業料免除については、その都度掲示等により通知するので、指定期日までに申請書類を提出してください。

イ 高等教育の修学支援新制度による「授業料等減免」（本科 4 年生以上対象）

高等教育の修学支援新制度とは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対して支援を行う制度です。

原則返還が不要な「給付奨学金（日本学生支援機構）」と授業料及び入学科が減免される「授業料等減免」の 2 つの支援からなっており、支援を受けるには、「給付奨学金」に申請し、採用される必要があります。申請を希望する場合は、「給付奨学金」の申請手続きを必ず行ってください。

なお、当制度の要件として、学業等に係る基準及び家計に係る基準による審査があります。家計に係る基準のうち、収入基準については日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金シミュレーション」にてご確認ください。

(※授業料は、年間 234,600 円(半期 117,300 円))

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額×6% —（調整控除額+調整額）※	授業料等減免額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
非課税世帯【第Ⅰ区分】	117,300 円【満額減免】	0 円
減免額算定基準額の保護者等の合計が 100 円以上 25,600 円未満【第Ⅱ区分】	78,200 円【2/3 減免】	39,100 円
減免支給額算定基準額の保護者等の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満【第Ⅲ区分】	39,100 円【1/3 減免】	78,200 円

※ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合は各区分に該当しない場合があります。

※政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除+調整額）に 3/4 を乗じた額となります。

留意事項

- (1) 高等教育の修学支援新制度による「授業料等減免」は、学校が学生本人に代わって受け取り、その授業料に充当するものであり、学生本人(保護者等)が直接受け取るものではありません。したがって、授業料と「授業料等減免」との差額を学生本人(保護者等)が納付することになります。
- (2) 「授業料等減免」の支援は 1 度採用されますと、最短修業期間まで支援区分に応じて支援がなされます。支援区分に関しては年度途中にある学業等に係る基準及び家計に係る基準による審査により変更されます。また、年度途中で休・退学された場合は、翌月(月の初日に休・退学をした場合は当該月)から支援が停止することから、当月から学期末までの授業料(月額)を納付いただくことになります。
- (3) 日本学生支援機構給付奨学金の申請は年 2 回(4 月・9 月)実施予定です。4 月申請は前年 6 月、9 月申請は本年 6 月に確定した市町村民税情報に基づき、家計に係る基準の判定を行います。4 月申請で要件を満たしていなかった方でも 9 月申請では支援の対象となる場合があります。

4 各種相談制度

ア 学生相談

学生生活を送る上において心配や悩みごとができた際、ひとりで悩み続けず、楽しい学生生活を送るために、本校では学生相談室を設けています。この相談室は、学生がさまざまな悩みから解放され、充実した学生生活を送れるように問題解決の相談に応じるものです。相談に関する秘密は厳守されるので、気軽に利用してください。

カウンセラーによる面談については、本校ホームページからも受け付けています。

<https://www.kagawa-nct.ac.jp/counselingE/common/>



担当	氏名	日時	場所
相談室長	河田 純	随時	各教員室等
相談員	横山 学		
	高城 秀之		
	清水 共		
	奥山 真吾		
	村上 浩		
カウンセラー	植田 直子	月曜日 午後	学生相談室
	河本 和代	水曜日 午後	
	合田 歩	金曜日 午後	
ソーシャルワーカー	森本 奈緒子	月曜日・木曜日 午後	打合せ室
看護師	大西 智子	随時	保健室
	林 真実		

イ 健康相談

毎年春季に定期健康診断・身体測定等を実施していますが、これとは別に学校医（内科医・歯科医）による健康相談日を設けて、相談に応じています。

体に不安がある学生は相談してください。場所は保健室で、日時はその都度周知します。

ウ こころの相談

毎月1回、専門医による「こころの相談」を実施しています。学生・保護者等・教職員の誰でも相談ができます。事前予約が必要です。

5 日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務の一環として、災害共済給付制度があり、学校管理下における学生の災害につき、学生の保護者等に対し、災害共済給付を行う。

制度の概略は次のとおりであるが、詳細は保健室に訪ねること。

ア 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	突 然 死	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

イ 学校管理下の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合
(寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき)

ウ 掛金 年額 1,550 円(4 月に納入する。)

エ 手続及び給付金の受取

上記の項目に該当すると思われる災害が発生した場合は、速やかに保健室に届け出て所定の手続きをとること。給付金の受取は、銀行口座振込とする。

6 学校学生生徒旅客運賃割引証

校外実習あるいは帰省等のために、鉄道等を利用して旅行しようとするときは、学生係から学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)の交付を受けて利用することができる。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるので、使用に際しては、不正のないよう注意すること。

なお、学割証を不正使用した場合は、乗車駅からの区間に対する普通運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃を課されるばかりでなく、学校に対して一定期間割引証の発行を停止され、全学生が非常に迷惑を受けることがあるので、絶対に不正行為は行わないこと。

ア 使用目的の範囲

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 疾病の治療その他修学上支障となる問題の処理

⑦ 保護者の旅行への随行

イ 学割証による割引普通乗車券は、学割証1枚につき一人1回に限って購入できる。なお、片道の営業キロが100Kmを超える区間を旅行する場合、普通運賃が2割引となる。

ウ 使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できない。

エ 学割証は、次の場合無効になる。

- ① 記入事項が不鮮明又は無記入のとき。
- ② 記入事項をぬり消したり、改変してあったとき。
- ③ 訂正印のないとき。
- ④ 有効期間（発行の日から3か月）経過したとき。
- ⑤ 記名人以外の者が使用したとき。

オ 学割証で購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。また、学生証は係員の請求があるときは呈示すること。

カ 学割証を必要とするときは、所定の交付願に記入し、交付を受けたい日の前日までに学生係に申し出ること。

なお、見学旅行、夏季休業及び連休等の場合は、交付申請期限を定め掲示することがある。

7 通学定期券

J R等の通学定期券を購入するときは、通学証明書が必要である。通学証明書を必要とするときは、所定の交付願に記入し、交付を受けたい日の前日までに学生係に申し出ること。

8 福利施設の利用

ア オープンラウンジ

学生の教養の向上、親睦及び憩いの場として図書館1階に、オープンラウンジを設置している。利用者は、お互いに整理・整頓を心掛け、学生全員が気持ちよく使えるように気をつけること。利用時間は、原則図書館開館時間内とする。

イ 福利センター

学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動等を助成する目的で福利センターがある。センター内には食堂・売店・談話室・オーディオルーム・研修室等があり、利用時間は次のとおりである。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・売店（平日のみ） | 10：30～19：00 |
| ・食堂（平日のみ） | 10：30～13：30 |
| ・オーディオルーム・研修室 | 9：00～19：00 |
| ・談話室 | （7：30開錠 22：00施錠） |

使用の際は「福利センター使用細則」を熟読し、所定の手続をとること。使用後は、室内の清掃・戸締まり等を厳重に行わなければならない。

なお、食堂はセルフサービスとなっているので、食器等の返却は自分で行うこと。

ウ 合宿研修所

健全にしてかつ規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的として、合宿研修所が設置されている。

使用に当たっては、使用1週間前までに合宿研修所使用許可願を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

8. 学 生 会 関 係

- (1) 学生会準則
- (2) 学生会規約
- (3) 学生会選挙細則

香川高等専門学校詫間キャンパス学生会準則

平成21年10月1日制定

第1条 学生会は、学校の指導の下に学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第2条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学生生活を楽しみ、豊かで規律正しいものにし、良い校風を作る態度を養う。
- 二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- 三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- 四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- 五 学校生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第3条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針に従い、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- 二 学生会は、本来の目的使命に従い、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す活動を行ってはならない。
- 三 学生は、学生会の運営についてつねに深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。また、いかなる場合においても、個人の思想、良心などに関する基本的な自由を侵してはならない。
- 五 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性がそ害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第4条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第5条 学生会に、総会等の議決及び執行の機関を置き、またクラブ活動のための各種の部を設けるものとする。

2 学生は、その希望に応じて、いずれかの部を選んで所属するものとする。

第6条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。

規約の変更についても同様とする。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 構成
- 四 組織
- 五 役員の種類、任務及びその任期
- 六 総会、委員会等の機能と権限
- 七 クラブの種類
- 八 会費に関する事。
- 九 会計に関する事。
- 十 校長の最終決定権及び教員の指導に関する事。
- 十一 選挙に関する事。
- 十二 規約の改正に関する事。
- 十三 規約の発効に関する事。

第7条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第8条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各部局には校長の命じた指導教員を置いて、それぞれの活動の指導に当たるものとする。

附 則

この準則は、平成21年10月1日から施行する。

香川高等専門学校詫間キャンパス学生会規約

平成21年10月1日制定
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正

第1章 総 則

第1条 本会は、香川高等専門学校詫間キャンパス学生会と称する。

第2条 本会は、学校の指導の下に、学生の自発的な活動を通じて学生生活の向上と充実を図り、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第3条 本会は、本校学生をもって構成し、学生は入学と同時に本会の会員となるものとする。

第4条 本会は、学校長の任命した顧問教員の指導助言を受けるものとする。

第2章 役 員

第5条 本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、次の任務を行う。

一 総会・中央委員会・執行部の議事の記録及び保管

二 書類の作成及び保管

三 学生会備品の管理

四 その他、学生会に関する庶務的事務（告示・発送・收受等）を担当する。

4 会計は、次の任務を行う。

一 学生会に関する金銭出納事務

二 学生会会計帳簿の整理・保管

三 予算案書、決算書の作成

四 その他学生会に関する会計事務を担当する。

第7条 役員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。

2 役員に欠員を生じた場合は、所定の手続きを経てその都度補充しなければならない。

3 補充された役員の任期は、前任者の残り期間とする。

第8条 会長及び副会長は、全会員の投票によって選出する。

2 書記及び会計は、会長と副会長の合議により指名し、中央委員会の承認を得て、会長が任命する。

第9条 会長及び副会長は、解職投票の結果、所定の同意がある場合はやめなければならない。

2 会長が解職されたときは、書記及び会計も同時にやめなければならない。

3 書記及び会計は、会長が中央委員会の同意を得て、解職することができる。

4 解職された役員は、新役員が選出されるまで、その任務を続けなければならない。

第10条 役員は、中央委員会に出席しなければならない。

2 役員は、監査委員会及び選挙管理委員会を除く他の全ての会に出席することができる。

3 前2項のいずれの会においても、決議に加わることはできない。

第3章 機 関

第11条 本会は、本会の目的達成のために次の機関を置く。

一 学生総会

二 中央委員会

三 執行部及び事務局

四 常任委員会

五 部長会、文化局・体育局及び各部、同好会

六 選挙管理委員会

七 監査委員会

第12条 各機関の会議は、別に定めるもののほか、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

ただし、賛否同数の場合は、議長が決める。

学生総会

第13条 学生総会（以下「総会」という。）は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

第14条 総会は、会長が招集し、期日・会場・議題の告示は3日以前に行う。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第15条 総会は、学期毎に1回開く。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- 一 全会員の4分の1以上から要求があったとき。
- 二 中央委員会から要求があったとき。

第16条 総会には、議長・副議長を置く。

2 総会の議長・副議長は、中央委員会の委員長・副委員長が当たる。

第17条 総会に諮る事項は、次のとおりとする。

- 一 事業計画の承認
- 二 決算報告の承認
- 三 予算案の承認
- 四 同好会から部への昇格、部から同好会への降格の承認
- 五 臨時会費の徴収に関する決議
- 六 その他本会に関する重要事項

第18条 議長は、議案の審議に際し、必要と認める資料の提出を求めることができる。

中央委員会

第19条 中央委員会は、総会につぐ決議機関であり、各クラスから2名ずつ選出された委員をもって構成する。

第20条 中央委員会の委員の任期は、1か年とする。

第21条 中央委員会は、委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第22条 中央委員会は、次の事項を審議する。

- 一 執行部から提出された議案
- 二 中央委員3名以上から提出された議案
- 三 総会から委任された議案
- 四 その他、学生会に関する事項

第23条 中央委員会は、原則として2か月に1回会議を開く。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- 一 中央委員の4分の1以上から要求があったとき。
- 二 執行部から要求があったとき。
- 三 常任委員会から要求があったとき。

第24条 中央委員会は、必要と認めるときは、その決議に従って小委員会を設けることができる。

第25条 委員長は、議案の審議に際し、必要と認める会員の出席、又は資料の提出を求めることができる。

執行部及び事務局

第26条 執行部は、本会の最高執行機関であり、第5条に定める役員をもって構成する。

第27条 執行部は、次の任務を遂行する。

- 一 本会事業計画の立案と運営
- 二 総会及び中央委員会の決議事項及び委任された事項の執行
- 三 予算案、決算報告の作成
- 四 規約等の改正案の作成

- 五 総会及び中央委員会へ議案の提出
- 六 学生会に関する渉外事項の処理
- 七 各機関との連絡・調整、執行部が統括する機関の点検・評価
- 八 その他、本会の目的達成のために必要な活動

第28条 執行部は、本会の活動目的に反しない範囲で各機関に内部規則（以下「内規」と称する。）を設けることができる。

- 2 各機関の内規の制定・改廃は執行部の提案の後、中央委員会の議決により行うことができる。

第29条 執行部の会議は、全役員の出席を必要とする。

第30条 執行部のもとに事務局を置く。

- 2 事務局は、執行部の事務処理を行い、本会の活動を充実させることを任務とする。
- 3 事務局は、前項のほかに本会の広報活動を担当する。

第31条 事務局に、局長及び委員を置く。

- 2 局長は、会長の指名により書記が兼務する。
- 3 委員は、若干名とし、会長が委嘱する。

常任委員会

第32条 本会に、次の常任委員会を置く。

- 一 学級委員会
- 二 保健委員会
- 三 風紀委員会
- 四 図書委員会
- 五 交通安全委員会
- 六 電波祭実行委員会

第33条 常任委員会は、次の事項を行う。

- 一 総会及び中央委員会へ議案の提出
- 二 執行部から委任された事項の執行
- 三 その他、本会の目的達成に必要な活動

第34条 常任委員会は、各クラスから2名ずつ選出された委員をもって構成する。

第35条 常任委員会の委員の任期は、1学期間とする。

ただし、電波祭実行委員会の任期は1か年とする。

第36条 各委員会は、委員長及び副委員長を互選する。

- 2 委員長は、顧問教員及び執行部と密接な連絡を保ち、委員会の活動を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第37条 常任委員会は、原則として1回会議を開く。

ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 会議は、各委員会の委員長が招集し、その議長を務める。

部長会、文化局・体育局及び部・同好会

第38条 本会に、部長会を置く。

- 2 部長会に、次の2局を置く。

- 一 文化局
- 二 体育局

- 3 部・同好会については、別に定める。

第39条 部長会は文化局・体育局の局員をもって構成する。

- 2 文化局は、各文化に属する部・同好会（以下「文化部」という。）の部長をもって構成する。
- 3 体育局は、各体育に属する部・同好会（以下「体育部」という。）の部長をもって構成する。
- 4 部長会及び文化局・体育局は、次の任務を行う。
 - 一 本会の主催する文化行事・体育行事に際し、執行部の計画立案に参画し、運営を補佐する。
 - 二 文化局は、文化部相互の、体育局は、体育部相互の連絡調整を計り、部活動を活発化させる。
 - 三 部・同好会の予算要求の調整
 - 四 総会及び中央委員会への議案の提出

第40条 部長会に、部長会会長及び部長会副会長を置く。

2 各局は、局長・副局長を互選する。

3 各局の局長は部長会会長又は部長会副会長を兼務する。

第41条 部長会及び各局は、必要に応じて会議を開く。

2 会議は、部長会会長又は局長が招集し、その議長を務める。

3 部長会副会長及び副局長は、それぞれ部長会会長又は局長を補佐し、部長会会長又は局長事故あるときはその職務を代行する。

第42条 各部・同好会に、部員の互選による部長・副部長及び会計を置く。

第43条 部長は、顧問教員と密接な連絡を保ち、部活動を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、部の会計事務を担当する。

第44条 本会の部に準ずるものとして、同好会を置くことができる。

第45条 同好会から部への昇格及び部から同好会への降格については、中央委員会の議を経て総会の承認を要する。

2 同好会の新設及び廃止については、部長会の承認を要する。

3 部・同好会の昇格・降格及び新設・廃止等に関し必要な事項は、別に定める。

選挙管理委員会

第46条 選挙管理委員会は、次の任務を行う。

一 会長及び副会長の選挙事務

二 解職請求に関する投票事務

三 規約改正に関する投票事務

第47条 選挙管理委員会は、第3学年及び第4学年の各クラスから1名ずつ選出された委員をもって構成する。

第48条 選挙管理委員会の委員の任期は、1か年とする。

2 委員に欠員を生じた場合は、その都度補充する。

第49条 選挙管理委員会は、委員長・副委員長を互選する。

2 委員長は、必要に応じて会を招集し、その議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第50条 選挙管理委員会の委員は、選挙運動その他これに類する行為を行ってはならない。

第51条 選挙管理委員会の委員が立候補するときは、委員をやめなければならない。

監査委員会

第52条 監査委員会は、本会の会計・物品及び活動を監査する。

第53条 監査委員会は、第3学年及び第4学年の各クラスから1名ずつ選出された委員をもって構成する。

第54条 監査委員会の任期は、1か年とする。

第55条 監査委員会は、委員長を互選する。

第56条 監査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、全委員の出席を必要とする。

第57条 監査は、学期毎に1回以上行い、その結果を総会に報告しなければならない。

第58条 監査委員会は、監査に際し、必要と認める会員の出席、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 会 計

第59条 本会の経費は、入学金、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

第60条 入会金及び会費は、次のとおりとし、入会金は入学時に、会費は4月に納入するものとする。

入会金 6,000円

会 費 年額 10,400円

2 納入した入会金、会費は返さない。

ただし、休学者については、休学期間中の会費を免除し、復学後は月割計算で会費を納入するものとする。

第61条 本会の予算は、執行部が案を作成し、中央委員会の議を経て、総会の承認を得たのち決定する。

第62条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第63条 本会の会計決算報告は、翌年度最初の定期総会で行い、会計決算の承認を得なければならない。

2 後期の定期総会においては、前学期中の会計報告をしなければならない。

第5章 会長及び副会長選挙

第64条 会長及び副会長は公選とする。

第65条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第66条 選挙に関する経費は本会が負担する。ただし、選挙運動の経費は負担しない。

第67条 選挙の細則については、別に定める。

第6章 解職請求（リコール制）

第68条 会員は、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、選挙管理委員会に対し、会長又は副会長の解職の請求をすることができる。

2 前項の請求があったときは、委員会は直ちにその要旨を公表し、全会員の投票に付さなければならない。

第69条 解職の決定は、解職投票で、会員の過半数の同意による。

第70条 解職投票の経費は本会が負担する。

第7章 規約の改正

第71条 本会の規約の改正は、次の場合発議される。

一 執行部が提案したとき。

二 中央委員会で、委員の3分の2が要求したとき。

第72条 前条の発議がなされたとき、規約改正の賛否を問う投票を行う。

2 投票は全会員が行う。

第73条 規約改正の可否は、前条の投票によって全会員の過半数をもって決定される。

附 則

1 役員・各委員及び部長は、互いに兼ねることはできない。

2 この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

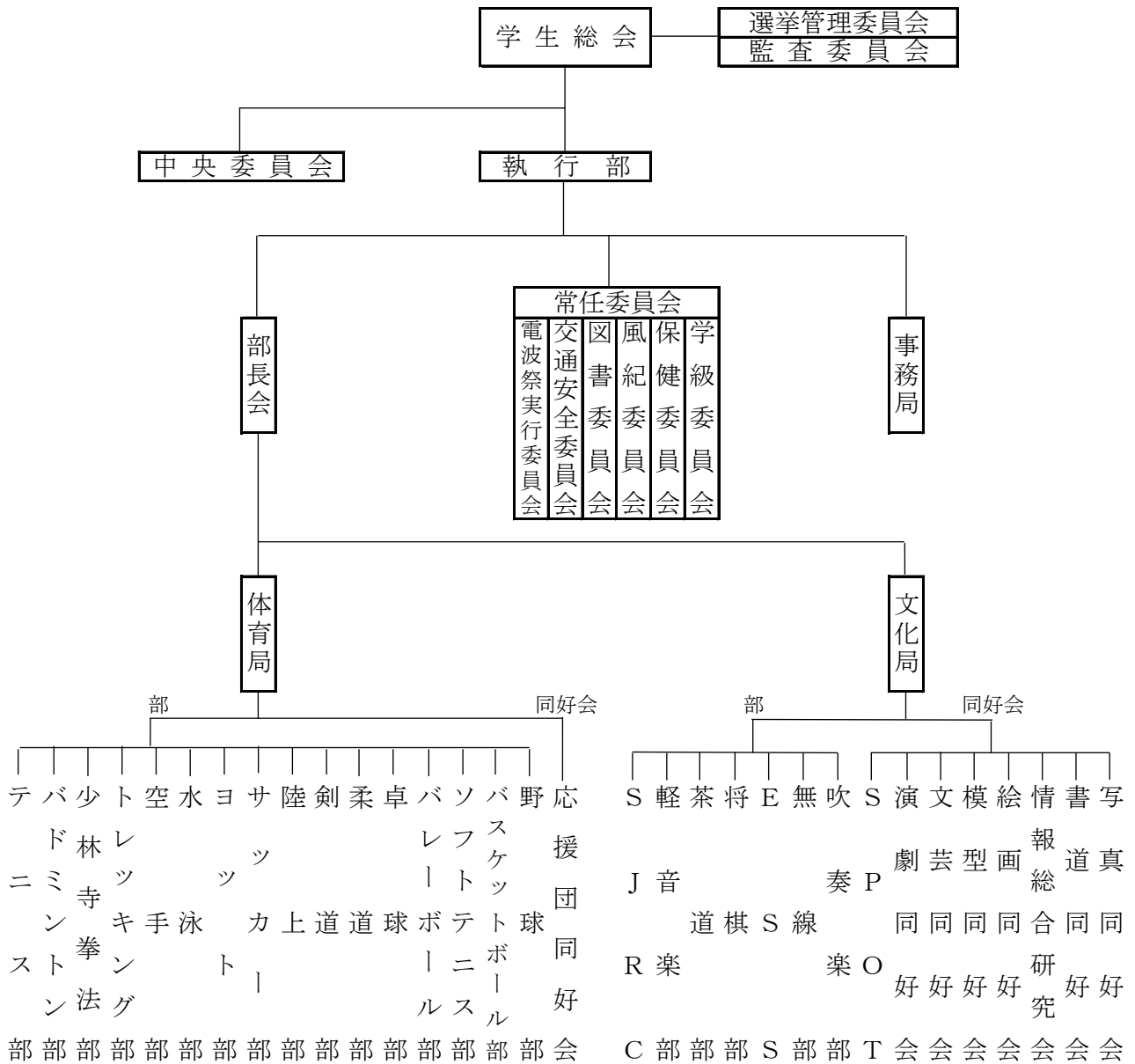
附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

学生会組織図



香川高等専門学校詫間キャンパス学生会選挙細則

平成21年10月1日制定

平成27年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和5年10月10日一部改正

第1条 この細則は、規約第8条に基づく会長及び副会長の選挙、規約第64条並びに第68条、第72条に基づく投票事務並びに学級代表委員の選出について規定したものである。

会長及び副会長の選挙

第2条 会長及び副会長の選挙は、任期が終わる日の前4か月以内に行う。

2 解職による補充選挙の場合は、解職後20日以内に行う。

第3条 選挙期日は、選挙管理委員会が定める。

第4条 選挙管理委員会は、選挙期日の14日から28日前に選挙の告示をしなければならない。

第5条 選挙に立候補しようとするものは、選挙告示後7日以内に選挙管理委員会へ立候補の届出をするものとする。

第6条 立候補の届出がないときは、3日以内に第3学年、第4学年各学級から1名ずつの推薦候補者を立てるものとする。

第7条 選挙は、投票により行う。

第8条 投票は、各選挙につき1人1票に限る。

第9条 投票は、選挙管理委員会の定める用紙、もしくは選挙管理委員会の定めた電子投票方法を用いなければならない。

第10条 不在投票、代理投票は認めない。

第11条 開票には、選挙管理委員会の顧問教員が立ち合う。

2 各立候補者は、1名ずつの開票立会人を出すことができる。

第12条 投票の結果、会長は有効投票数の過半数を得た候補者を当選とする。また、副会長は得票数の多い上位2名を当選とする。

2 会長候補者のいずれもが過半数の得票を得なかった場合は、上位2名のもので決選投票を行い、得票数の多い候補者を当選とする。

3 得票数が同数のため副会長が決定できない場合は、選挙管理委員会において、選挙管理委員長がくじで定める。

第13条 各選挙の立候補者が、定員の場合は、信任投票を行い、過半数の得票を得たとき当選とする。

2 前項の場合、過半数を得られないときは第6条による候補者によって再選挙するものとする。

第14条 次の投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙、もしくは所定の電子投票方法を使用していないもの
- 二 候補者以外の氏名を記載したもの
- 三 選挙管理委員会の定める様式に従っていないもの
- 四 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

第15条 選挙運動は、届出の日から投票日までとし、ポスターの掲示、ビラの配布、演説とする。

第16条 ポスターは、選挙管理委員会の指定する場所に掲示すること。

2 ポスターには、掲示責任者の氏名を明記しなければならない。

3 前2項に違反するポスターは、選挙管理委員会が撤去する。

第17条 配布するビラは、1人1種類とし、その枚数は学生総数を超えないものとする。

第18条 立会演説会は、投票日の前日までに行う。

2 立会演説会において、各候補者は1名ずつの応援演説者を立てることができる。

第19条 その他選挙に関して、規約、細則に定めなきものについては選挙管理委員会が定める。

解職投票及び規約改正の投票

第20条 それぞれの投票については、選挙管理委員会が投票日を定め、少なくとも3日前までには趣意書とともに告示しなければならない。

第21条 投票には、選挙管理委員会の定めた用紙、もしくは選挙管理委員会の定めた電子投票方法を用いなければならない。

2 前項の規定に反するものは、無効とする。

第22条 開票には、選挙管理委員会の顧問教員が立ち合う。

2 解職投票の開票には、請求者側から、規約改正投票の開票には、発議者側から1名の立会人を出席させることができる。

第23条 この投票に関して、規約及び細則に規定のないものについては、選挙管理委員会が定める。

学級代表委員の選出

第24条 各学級で選出する委員は、次のとおりである。

中央委員 2名 学級委員 2名

風紀委員 2名 保健委員 2名

交通安全委員 2名 図書委員 2名

電波祭実行委員会 2名

第25条 第4学年及び第3学年の学級にあつては、前条のもののほか次の委員も選出する。

第4学年 選挙管理委員 1名 監査委員 1名

第3学年 選挙管理委員 1名 監査委員 1名

第26条 各委員の選出方法は、各学級で定める。

細則の改正

第27条 この細則の改正は、中央委員会で3分の2の同意をもって可決される。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年10月10日から施行する。

9. 施設等の利用関係

- (1) 情報基盤センター規程
- (2) 情報基盤センター利用細則
- (3) 体育施設使用心得
- (4) 合宿研修所運営規程
- (5) 合宿研修所使用細則
- (6) 福利センター運営規程
- (7) 福利センター使用細則
- (8) 職員集会所使用内規
- (9) 夕凧荘使用者心得
- (10) 舟艇使用心得

香川高等専門学校情報基盤センター規程

平成 23 年 3 月 3 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における情報処理教育、ネットワーク利用及び学術研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- 二 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- 三 情報処理教育に関すること。
- 四 校内情報システムに関わる情報セキュリティの維持に関すること。
- 五 電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- 六 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センター室員 若干名
- 2 センターに次の各号に掲げる室を置く。
- 一 PC 管理室
 - 二 ネットワーク管理室
 - 三 教育研究推進室

(センター長)

第 5 条 センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び室員)

第7条 第4条第2項各号に定める各室に室長、副室長及び室員を置く。

2 室長、副室長及び室員の任期は1年とし、本校教職員のうちから校長が任命する。

3 室長は、センター長の命を受け、別表に掲げる各室に関する業務を掌理する。

4 副室長は、室長を補佐し、各室の業務を整理する。

5 室員は、室長、副室長の下に各室の業務を処理する。

(センターの利用)

第8条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校情報基盤センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第10条 センターに係る事務は、総務課、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	業 務 内 容
PC管理室	教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。 電子計算機利用の支援に関すること。
ネットワーク管理 室	情報ネットワークの運用と管理に関すること。 校内情報システムに関わるセキュリティの維持に関すること。 ネットワーク利用の支援に関すること。
教育研究推進室	情報処理教育に関すること。

香川高等専門学校情報基盤センター利用細則

平成23年3月3日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川高等専門学校情報基盤センター規程第8条の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の利用について定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 学生の情報処理教育に関する授業及びこれに伴う演習
- 二 学生の実験実習及び卒業研究等
- 三 教職員の研究及び研修
- 四 その他センター長又は副センター長（以下「センター長等」という。）が必要と認めた場合

(利用者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該キャンパスの教職員
- 二 当該キャンパスの学生
- 三 情報セキュリティ副責任者が許可した者

(利用時間)

第4条 センターの利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 センターの利用時間は、別表に掲げるとおりとする。
- 二 保守及び業務のため、利用を停止することがある。
- 三 第一号の規定にかかわらず、あらかじめセンター長等の許可を得たときは、第1号の時間以外に利用することができる。

(ユーザID)

第5条 第2条で許可された者に対して、センターからユーザIDを付す。

(利用上の注意)

第6条 利用者は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ユーザIDを当該利用目的以外に使用し、または他人に使用させないこと。
- 二 パスワードを他人に知られないように留意するなどセキュリティへ配慮すること。
- 三 センターの機器及びソフトウェアに支障をきたすような使用をしないこと。
- 四 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。
- 五 有償ソフトウェアの不法複製等、違法な行為はしないこと。

六 公序良俗に反する行為はしないこと。

七 営利，宣伝行為はしないこと。

八 その他の利用に際しては，センター員の指示に従うこと。

2 利用者は，施設，設備及び物品を破損もしくは紛失した場合には，必ずセンターに届け出なければならない。

(利用の制限又は禁止)

第7条 利用者がこの細則に違反した場合，又はセンターの運営に支障を及ぼすおそれのある場合は，センター長等はその者の利用を制限又は禁止することがある。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事項は，センター長等が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月10日から施行する。

別表

	室 名	利 用 時 間
高松キャンパス	第一演習室 第三演習室 マルチメディア教室	平日 8時40分～16時50分
	第二演習室	平日 8時40分～18時30分
詫間キャンパス	第二演習室 サイバーラボ 高度情報ラボ マルチメディアラーニングラボ	平日 8時40分～16時50分

香川高等専門学校詫間キャンパス体育施設使用心得

平成21年10月1日校長裁定

1 体育館・武道場

一 使用目的

体育館及び武道場は、体育の授業のほか、課外活動及び学校行事等に使用するものとする。

二 使用時間

使用時間は、休業日を除き、毎日午前8時30分から午後6時30分までとする。ただし、校長が必要と認めたときは、時間外又は休業日に使用を許可することができる。

三 管 理

管理は体育教員が行う。

四 使用責任者

使用責任者は、授業担任教員又は学生会のクラブ若しくは同好会の顧問教員とする。

五 使用手続

正規の授業及び使用時間のきめられた課外活動以外に使用する場合は、事前に体育教員を経て施設設備使用許可願を提出しなければならない。

六 使用上の注意

ア 体育館内では、学校で定めた専用のくつを用い、土足のまま入ってはならない。武道場については、裸足とする。

イ 火気については、特に注意し、熱器具等の使用はもちろん館内での飲食を禁ずる。

ウ 施設又は器具を破損した場合は、直ちに体育教員に届け出ること。

エ 使用後は、必ず清掃を行ない、使用器具は、所定の場所に格納すること。

オ 戸締りは、最終使用者が行ない、当直者に報告すること。

カ 前記に違反した場合は、使用を禁止する。

2 水泳プール

一 使用目的

水泳プールは、体育の授業のほか、課外活動及び学校行事等に使用するものとする。

二 使用期間及び時間

ア 使用期間は、原則として4月10日から10月31日までとする。ただし、使用期間中であっても換水清掃等のため一時使用停止することがある。

イ 使用時間は、午前8時30分から午後6時30分までとする。

三 管 理

管理は、体育教員が行う。

四 使用責任者

使用責任者は、授業担任教員又は学生会のクラブ顧問教員とする。

五 使用手続

正規の授業及びクラブ活動以外に使用する場合は、事前に体育教員を経て施設設備使用許可願を提出しなければならない。ただし、1人の使用は、許可しない。

六 使用上の注意

ア 伝染病及び循環器系疾患のある者の使用は、禁止する。

イ 使用前は、必ずシャワーで身体を洗い、十分な準備運動をすること。

ウ 服装は、必ず水泳用のものを使用すること。

エ 休日に使用する場合は、舎監に届け出ること。

オ プール内で事故が起きた場合は、直ちに、臨機の処置をとるとともに体育教員又は舎監に報告し、その指示に従うこと。

香川高等専門学校合宿研修所運営規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校合宿研修所（以下「合宿研修所」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿研修所は、健全にしてかつ規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的とする。

(運営)

第3条 合宿研修所の運営は、校長の命を受けて、学生主事が当たり、その事務は、学生課学生係において処理する。

(使用者の範囲)

第4条 合宿研修所を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 合宿研修所の使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

(使用の細則)

第6条 合宿研修所の使用に関し必要な事項は、細則で定める。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者が、この規程若しくは細則に違反した場合又は合宿研修所の運営上支障があると認められる場合は、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

香川高等専門学校合宿研修所使用細則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校合宿研修所運営規程第6条に基づく合宿研修所の使用については、香川高等専門学校資産監守規程その他関係規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第2条 合宿研修所は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 学生の合宿研修
- 二 学生又は教職員の研修及び集会
- 三 その他校長が許可した場合
- 2 学生が使用する場合は、顧問教員又はこれに代わる教員（以下「顧問教員等」という。）が参加して指導に当たるものとする。
- 3 職員が使用する場合は、代表者を定めその指示に従うものとする。
- 4 学生の使用は、原則として5名以上の団体でなければならない。
- 5 合宿研修以外の使用は、19時までとする。

(使用の手続き)

第3条 合宿研修所を使用する場合は、顧問教員等又は代表者が使用1週間前までに、合宿研修所使用許可願（別紙様式）を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 合宿研修所使用許可願の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(鍵の取扱い)

第4条 合宿研修所の鍵は、学生課学生係において保管し、受渡しするものとする。ただし、勤務時間外における鍵の受渡しについては、外部委託の警備員が行うものとする。

(使用上の諸注意)

第5条 合宿研修所の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 合宿研修期間中顧問教員等は宿泊し、学生の指導監督に当たること。
- 二 施設・設備及び備品は、大切に取扱うとともに許可なく移動させないこと。
- 三 火気の取扱いについては十分注意し、使用後の電気器具の電源は必ず切ること。
- 四 合宿研修所に備付け以外の電気器具等は、使用しないこと。ただし、特別の事情がある場合は、事前に学生課学生係に願い出て許可を受けること。
- 五 電気・水道の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- 六 保健衛生には、十分留意すること。
- 七 合宿研修所使用後は、清掃・整理・整頓をし、戸締りは厳重に行うこと。

(使用終了時の点検)

第6条 合宿研修所の使用を終了した時は、顧問教員等又は代表者が学生課学生係（勤務時間外は外部委託の警備員）に報告し、点検を受けなければならない。

(弁償責任)

第7条 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を亡失・破損した場合は、弁償又は現状に回復しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

(様式省略)

香川高等専門学校福利センター運営規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校福利センター（以下「センター」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動等を助成し、学校生活を豊かにすることを目的とする。

(運営)

第3条 センターの運営は、校長の命を受けて学生主事が当たり、その事務は学生課学生係において処理する。

(使用の範囲)

第4条 センターを使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が認めた場合は、この限りでない。

(施設)

第5条 センターには、次の室を置く。

第1研修室、第2研修室、第3研修室、オーディオルーム、売店、食堂、談話室及び学生会事務局

(使用の許可)

第6条 センターの使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。ただし、売店、食堂、談話室及び学生会事務局の利用については、この限りでない。

(使用の細則)

第7条 センターの使用に関し必要な事項は、細則で定める。

(使用の取消)

第8条 使用者が、この規程若しくは使用細則に違反した場合又はセンターの運営上支障があると認められる場合は、使用の許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

香川高等専門学校福利センター使用細則

平成21年10月 1日制定

平成26年10月30日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校福利センター運営規程第7条に基づくセンターの使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第2条 センターのうち、研修室及びオーデイオルームは、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 学生会及びクラブの活動
- 二 学生又は教職員の研修及び集会
- 三 その他校長が許可した場合

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 一 第1研修室、第2研修室、第3研修室及びオーデイオルーム
9時から19時まで
- 二 売 店 平日のみ 10:30～19:00
- 三 食 堂 平日のみ 10:30～13:30
- 四 談話室 終 日

(休業日)

第4条 センターの休業日は、香川高等専門学校学則第5条第2項に規定する休業日で、次のとおりとする。ただし、休業日であっても校長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- 一 春季休業
- 二 夏季休業
- 三 冬季休業
- 四 学年末休業

2 前項に規定する休業日のほか臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(使用の手続)

第5条 センターのうち、第3条第一号の各室を使用する者は、代表者が、使用前日までに「福利センター使用許可願」を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

2 「福利センター使用許可願」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(鍵の取扱い)

第6条 センターの鍵は、学生課学生係において保管し、受渡しするものとする。ただし、勤務時間外における鍵の受渡しについては、外部委託の警備員が行うものとする。

(使用上の注意)

第7条 センターの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、設備及び備品は大切に取扱うとともに、許可なく移動させないこと。
- 二 火気の取扱いについては十分に注意し、喫煙は指定の場所で行うこと。
- 三 センター備付け以外の電気器具は、使用しないこと。ただし、特別の事情がある場合

は、事前に学生課学生係に願い出て許可を受けること。

四 センター使用後は、清掃、整理、整頓をし、戸締まりは厳重に行うこと。

(使用終了時の点検)

第8条 センターの使用を終了したときは、代表者が学生課学生係（勤務時間外は外部委託の警備員）に報告し、点検を受けなければならない。

(弁償責任)

第9条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品を亡失あるいは破損した場合は、弁償又は原状に回復しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

香川高等専門学校職員集会所使用内規

平成 21 年 10 月 1 日制定

改正 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 条 香川高等専門学校職員集会所（以下「職員集会所」という。）の使用については、香川高等専門学校不動産管理取扱規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 条 職員集会所は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 本校教職員の親睦を図るための集会
- 二 本校の非常勤講師、学生の保護者及び卒業生等外来者（以下「外来者」という。）の宿泊又は休憩
- 三 本校学生のクラブ活動又は合宿等

第 3 条 職員集会所の使用者の範囲は、本校教職員、学生及び第 2 条に定める外来者とする。ただし、校長が特に許可したときは、この限りでない。

第 4 条 職員集会所を使用しようとする者は、次の手続きを行わなければならない。

- 一 本校教職員及び外来者

規程第 13 条に規定する「不動産貸付申請書」を、使用しようとする日の 5 日前までに高松キャンパスにおいては管理課財務係、詫間キャンパスにおいては管理課会計係に提出し、許可を受けなければならない。ただし、利用しようとする者が、外来者である場合にあっては、代理人（本校教職員に限る。）において、「不動産貸付申請書」を提出することができるものとする。

- 二 本校学生

使用責任者は、香川高等専門学校学生準則第 29 条に規定する「施設・設備使用許可願」を、使用しようとする日の 5 日前までに高松キャンパスにおいては学務課学生支援係、詫間キャンパスにおいては学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

第 5 条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）で、第 2 条に定める外来者は、使用する前に別に定める使用料を管理課財務係に納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、還付しないものとする。

第 6 条 職員集会所の使用に当たり、外来者が宿泊を伴う場合は、前条に規定する使用料のほか、別に定める洗濯料、冷暖房料を併せて納付しなければならない。

第 7 条 宿泊は、16 時から翌朝の 9 時までとする。

第 8 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は他の者に一部若しくは全部を転貸使用させてはならない。

第 9 条 使用者は、火災の予防について、特に留意するとともに、施設又は備品等を破損滅失することのないように努めなければならない。

第 10 条 使用者が施設、備品等を破損、滅失したときは、速やかに復旧又は弁償しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これを減免することができる。

第 11 条 使用者が、規程又は内規等に違反したときは、使用を取り消すものとする。

附 則

この内規は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

香川高等専門学校夕風荘使用者心得

平成 21 年 10 月 1 日制定

改正 平成 25 年 4 月 1 日

夕風荘の使用に当っては、清潔、整頓、美化についてそれぞれ責任をもち、快適にして効率的な利用ができるようお互いに努めるとともに、次に定める諸事項を確実に守らなければならない。

1 香川高等専門学校職員集会所使用内規第 2 条第 1 号及び第 2 号使用者

- 一 使用目的以外の用途に使用してはならない。
- 二 宿泊者以外の使用時間は、原則として 22 時までとする。
- 三 室内諸設備を無断で移動してはならない。
- 四 遊技道具(マージャン台等)を使用する場合は、補助敷物を使用し、使用後は、それぞれ所定の場所に返納しなければならない。
- 五 火気(ストーブ、ガスコンロ等)を使用するときは、事前に許可を受けるとともに、使用後は、完全な後始末と所定の場所に使用器具を返納しなければならない。
- 六 使用箇所の清掃、整理整頓並びに電源の切断及び施錠を完全に行った後、勤務時間内にあっては、管理課会計係(内線 510 番)に、勤務時間外にあっては、外部委託の警備員(内線 221 番又は内線 220 番)に、その旨連絡しなければならない。

2 香川高等専門学校職員集会所使用内規第 2 条第 3 号使用者

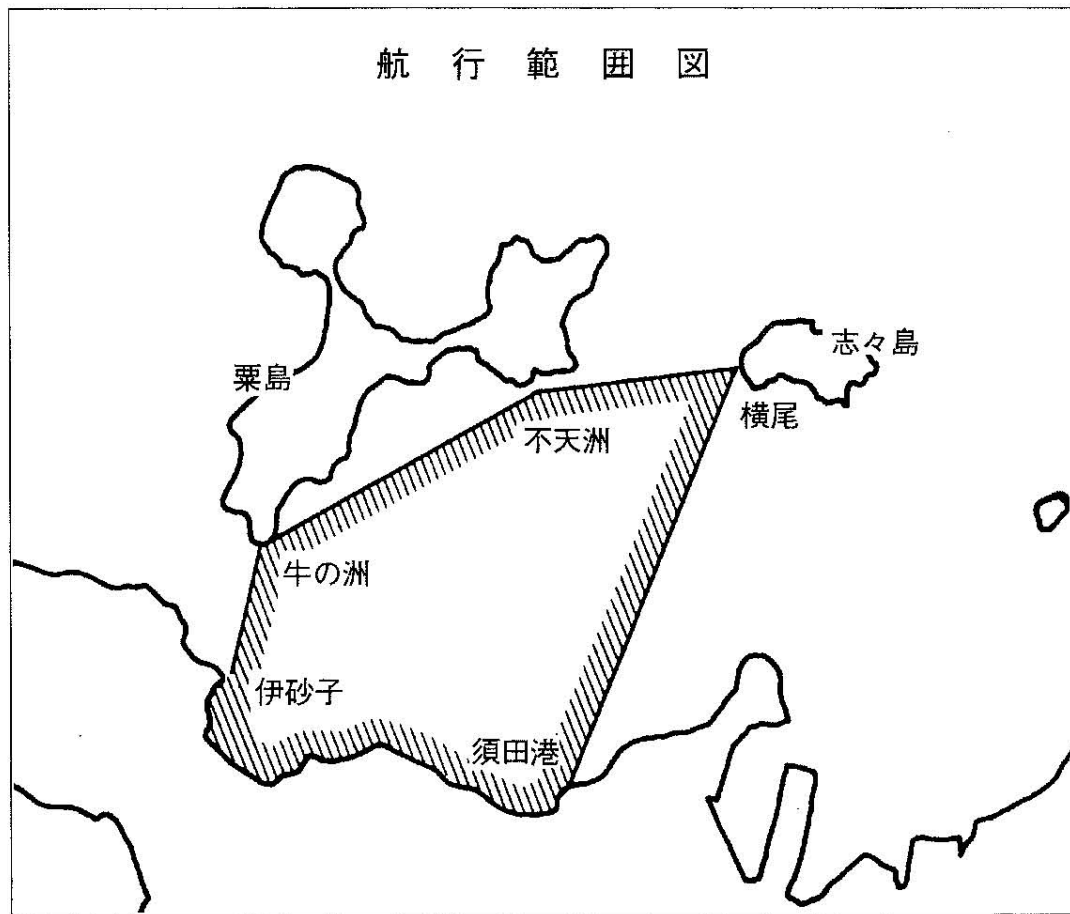
- 一 クラブ顧問等教職員管理の下で使用しなければならない。
- 二 使用目的以外の用途に使用してはならない。
- 三 宿泊者以外の使用時間は、原則として 19 時までとする。
- 四 室内諸設備を無断で移動してはならない。
- 五 遊技道具(マージャン台等)は、使用してはならない。
- 六 飲酒及び喫煙してはならない。
- 七 火気(ストーブ、ガスコンロ、風呂等)は、使用してはならない。
- 八 使用箇所の清掃、整理整頓並びに電源の切断及び施錠を完全に行った後、勤務時間内にあって、学生課学生係(内線 517 番)に、勤務時間外にあっては、外部委託の警備員(内線 221 番又は内線 220 番)に、その旨連絡しなければならない。

香川高等専門学校詫間キャンパス舟艇使用心得

平成21年10月1日校長裁定

- 第1 学生が課外活動において舟艇を使用する場合は、この心得を遵守しなければならない。
- 第2 舟艇とは、ヨット及び救助艇をいう。
- 第3 舟艇の使用を許可される学生はヨット部員とする。
- 第4 舟艇の使用できる期間及び時間は、次のとおりとする。
- | | |
|--------|------------------|
| 一 使用期間 | 4月1日から10月31日まで |
| 二 使用時間 | ア 授業日 放課後から日没まで |
| | イ 休業日 午前8時から日没まで |
- 第5 舟艇の乗艇定員数は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|---|
| 一 ヨット | 原則としてヨットの種類による定員とする。 |
| 二 救助艇 | 船舶検査証に記載されている定員とし、海技免許所有者を含め3名以上は乗艇しなければならない。 |
- 第6 舟艇を使用する場合は、舟艇使用許可願（別紙様式1）に舟艇使用計画書（別紙様式2）を添付して、毎月分を前月の7日前までに顧問教員を経て学生課学生係に提出し、校長の許可を得なければならない。
- ただし、使用当日の天候の状況その他の理由により、許可を取消し、又は変更することがある。
- 第7 舟艇を使用する者は、次の事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。
- | | |
|---|---|
| 一 | 航行に際しては、別図に定められた航行範囲をこえて航行してはならない。 |
| 二 | 海上の特異性として不慮の災害が起こり易く、しかも犠牲が大きいことから、あらかじめ救難対策を十分に打合せておかななければならない。 |
| 三 | 使用前には、舟艇使用日誌（別紙様式3）に乗艇者氏名を必ず記入して乗艇しなければならない。 |
| 四 | 使用前には、必ず舟艇の整備点検をしなければならない。 |
| 五 | 使用中は、救命具を装着するなど安全対策を講じ、乗艇にふさわしい服装をしなければならない。 |
| 六 | 使用中は、気象及び海象の変化に留意し、不安を感じたときは速やかに帰途につき、又は最寄りの港に避難しなければならない。 |
| | また、事故のときは適切な方法を講じて学校に連絡をとり、指示を仰がなければならない。 |
| 七 | 使用中の遊泳及び上陸はしてはならない。 |
| 八 | 航行中の船舶及び漁ろう中の漁船の進路を妨げてはならない。 |
| 九 | 総括責任者は、舟艇の使用後、全ての整理整頓及び乗艇員の点呼を終了し、舟艇使用日誌に所要事項を記載して速やかに顧問教員に提出しなければならない。 |

（様式省略）



須田港－横尾－不天洲－牛の洲－伊砂子をむすぶ線内，図示の海面

10. その他

(1) 学生歌・応援歌・寮歌

(2) 建物配置図

学 生 歌（詫間の春秋）

石黒 美種 作詞
竹下すみ子 作曲

1. やま み どり わん し ずか こ こ に し て ま な び や は そ
 2. はる の あさ さく ら ば な さ き さ か り に ゆ う が く の し
 3. あき ゆ う べ な み き み ち か れ は し て ゆ う ば え に た
 4. か に か く に わ か き ひ の い つ し か に す ぎ ゆ き て か

5. そ り た ー つ い く と せ を こ の さ と に
 き あ げ ー し な つ の ひ る つ ゆ ば れ に
 ち つ く ー す ふ ゆ の よ る な か そ ら に
 え ら め ー を と も ど ち よ い と せ め て

9. が く と わ ー ざ お さ め ん と つ ど い こ ー し
 ほ お じ ろ ー は た か み よ り な な ー も
 つ き い て ー て よ る ず み な し じ ま ー る
 つ ね に さ ー め と き お し み は げ ま ー や

一 山みどり 湾しずか ここにして
まなびやは そそりたつ
いくとせを この里に 学とわざ
おさめんと つどい来し

三 秋ゆうべ 並木道 枯葉して
夕映えに 立ちつくす
冬のよる なかそらに 月凍て
よろずみな しじまなる

二 春のあさ さくらばな 咲きさかり
入学の 式あげし
夏のひる つゆばれに ほおじろは
たかみより 呼びなくも

四 かにかくに 若き日の いつしかに
 すぎゆきて かえらぬを
 友どちよ いとせめて 常にさめ
 時おしみ はげまばや

応 援 歌

本科八期生作詞
佐野覚三郎作曲

変ロ長調
鋭刺と

(一) でんぱ の けん じー たー ち あ がー る とー も よ ふる
(二) デンパ ノ ケン ジー ター チ ア ガー ル トー モ ヨ ガン
(三) でんぱ の けん じー たー ち あ がー る とー も よ きそ

わ ん わ が ち か ら ひ ご ろ きー たー え し こー のー わー ぎー
バ レ イ キ タ カ ク タ ター カー イー ノ ト キー マー キー ター
わ ん い ざ と も に い ま ぞ ぜー んー り ょ く あー げー んー とー

f を お お わ が ぼ こう た く ま で ん ぱ
ル オ オ ワ ガ ボ コウ タ ク マ デ ン パ
き お お わ が ぼ こう た く ま で ん ぱ

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 電波の健児立ち上る | 2 電波の健児立ち上る | 3 電波の健児立ち上る |
| 友よふるわんわが力 | 友よがんばれ意気高く | 友よきそわんいざ共に |
| 日頃きたえしこの技を | 戦いの時今きたる | 今ぞ全力あげん時 |
| おおわが母校詫間電波 | おおわが母校詫間電波 | おおわが母校詫間電波 |

新 寮 歌 (NO. 1)

永 井 雅 春 作詞
磯 崎 巖 作曲

1 みどりの島にかもめ舞う

瀬戸の内海風薫り
桜花の庭の紅顔が
堅くむすんだ友情と
若き生命の希望こそ
あゝ青春の華ならん

2 輝く朝日星の下

大鉄塔のアンテナが
七つの海へ夢のせる
北斗の星が招くのか
若きこの胸血がさわぐ
詫間健児意気高し

3 青空高く笑あり

風あり雨のうれいにも
沖の漁火消ゆるとも
窓辺の灯夜は更けて
若き力だ向学の
今日も灯の蛍光が

4 集い学びしこの寮舎も

三年の春の桜花見ず
異郷の空に巣立ちゆく
寮友よ幸あれ健やかに
若き生命の羽ばたきの
祈る男の子の無念のうち

新 寮 歌 (NO. 1)

永井雅春 作詞
磯崎 巖 作曲

♩=112 ぐらい



新 寮 歌（NO. 2）

木 下 敏 博 作詞
磯 崎 巖 作曲

1 かすみたなびく瀬戸内に
七宝山とともにたつ
夢と希望の住むところ
集え若人この園に

2 真赤に燃える太陽と
熱きを競う若き夢
白い雲よりなお遠く
叫べ若人この夢を

3 青くさしこむ月のもと
落ち葉散りゆく木の下で
友と語ろうふるさとを
語れ若人この思い

4 北風寒く吹き抜けて
栗島照らす七つ星
七つの海へ願いかけ
唄え若人この歌を

新 寮 歌 (NO. 2)

木下 敏 博 作詞

磯 崎 巖 作曲

♩=120 ぐらい

The musical score is written for a single melodic line in treble clef, key of D major (two sharps), and 4/4 time. It consists of 36 measures. Measures 1-4 are the first line, 5-8 the second, 9-12 the third, 13-16 the fourth, 17-20 the fifth, 21-24 the sixth, 25-28 the seventh, 29-32 the eighth, and 33-36 the final Coda section. The lyrics are written below the staff, aligned with the notes. Dynamic markings include *mp* (mezzo-piano) at measures 9, 13, and 21, and *mf* (mezzo-forte) at measure 17. There are several slurs and ties indicating phrasing. The score ends with a double bar line and a repeat sign at measure 36.

か す み た な び く せ とう ち ー に

し っ ぽ う ざ ん と と も に た つ

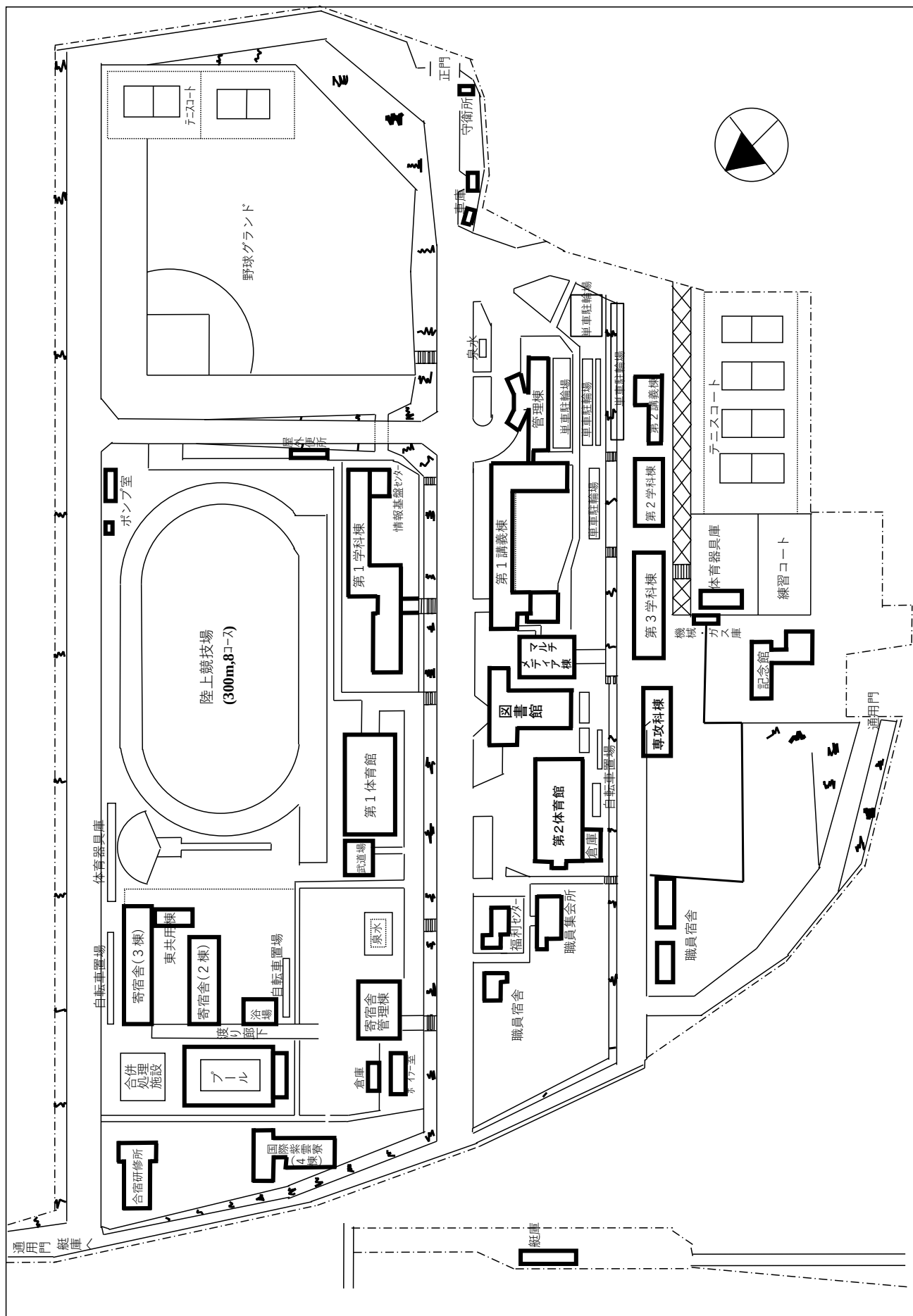
ゆ め と き ぼ ー う の す む と こ ろ

つ ど え わ こ ー ど こ の そ の に

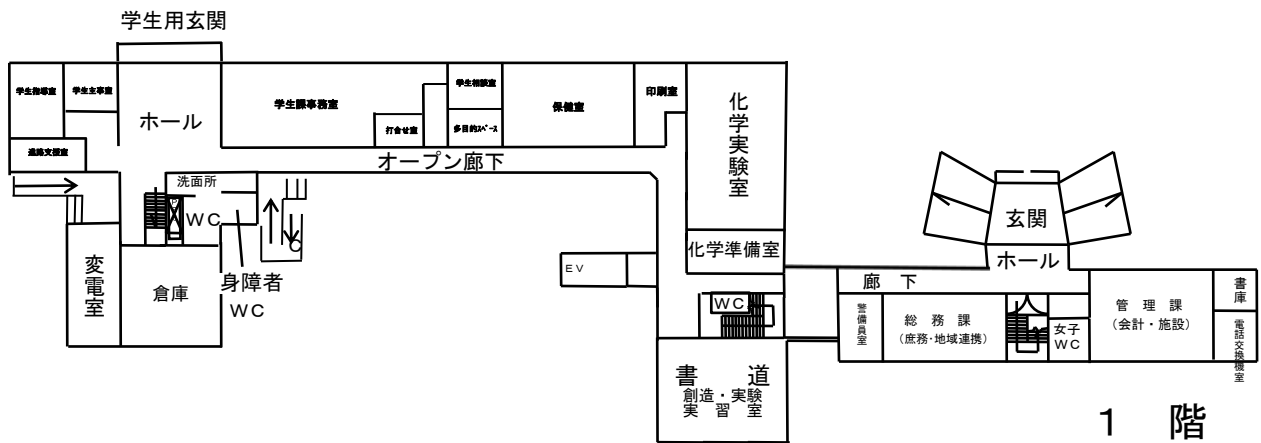
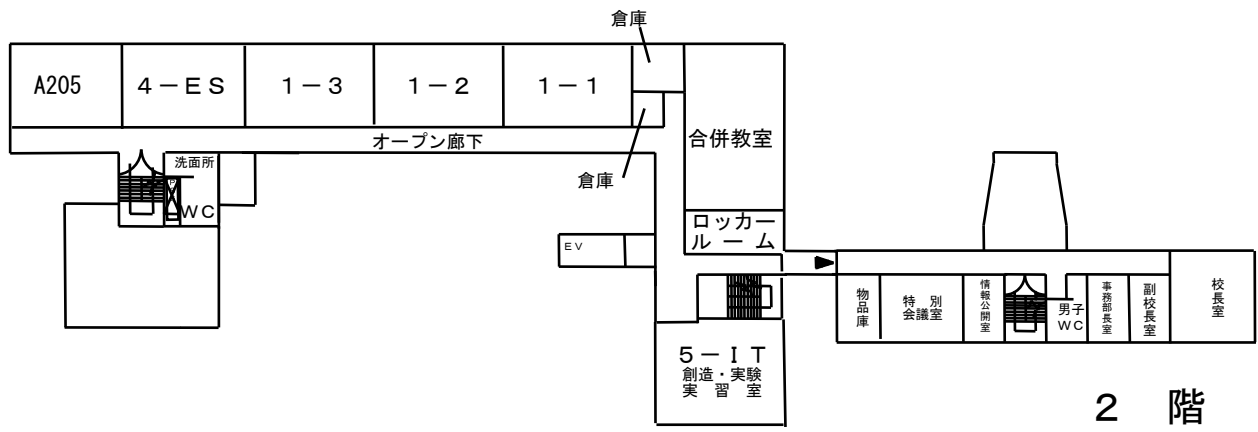
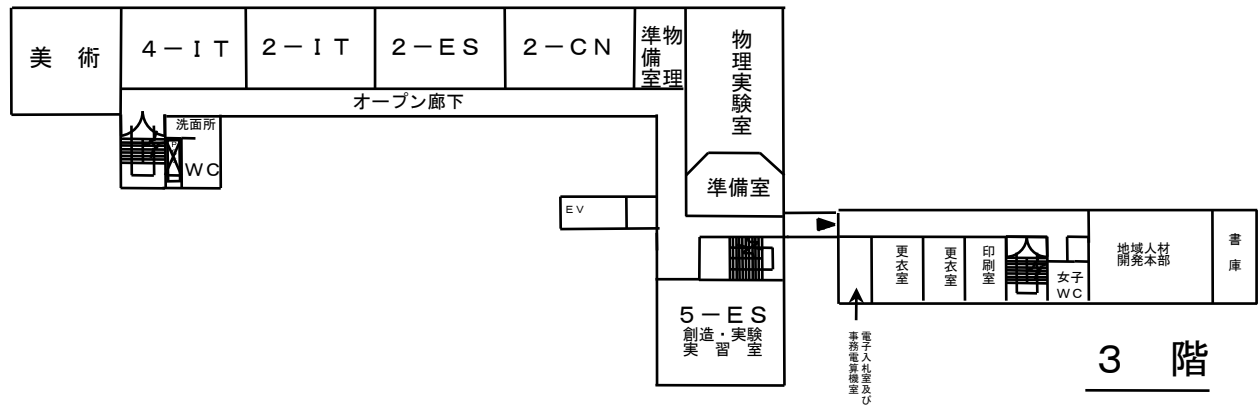
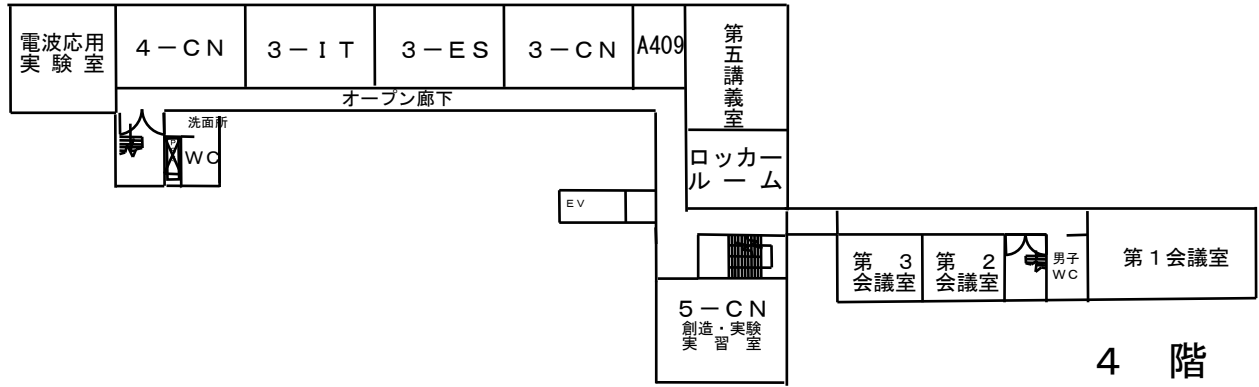
Coda

D.S.

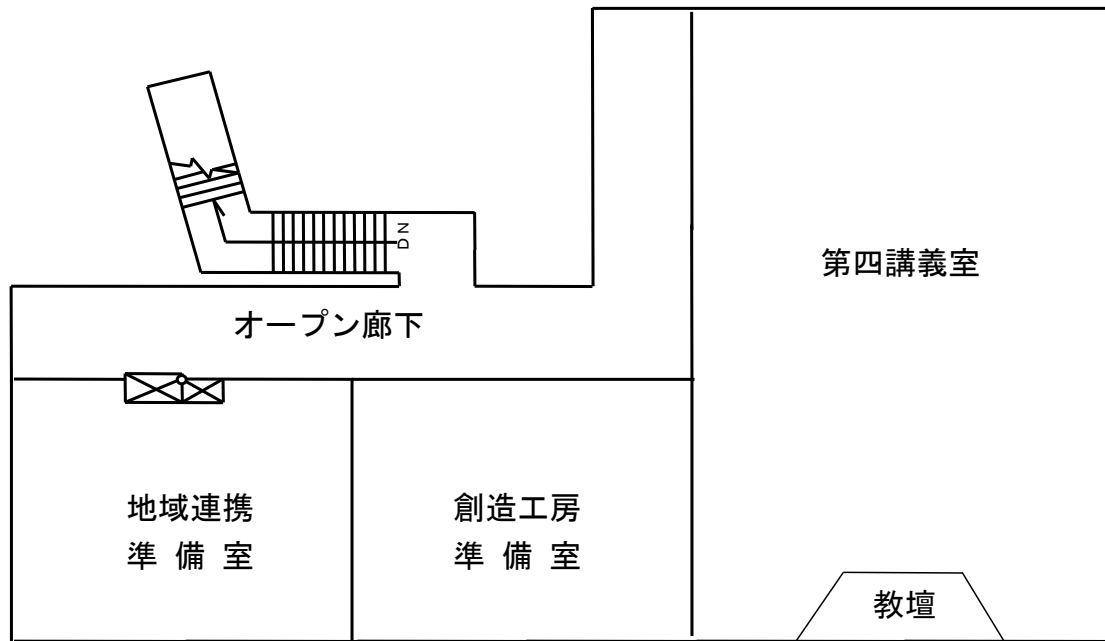
建物配置図



管理棟・第一講義棟



第二講義棟



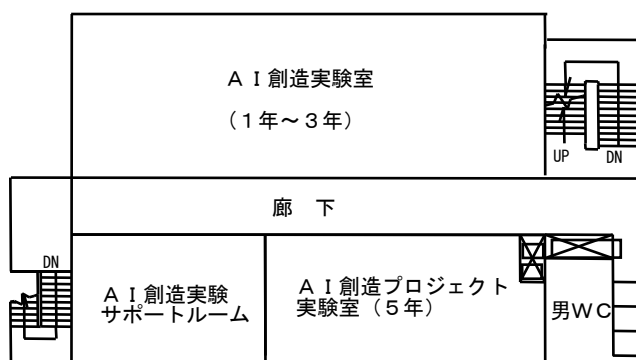
2 階



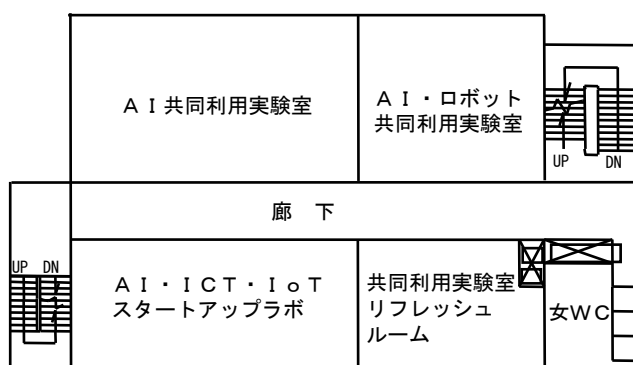
1 階



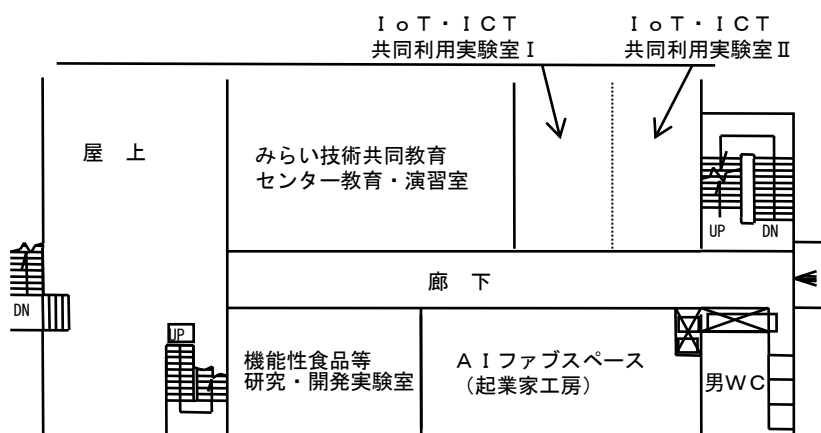
第二学科棟



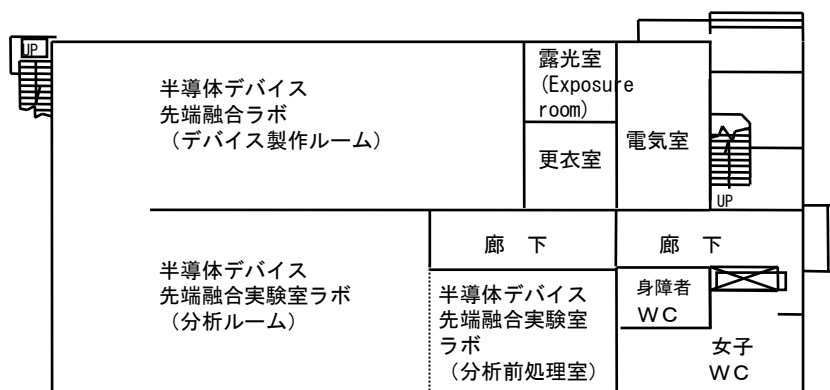
4 階



3 階



2 階



1 階

第三学科棟



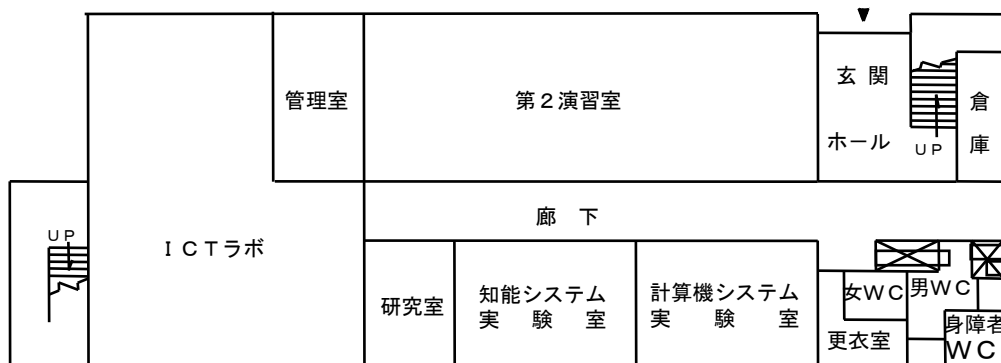
4 階



3 階

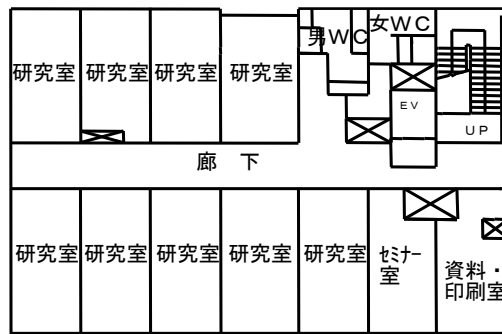


2 階

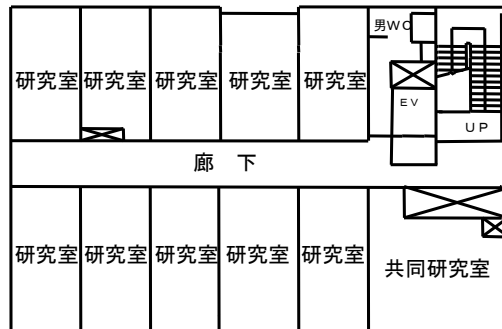


1 階

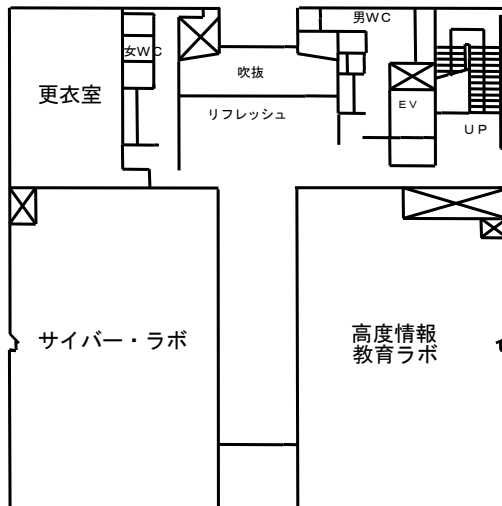
マルチメディア棟



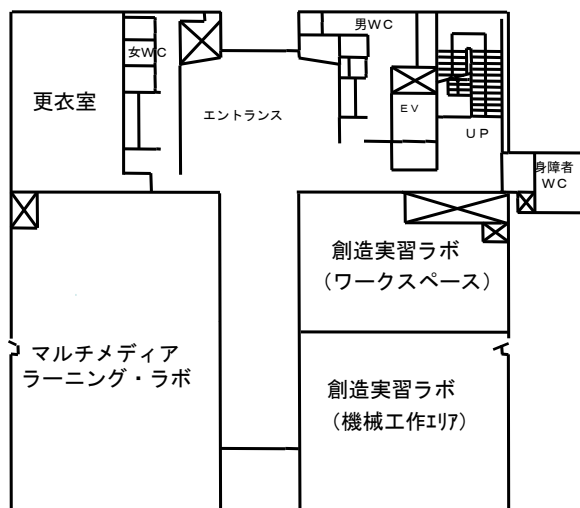
4 階



3 階



2 階



1 階

専 攻 科 棟

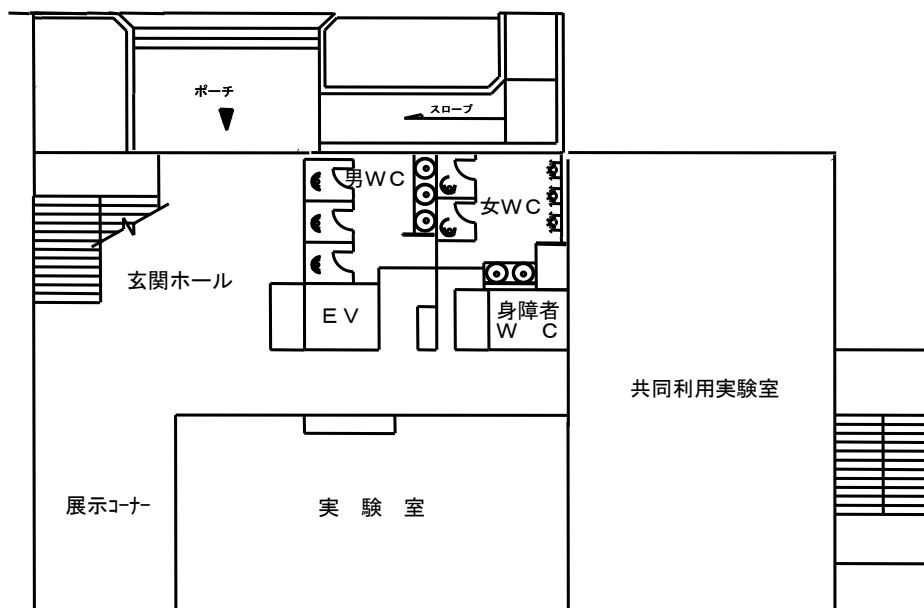
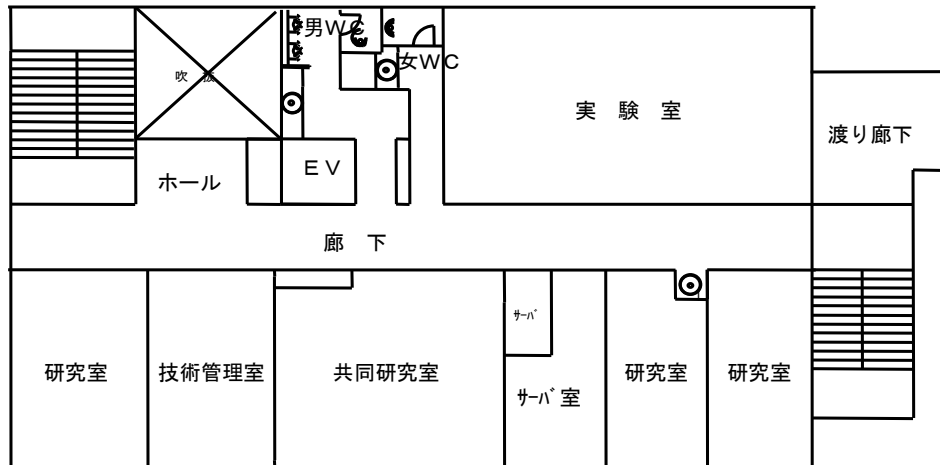
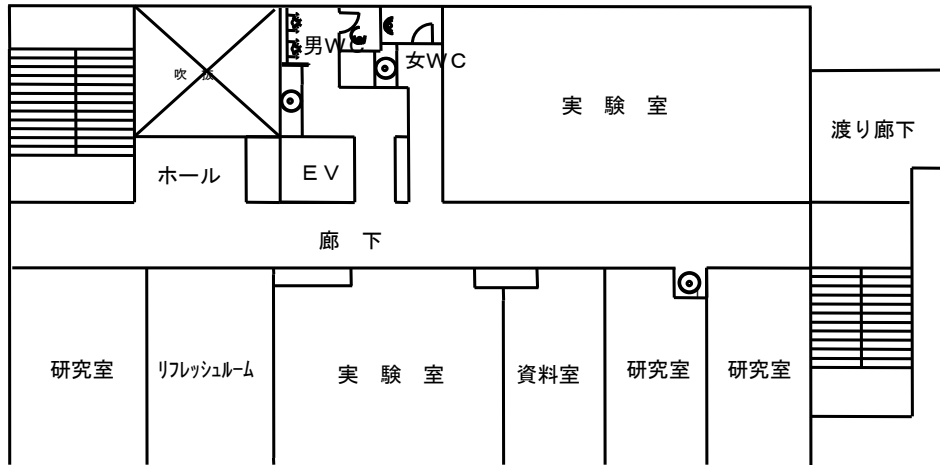
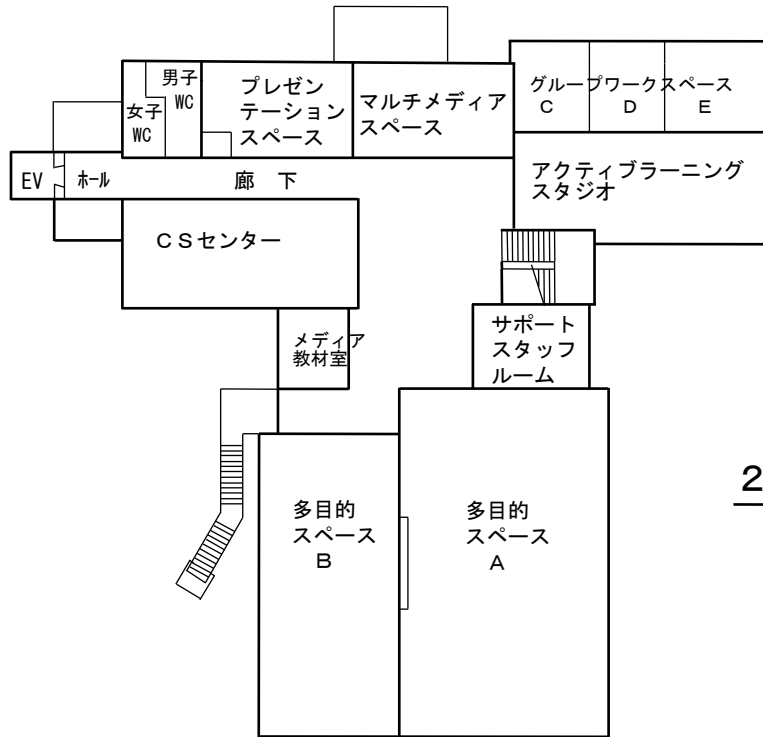
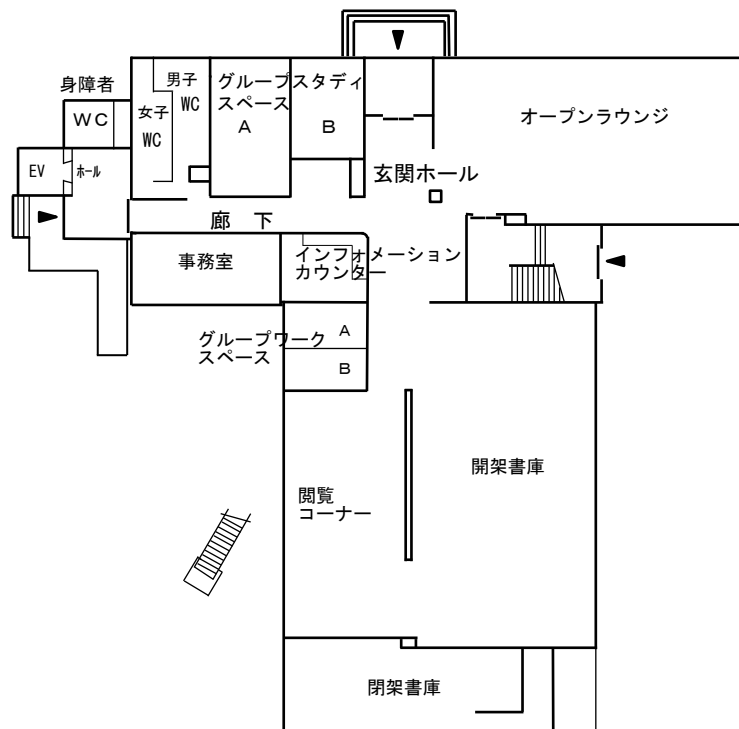


図 書 館

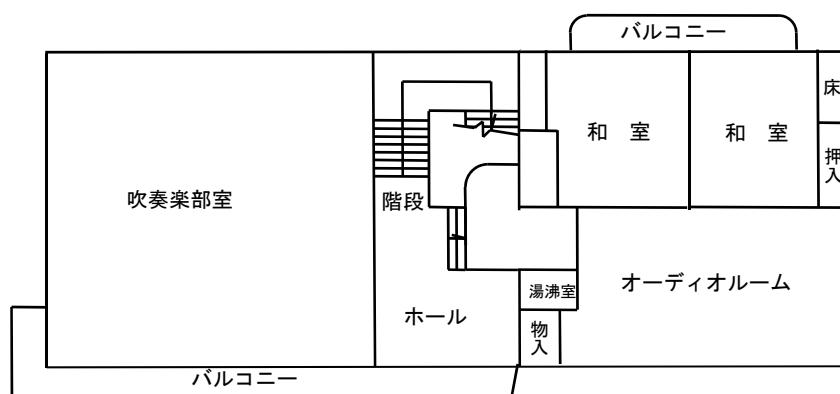


2 階

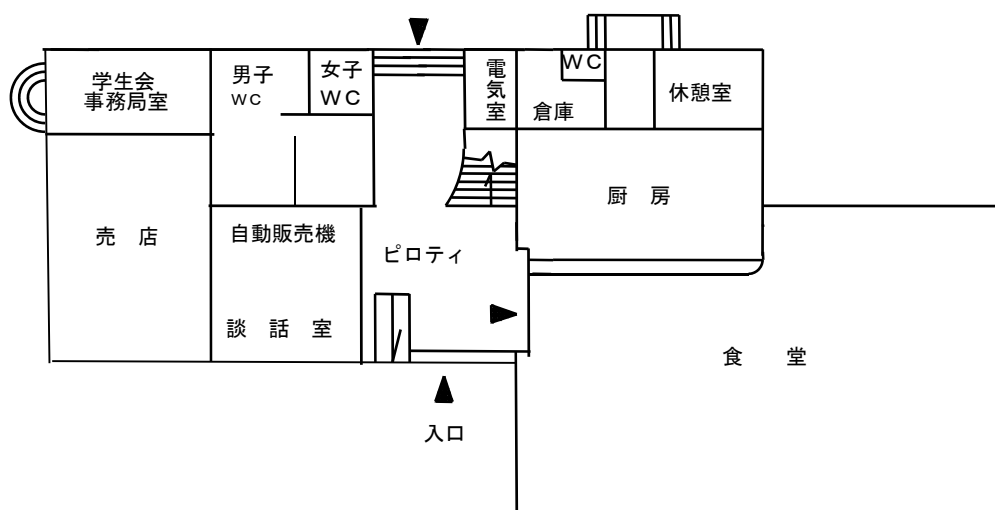


1 階

福 利 セ ン タ ー



2 階



1 階

令和7年度 香川高専行事予定表

1.2. .O.授業・登校日

4月			5月			6月			7月			8月			9月			
日	曜	共通	高松	詫間	高松	曜	共通	高松	日	曜	共通	高松	詫間	高松	曜	共通	高松	詫間
1	火	夏季休業(3日まで)			4	日	高校総体		1	火		12	金	前期末試験	○	月	入試(備入学)	
2	水				4	月		8	2	水		12	土			火		
3	木					火		8	3	木	成績通知	12	日			水		
4	金	入学式	開祭・入祭式			水		8	4	金	四国地区高等学校体育大会	13	月	前期末試験 試験返却日	○	木		
5	土					木		8	5	土	四国地区高等学校体育大会	火	火	試験返却日	○	金		
6	日					金		前期中間試験	9	6	日	四国地区高等学校体育大会	水	試験返却日	○	土	電気工作物実習後 (停電及び雨天)	
7	月	始業式・外周式	【月曜日授業】	4	土			前期中間試験	9	7	月	13	木	試験返却日	○	日		
8	火	開校式・1日目 クラブ紹介	5	日				前期中間試験	9	8	火	13	金	試験返却日	○	月		
9	水	開校式2日目	5	月				前期中間試験	9	9	水	13	土	開祭 オープンキャンパス	火			
10	木	学生定例健康診断①	1	土		火		前期中間試験	9	10	木	13	日	オープンキャンパス	水	成績通知		
11	金		1	日		水		前期中間試験	9	11	金	14	月	オープンキャンパス	木		特別開祭	
12	土			月	5	木		前期中間試験	9	10	土		火		金			
13	日			火	5	金		10	10	13	日		水		土			
14	月			水	5	土	入試・実習科学 (土・日・社会人)		14	月		14	木		日			
15	火			木	5	日			15	火		14	金		月	敬老の日		
16	水			金	6	月		10	10	16	水	試験発表	14	土	火	入試(備入学)		
17	木			土		火		10	10	17	木		15	日	水			
18	金	一斉参観	2	日		水		対話集会	10	10	18	金	15	月	木			
19	土			月	6	木		壮行会	10	11	19	土	火		金			
20	日			火	6	金	四国地区高等学校体育大会		11	20	日		水		土			
21	月			水	6	土	四国地区高等学校体育大会			21	月	海の日	木		日			
22	火			木	6	日	四国地区高等学校体育大会			22	火		金		月			
23	水			金	7	月		試験発表 大掃除	7	11	23	水	15	土	火	秋分の日	特別開祭 保護者懇談会	
24	木			土		火			11	11	24	木	15	日	水	補講日 二輪安全講習会	集会議 保護者懇談会	
25	金			日		水			11	11	25	金	15	月	木	補講日	集会議	
26	土			月	7	木	第1回ブックハブ イベント			12	26	土	火		金	補講日	集会議	
27	日			火	7	金	大掃除		12	12	27	日	水		土			
28	月			水	7	土	四国地区高等学校体育大会			28	月		木	補講日	日			
29	火			木	7	日	四国地区高等学校体育大会			29	火		金	前期末試験	月		集会議	
30	水			金	8	月		12	12	30	水		土	前期末試験	火	特別開祭・開祭 キャンパス実食		
31	木			土			高校総体			31	木		日					
共通										共通								
高松										高松								
詫間										詫間								
間										間								

令和7年度 香川高専行事予定表

1, 2, .. O: 授業・登校日

10月				11月				12月				1月				2月				3月			
日	曜	共通	高松	曜	共通	高松	高松	曜	共通	高松	高松	曜	共通	高松	高松	曜	共通	高松	高松	曜	共通	高松	高松
1	水	後期授業開始	1	土	○月	後期中間試験	8	1	木	元日						日						閉寮	
2	木		1	日	○火	後期中間試験	8	2	金							月		15				通試/再試 閉寮	
3	金		1	月	文化の日		9	3	土							火		○			臨時休業		
4	土			火	4		9	4	日	▶						水		○			補講日		
5	日			水	5		9	5	月	授業開始						木		○			後期末試験		
6	月		1	木	5【月曜日授業】	5	9	6	火							金		○			後期末試験		
7	火		1	金	5		9	7	水							土		○			後期末試験 キャンパス集会 大雪		
8	水		2	土	テザコン本選		9	8	木							日		○			入試(本科学力)		
9	木		2	日	テザコン本選		9	9	金							月		○			臨時休業		
10	金		2	月		6	10	10	土							火					臨時休業		
11	土	フロン本選		火	5		10	11	日	入試(本科学力)						水					建國記念の日		
12	日	フロン本選		水	6		10	12	金							木		○			後期末試験		
13	月	スポーツの日		木	6	試験発表 第2回ブンクハ ンテイング	6	13	火							金		○			後期末試験		
14	火		2【月曜日授業】	金	6		6	14	水							土		○			後期末試験 試験返却日		
15	水		3	土			10	15	木							日					入試(本科学力 通試)		
16	木		3	日	ロボコン全国大会		10	16	金							月		○			試験返却日		
17	金		3	月		7	11	17	土							火		○			試験返却日		
18	土			火	6		11	18	日							水		○			試験返却日		成績通知 特別閉寮
19	日	ロボコン 四国地区大会		水	7	臨時休業 総合文化祭	11	19	月							木		○			卒業式 修了式		成績通知 特別閉寮
20	月		3	木	7		7	20	火							金		○			通試等 成績確認期間 (2/27まで)		
21	火		2	金	7		11	21	水							土					通試等 成績確認期間 (3/1日まで)		
22	水		4	土			11	22	木							日					通試等 成績確認期間 (2/27まで)		
23	木		4	日	勤労感謝の日		11	23	金							月		▶			天皇誕生日		
24	金	大掃除	4	月	振替休日		11	24	土	プレコン本選 入試(本科学力) 通試等						火					通試等		
25	土			火	7		11	25	日							水					通試等		
26	日			水	8	後期中間試験		26	月							木					通試等		
27	月		4	木	8	後期中間試験		27	火							金					卒研発表 通試/再試		
28	火		3	金	8	後期中間試験		28	水							土					卒研発表 通試/再試		
29	水	体育祭	○	土				29	木							日							
30	木		5	日				30	金							月							
31	金	皆既月食準備	○					31	土							火					▶		
共通								共通								共通							
高松								高松								高松							
詫間								詫間								詫間							

第 学年	学科・組	氏 名	
-----------	------	-------	--

令和7年度（2025年度）学生便覧

香川高等専門学校詫間キャンパス

R7 学生便覧（本科） 変更点

（該当ページに関して、R7 年度版学生便覧のページ数を記載しています。）

- 3. 教務関係 （3）香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程
（該当 60 P）

→特別学修 認定単位一覧表に「統計検定」の項目を追加

- 4. 学生支援（4）香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程（該当 69～71 P）
→R7 年度から新規追加

- 7. 福利厚生 （4）各種相談制度 （該当 101 P）

カウンセラー「河本 和代」 水曜日 午後 学生相談室

ソーシャルワーカー 「森本 奈緒子」 月曜日・木曜日 午後 打合せ室

→上記2名の先生が新しく担当します。